

JETRO

ユーロトレンド

EURO TREND

NO.53 2002・7

- Report 1 ●EU競争法が自動車産業に与える影響／2
Report 2 ●英国雇用法に関する最近の動向／9
Report 3 ●テレコム分野で進む債務削減と新規事業設立（欧州）／20
Report 4 ●旺盛な米国企業進出の背景（アイルランド）／26
Report 5 ●新治療薬などの開発進むメディコンバレー（デンマーク）／33
Report 6 ●中欧の自動車産業（チェコ・ハンガリー）／41
Report 7 ●日本企業との取引に期待～ミッション派遣報告～（チェコ、バルト三国）／56
クロノロジー●／70
統計資料●主要経済指標／90
中・東欧ミニ情報●観光・文化・文芸／92



EU競争法が自動車産業に与える影響

ブリュッセル・センター

EUにおいては、自動車業界は競争法上問題となることが多いため、欧州委員会の競争総局でも自動車を中心に担当する特別の部門（Competition Directorate - General, Directorate F, Unit 2）を設け、EU自動車市場に常に注目している。競争担当のモンティ委員は、欧州委は「市場を自由化し、消費者を中心とした米国経済モデルに近づくことが結果として効率性を増強し、メーカーの利益にも資するため、反産業的な政策を遂行する意図はない」と主張している。以下ではEUの競争法が自動車産業にどのような影響を与えているのかをみる。

本レポートは、ジェットロ・ブリュッセルセンターが、Van Bael & Bellis 法律事務所の亀岡悦子女史に、EU競争法がEU自動車産業に与える調査を依頼し、執筆頂いたものである。

1．自動車流通とEC条約第81条違反

自動車部門は、支配的地位の濫用について規定するEC条約第82条より、不当な協定、合意を禁止する第81条の点で問題になることが多い。なぜならEU市場においては、部品や特殊技術を除いて、一社が独占的地位にあることは稀であるからである。

第81条違反の例として、2001年10月10日に欧州委が、ダイムラー・クライスラーに対し、並行輸入を妨げ、自動車のリースと販売の市

場における競争を害したとして7,200万ユーロの罰金を科した事件がある^(注1)。これは欧州委が自動車メーカーに罰金を科した4つ目のケースである^(注2)。欧州委は、ダイムラー・クライスラーに対し異議告知書を99年に提出しているが、事態の深刻さを考慮して当事者だけでなくプレスリリースを通じて発表した。現行のEU適用免除規則（1475/95）によれば、メーカーは独立の販売業者に対する販売を禁じることができるとしているが、ダイムラー・クライスラーの方法は、他の加盟

(注1) 欧州委員会のプレスリリース (IP/01/1394 of 10. 10. 2001)

(注2) 他のケースは、Commission, Decision of 28. 1. 0998, Case /35.733, VW, O. J. L 124 ; Commission Decision of 20. 9. 2000, Case COMP/36.653, Opel, O.J. L 59 ; Commission Decision of 29. 6. 2001, Case COMP/36.693, Volkswagen, O. J. L 262, 2. 10. 200.

.....

国の最終消費者向けを含む並行輸入自体を制限しているためEU競争法違反とされた。さらに3%以上のリベートを消費者に与えるディーラーには、自動車の供給を制限するとの協定への合意が、価格設定(再販売価格維持)とされた。このような慣行については、既に2001年のフォルクスワーゲン事件でも問題になっている^(注3)。欧州委は、メルセデスベンツの新車の輸出制限についても審査を開始している。

EU競争法上の手続きにおいては、欧州委からの質問書に答えることが関係企業の本職となる。例えば、自動車メーカー間の協力協定を欧州委へ届出後、欧州委の自動車担当部門から、当事者宛てに質問書が送付されることがある。質問書の内容は、過去数年間の全世界とEU市場での製品製造数、販売数、将来の展望(5年後の製造数等)、工場の現時点での生産力、生産力増強のための処置、他社との協力協定の内容、製品の特徴、市場新規参入についての評価、新規参入業者についての情報、知的所有権についての情報等が考えられる。質問書は締め切りが定められており、その期限までに欧州委に返送しなければならないが、締め切りの延長が可能な場合もある。

2. 一括適用免除規則

(1) 一括適用免除規則改正案

現在、特に自動車業界で注目されているのは、2002年2月に欧州委によって採択された自動車に関する規則改正案^(注4)(インターネットでは2002年3月11日、EU官報には2002年3月16日に発表である。同改正案は、EU

自動車産業市場に大きな影響を及ぼすものである。

EC条約第81条に違反する可能性のある協定は、個別または一括適用免除の制度によって違反を免れることができる。欧州委は、自動車流通制度を対象とする一括適用免除規則1475/95^(注5)を95年に採択し、現在も適用されているが、この規則が2002年9月末に失効予定のため同改正案が発表された。ここで対象となる自動車は、自家用車だけでなくバス、トラックも含まれる。

2001年末に現行競争法制度の問題点について、外部のコンサルタントに依頼したレポートが欧州委に提出された^(注6)。同レポートは、一括適用免除が廃止された場合、維持された場合、改正された場合のそれぞれの影響を評価することを目的とした。11月末か12月初頭に発表を予定していた規則改正案は、フランスとドイツ出身の欧州委委員の賛同を得ることが難しく、大幅に遅れて結局2002年3月に発表された。

(2) 改正の意図

同改正案は、EU市場における自動車の排他的流通制度を保護する目的で制定された95年に施行され、2002年9月30日に失効する規則1475/95に関するものである。欧州委は、現在同規則に代わる制度の必要性を調べている。EU自動車製造業界は、同規則の重要部分を維持するように要請している。もし欧州委が同規則に代わる新たな規則を制定しないと、自動車産業は自動的に他の専門部門と同様に扱われ、流通契約についての一般的なEU競争法のルールが適用され、一括適用免

(注3) Commission Decision of 29. 6. 2001, Case COMP/36.693, Volkswagen, O. J. L 262, 2. 10. 200.

(注4) Draft of Commission Regulation on the application of Article 81 (3) of the Treaty to categories of vertical agreements and concerted practices in the motor vehicle industry.

(注5) Commission Regulation (EC) No 1475/95 of 28 June 1995 on the application of Article 85 (3) of the Treaty to certain categories of motor vehicle distribution and servicing agreements, O. J. L 142, 29/06/1995 p.25-34.

(注6) Study on the impact of possible future legislative scenarios for motor vehicle distribution on all parties concerned-Andersen-03. 12. 2001.

除規則2790/99^(注7)の対象となる。自動車部門の一括適用免除規則1475/95は、価格設定、販売網の地理的配分の制限などを規定している。しかし、欧州委は、この一般的ルールは他の産業セクターには適切であるが、自動車産業独特の問題対処には不十分で、自動車産業にはより厳格な制度が必要であると考えている。

欧州委は、現状において規則1475/95の目的は、完全には達成されていないと考えている。このため欧州委は同改正案により、消費者とEU自動車産業の利益の調整を図ろうとしている。欧州委は、EUの消費者は、現行の制度からは正当な利益を受けておらず、ディーラー間の競争は十分に活発ではなく、ディーラーは自動車メーカーに過度に依存しているとする。自由化擁護者と消費者団体は、欧州委の改正案は十分に消費者保護を考えていないと批判するが、欧州委は、第三国との競争も考慮すると、EUにおける自動車業界の競争自由化は急激になされるべきではないと考えている。

(3) 改正の要点

欧州委は、メーカーに許可された地域での販売を担当するディーラーを選定する排他的流通制度と一定の基準に従って選択されたディーラーを使う選択的流通制度の二つの方法から、自動車メーカーは選ぶことができるようになるとしている。つまり改正案では、「専属」のディーラーは自由に他の小売業者に販売ができるが、選択的流通制度では、ディーラーは小売業者に一定の「選択的」資格を要求することができる。シトロエンの専務取締役は、排他的流通制度は、ディーラーに、スーパーマーケットを含め、その地域にあるすべての者に自動車を販売することを許可す

ることを意味するため、自動車メーカーは同制度を好まないだろうと述べている^(注8)。オランダ・ダイムラー・クライスラーのCEOも、多くの自動車メーカーが選択的流通制度を選択することを予想しており、その結果、販売代理店の数が増加するかもしれないと考えている。選択的流通制度では、大規模のディーラー・グループが有利であり、そのため中小のディーラーは追い込まれることになる^(注9)。

選択的流通制度に所属する流通業者は、インターネットなどを使ってEU市場上どこでも販売ができるようになる。大陸の加盟国の販売業者が英国に店を開くこともできるようになり、現在、英国以外のEU加盟国と英国との間の23%の自動車価格差を縮小する効果をもち得る。また、販売店は数種のメーカーの自動車を扱うことができるようになる。既にスペインのスーパーマーケットでは、2月から22の自動車メーカーによる1,400のモデルを売り出している^(注10)。

また、改正案によると、メーカーはオンライン上で車を販売する小売会社にも自動車を販売することができるが、欧州委は、同案によって、メーカーにインターネット上での自動車販売者にも販売することを強制することは、消費者の利益を考慮すると利点よりも不利な点が多いと考えている。しかし、今回の改正で地理的制限を減らすことによって、将来のインターネット販売での障害を減少する可能性もある。競争担当のモンティ委員は、インターネットでの販売は最終的には、新車を外国で購入することをはるかに容易にし、ディーラーに他種の自動車を販売することを可能にするだけでなく、価格、選択の点で

(注7) Commission Regulation (EC) No 2790/1999 of 22 December 1999 on the application of Article 81 (3) of the Treaty to categories of vertical agreements and concerted practices, OJ L 336, 29/12/1999 p.21-25.

(注8) Automotive News Europe, 12. 2. 2002.

(注9) Automotive News Europe, 12. 2. 2002.

(注10) Les Echos, 15. 2. 2002.

.....

消費者に有利であることを認めている^(注11)。また、同改正案では、メーカーは複数の地理的販売市場にそれぞれ異なる販売目標を課してはならないとしている。

自動車の修理などのアフターサービスは、現在、自動車製造業の売上の6%、利益の20~30%を占めている。同改正案は、独立の自動車修理店は制限なく自動車部品を手に入れることが可能にし、この分野での効果的な競争を保護するために、メーカーは独立の修理業者の技術上の情報、道具、設備等へのアクセスを妨げることにはできないとしている。同改正案では、ディストリビューターは修理についても自分で扱うか、認可した下請け業者に依頼するかを選択することができる。また、ディーラーは、自己のショールームにおいてアフターサービスを提供する義務を負わない。

(4) 今後の手続き

欧州委は、第1回目の諮問委員会(2002年3月上旬)で加盟国代表者と同改正案について協議し、2002年3月16日、同案を官報に掲載した。今後、欧州委は、業界を含めた第三者の意見を考慮の上、第2回目の諮問委員会で加盟国代表者と協議の上、最終的に改正案を2002年夏頃に採択する予定である。同改正案が予定通り採択されると2010年5月31日に失効することになり、一括適用免除規則1475/95の失効期日と重なることになる。

3. EC裁判所と自動車流通

2001年2月14日にEC第一審裁判所は、自動車流通に関する判決(Système Européen Promotion社 vs 欧州委)を下している。この事件は、EC条約第81条と一括適用免除規則1475/95に基づいてなされた申し立てが欧州委によって却下されたために、EC裁判所で争われることになった。Système

Européen Promotion社は、自動車の購入、販売、リースを業務とする会社であるが、ルノー・フランスとその子会社等に対する申し立てを欧州委に提出した。この申し立てによれば、ルノー・オランダは、ルノー・フランスの要請により、自動車輸出を減少を促す通知をオランダのディーラーに送付し、輸出に回された自動車は年間割り当てやディーラーのボーナスには考慮されないことを告げた。オランダのディーラーから、この通知により以後、輸出用の自動車は、注文できないことを告知されたSystème Européen Promotion社は、EC条約第81条第1項違反を理由に、ルノーの一括適用免除を撤回することを欧州委に要請した。一括適用免除規則1475/95は、無条件のものではなく市場分割、価格設定等のEC条約上競争法違反が後に発覚した場合には、欧州委によって取り消されうる。欧州委は99年3月8日、審査の結果、この申し立てを決定によって、却下したので、Système Européen Promotion社は、この欧州委決定の取り消しを求めてEC第一審裁判所に訴えた。しかし、欧州委は、審査開始決定につき違反の重大性を考慮し、審査を継続する共同体の利益があるかどうか決定するにおいて裁量権を有し、申立人の主張する手続上の瑕疵も認められない等の理由で、EC第一審裁判所は結局、取り消しを認めなかった。

4. 自動車製造業に対する国家援助

国家援助はEU市場の競争を最も害し得る手段の一つのため、EU競争法の一分野であり、EC条約第87~89条で規制されているが、ここでも自動車が問題になっている。ちなみに国家援助については、欧州委競争総局でも、国家援助のみを扱う特別の部門が設けられている。欧州委は2002年2月13日、英国のフォードのエンジン工場に対する1,740万ポンド

(注11) Speech/02/79 of 26. 02. 2002 (European Competition, Day in Madrid).

(2,800万ユーロ)の援助が、EU競争法違反であるかどうかを再度審査する旨を発表した^(注12)。フォードは2月5日に高級車ジャガーのV8エンジンを製造することで知られている工場の生産力を増強するため、資金を導入することを発表していた。この投資によって地域の工場閉鎖の打撃をうけている南ウェールズ地方に600を越す新たな職を作り出すことになる。一方、2002年1月23日には、英国にあるGMの子会社に対する英国政府の1,000万ポンドの付与についての審査が欧州委によって開始している^(注13)。

自動車産業に対しては、EUでは国家援助の分野でも特別のフレームワークが設定されている^(注14)。フレームワークの目的は、自動車産業が米国、日本に遅れをとらないように研究開発、トレーニング、担当当局の役割の近代化等を考慮し、98年1月1日から自動車業界に対する重要な国家援助を、一定の規則に従って事前届出することを促すものである。

5. 自動車業界におけるEU競争法とEU環境法の関係

EC条約は第6条において、環境保護を規定しているが、欧州委は環境についてもEU競争法が適用されることをそのレポート中で明らかにしている^(注15)。特に個々の事件の分析について、ある協定の及ぼす競争を害する効果と、その協定が達し得る環境保護の目的

との利益を考量すると述べている。以下、欧州委が扱った2つの事例を掲げる。

欧州自動車工業会(ACEA)は、自動車からの二酸化炭素の排気を制限するACEA会員間の協定は、大気中の二酸化炭素減少を掲げるEUの政策に合致するもので^(注16)、EC条約第81条第1項に違反しないものと判断した^(注17)。同協定は、ACEA会員の自動車メーカーが、2008年までに25%の減少を目標として掲げ、欧州委とEU加盟各国は、その目標に向け努力することを明らかにしている。欧州委は同協定は、全会員にとっての平均減少基準を設定したのみで、各メーカーは自由に各自で減少量を設定することができ、各社が二酸化炭素排気制限の技術を開発することができるため、お互いの競争を害することはないと解した。

次に、EUCAR事件では、環境に関する研究を目的としたEU市場で活動する自動車メーカー間の協力協定に対し、欧州委は好意的な態度を示した^(注18)。

同協定は、自動車の騒音制限やモーターからの排気の効果等を研究することを目的としており、実験・研究の結果は直接に特定の自動車のみで使用されることを目的としたものではなかった。そこで欧州委は、同協定による研究は、市場での企業間の競争以前の段階にて行われるもので、EU競争法に反しないと結論づけた。

(注12) Press release IP/02/239.13.2. 2002.

(注13) Press release IP/02/125.23.1. 2002.

(注14) Community framework for state aid to the motor vehicle industry of September 15, 1997 O.J. C 279/1.

(注15) e Rapport sur la politique de concurrence - 1995, Commission européenne DG - Concurrence, 1996.

(注16) COM (1998) 495 final.

(注17) e Rapport sur la politique de concurrence - 1998, Commission européenne DG - Concurrence, 1999.

(注18) e Rapport sur la politique de concurrence - 1998, Commission européenne DG - Concurrence, 1999.

.....

(参考)

『EC競争法』(村上政博)

一括適用免除 85条3項は、EC委員会が、一定の種類(類型)の共同行為について適用免除を宣言する旨規定している。

この規定を受けて、EC理事会は特定の種類の共同行為について適用免除規則を制定する権限をEC委員会に授与する理事会規則を採択している。まず、1965年の理事会規則19号により、EC理事会は、排他的取引協定、工業所有権の取得もしくは使用、またはノウハウの譲渡もしくは使用に関して課された制限を含む協定について適用免除規則を制定する権限をEC委員会に授与した(「一定の種類(類型)の協定、決定、協調行為への条約85条3項に関する1965年3月6日の理事会規則」No. 19/95)。次に、1971年の理事会規則2821号により、規格または型式の設定(標準化)、工業所有権と機密の技術上の知識を含む、研究成果の利用と開発、専門化の協定等について適用免除規則を制定する権限をEC委員会に授与した(「一定の種類(類型)の協定、決定、協調行為への条約85条3項の摘要に関する1971年12月20日の理事会規則」No. 2821/71)。

これらの授権を受けて、EC委員会は1972年に排他的取引契約に関する一括適用免除規則を、1967年に専門化契約に関する一括適用免除規則を制定した。その後、排他的取引契約については、1967年の一括適用免除規則を、1983年に内容を修正したうえ、排他的販売契約に関する一括適用免除規則と排他的購入契約に関する一括適用免除規則とに分けた。また、専門化契約については、1972年の一括適用免除規則を1977年、1982年にそれぞれ5年間延長したうえ、1984年に1982年の一括適用免除規則を廃止して新しい一括適用免除規則を制定する形で、内容を変更した現行の専門化契約に関する一括適用免除規則を制定した。

また、EC委員会は、1984年に、特許ライセンス契約に関する一括適用免除規則、自動車販売・サービスに関する一括適用免除規則、共同研究開発契約に関する一括適用免除規則の三つを、1988年に、フランチャイズ契約に関する一括適用免除規則、ノウハウライセンス契約に関する一括適用免除規則の二つを制定している。このように、1984年以降一括適用免除規則が急速に整備された。

一括適用免除規則は、規則の定める一定の要件を満たす契約について85条1項の適用を自動的に免除する。一定の要件を満たす契約についてはEC委員会に届け出る必要もない。ただし、EC委員会は、一括適用免除のための要件を満たす契約について、具体的事案において85条3項と両立しない効果をもたらす場合には、正式決定をもって一括適用免除の利益を撤回しうる。

また、一括適用免除規則の定める(一括適用免除のための)一定の要件を満たさない契約について、EC委員会に届け出て個別適用免除の決定を受けることは可能である。

特許ライセンス契約、専門化契約、共同研究開発契約、フランチャイズ契約、ノウハウライセンス契約に関する五つの一括適用免除規則は、85条1項から一括適用免除を自動的に受けられない契約のうち、さらに一定の要件を満たす契約について、当該契約がEC委員会に届け出られ、かつ、EC委員会が6カ月以内に異議を申し立てない(適用免除に反対しない)場合には、85条1項の適用を自動的に免除するという自動適用免除制度(または異議申立制度 - oppositon procedure)を採用している。

一括適用免除規則の基本的な枠組み、内容については、制定権限を授与する理事会規則が定める。また、一括適用免除規則の構成については、ほぼ固まってきている。

まず、一括適用免除規則は、主に85条3項の定める4要件と規則の実体的な内容との関係、兼ね合いを解説する前文と、主に一括適用免除に該当する契約内容を定める本文とに分かれる。

一括適用免除規則の本文は、各々の種類の契約について独自の実体的内容を定める実体条項と手続を定める手続条項とに大別できる。

実体条項には、一括適用免除宣言、必要条件(一括適用免除を受けるために必ず具備すべき条件)、白条項(合法条項 - 原則として85条1項に該当しないものであるが、例外的に85条1項に該当することになる場合にも85条3項により85条1項の適用を免除されるもの)、灰色条項(適用免除条項 - 85条1項に該当するおそれのあるものであるが、85条3項により85条1項の適用を免除されるもの)、黒条項(違法条項 - 85条

1項に該当するおそれがあり、85条3項によっても85条1項の適用を免除されないもの、適用除外条項（競争者間の契約など、各契約条項について検討するまでもなくそもそも一括適用免除規則の対象とならないもの）がある。これらの実体条項は、本文に1ないし5条におかれる。

手続条項には、自動適用免除制度、一括適用免除の利益の撤回、売上高・市場占有率の計算方法、関連事業者の定義（関連事業者を同一経済体としてひとまとめにして取り扱うため）、守秘義務、事業者団体の決定・協調行為への準用、経過規定（一括適用免除規則の制定規則の制定以前の既存契約、新規加盟以前に締結された既存契約の取扱いを定める）、有効期間である。手続条項については、ほぼ共通の内容が定められており、同一文言が用いられることも多い。ただし、自動適用免除条項の自動的に適用免除となる契約の範囲、一括適用免除の利益撤回条項の撤回事由については各々の契約類型に合わせて書き分けられている。

一括適用免除規則は、必要条件を具備した一括適用免除宣言に該当する契約のうち、適用除外条項（不適用事由）に該当せず、白条項および灰色条項を含んでいるものについて85条1項の適用を免除する。

より正確にいうと、一括適用免除規則は、必要条件を具備した一括適用免除宣言に該当する契約のうち、規則が適用にならない事由に該当するものを除き、灰色条項として列挙している条項、白条項として特に列挙している条項および通常は競争制限的でなく85条に該当しない白条項と同等な条項を含む契約について、85条1項の適用を免除する。また、自動適用免除条項は、通常、必要条件を具備した一括適用免除宣言に該当する契約のうち、運用除外に該当せず、白条項、灰色条項以外の競争的制限的条項を含み、かつ黒条項を含まない契約についてEC委員会への届出と異議ないことを条件に85条1項の適用を免除する。

英国雇用法に関する最近の動向

ロンドン・センター

英国政府は、柔軟性のある労働環境を通して、働く両親が仕事と家庭の両立を実現させることを促進する提案などを行っている。ジェットロ・ロンドンセンターは、こうした内容を含め、英国雇用法の最新の動向にかかわるセミナーを開催した（2002年2月27日）。以下は、同セミナーで講師を依頼したクリフォード・チャンス法律事務所マイク・クロッサン氏の講演要旨である。

1．性差別：立証責任と間接的性差別の意味

立証責任：2001年性差別禁止（間接的差別と立証責任）規則（the Sex Discrimination (Indirect Discrimination and Burden of Proof) Regulations 2001）が、2001年10月12日に施行され、1975年性差別禁止法（the Sex Discrimination Act 1975）の数多くの条項が改正された。主要な改正は2つ存在する。

まず第一に、間接的差別は、ある女性に不利な規定、基準あるいは慣行（旧法では要件あるいは条件という言葉が用いられた）を適用する。そしてそれが、比率的に男性よりも非常に多くの女性の不利になり、かつ性別以外の要因により正当化することができない場合に発生すると定義される。これらの新しい条項は、男性を女性より不利に取り扱う場合にも同様に適用される。この改正は、間接的

差別の範囲が拡大されたことを意味する。例えば、性差別を申し立てる者は、その者を不利な立場にさせる強制的な会社の規則が存在したということではなく、雇用者がその者の利益を害するある慣行を実行したということのみを証明すればよい。

第二に、性差別事件における立証責任の問題を取り扱う新しい条項が導入された。それによれば、まず、裁判所あるいは労働審判所が性差別が存在したと判断できる事実を申立人が立証する責任を負う。その後、立証責任は、そのような差別が存在しなかったと証明しなくてはならない被申立人に移行する。

2．休暇の権利

1998年労働時間規則（the Working Time Regulations 1998）の条項が2001年10月25日付で改正され、労働者は雇用1日目より休暇の権利を有する。この改正以前は、労働者は、

同一の雇用者の下で最低13週間継続的に勤務するまで4週間の年次有給休暇の権利を与えられなかった。

改正された1998年労働時間規則は、雇用1年目の年次休暇に関する計算方法を規定する。現在では、休暇は、1カ月働く毎に労働者の休暇の権利の12分の1の割合で生じる。この計算の結果、少数点以下の端数が発生する場合は、一番近い全数に切り上げる、あるいは切り下げると改正法は規定する。例えば、ある従業員が2カ月働いた場合、休暇の権利は3.33日で、これは3日に切り下げられる。

改正された1998年労働時間規則は、労働者の初年度の休暇の権利は実際に生じた日数に制限されるが、雇用者は雇用契約の中で、従業員がまだ生じていない休暇を取ることができることを定めることも可能であると規定している。多くの雇用者はすでに雇用1日目より月ごとに休暇の権利が生じる制度を設けているので、その場合は改正法の影響を受けない。しかしながら、連続した短期契約により労働者を雇用することを常とする雇用者にとっては、改正法は多大な影響を及ぼす可能性がある。なぜなら、そのような期限付雇用契約の下に雇用される労働者は、有給休暇をとるか、あるいはその契約の終了時に、発生した休暇の代わりに支払いを受ける権利を有し、そのような支払いにより従業員全体の賃金支払いが非常に多額になる可能性があるからである。

3. 両親の育児休暇の権利に関する変更

1999年出産休暇および両親の育児休暇などに関する規則 (the Maternity and Parental Leave Etc. Regulations 1999) は、1999年12月15日以降に出生した、あるいは養子に迎えられた子供の両親は、子供の世話をするため、あるいは子供の世話のための準備をするために最高13週間の無給の育児休暇をとる権利を有すると規定していた。この休暇は、子供の

5歳の誕生日(障害児の場合は、18才の誕生日)までにとることができた。

2002年1月10日付で、同規則に多少の改正が行われ、1994年12月15日以降に生まれ(かつ、その他の条件を満足させる)子供の両親もまた、育児休暇をとる権利を有するようになった。すでに5歳に達した、あるいはもうすぐ5歳に達する子供がいる両親に不利にならないように、そのような両親が2005年3月31日までの3年3カ月の期間に13週間の休暇をとることを許可する移行期間が存在する。同時に、障害児の両親のための育児休暇は、13週間から18週間に延長された。

従業員が両親の育児休暇をとる資格を得るために必要な1年間の継続的雇用を完了したかどうかを決定する際には、以前の雇用者における雇用期間が考慮されることがある。両親の育児休暇が無給であることには変更がなく、従業員は引き続き、雇用者に対して両親の育児休暇をとる意思がある旨の通知を21日以上前に行うことを要求される。従来と同様、雇用者との別段の合意がない限り、両親の育児休暇は1週間ごとの単位で、1年に最高4週間まで無給でとらなくてはならない。また、その従業員の不在が業務のはなはだしい妨げとなる場合は、雇用者はその休暇を延期することができる。

4. 労働審判所の裁定額の増額

2002年2月1日より以下の変更が行われた。

- ・ 不当解雇の賠償裁定額の上限は52,600ポンドに引き上げられた。
- ・ 不当解雇の基本裁定額の上限は7,200ポンドから7,500ポンドに引き上げられた。
- ・ 法定人員整理手当の計算の基準となる「週給」の上限は250ポンドである。

これらの新しい上限は、2002年2月1日以降の解雇にのみ適用される。労働審判所の事件がこの日以前の解雇に関連する場合、2001年の労働審判所の上限が適用される。

.....

5 . 2002年期限付雇用契約の下で雇用される従業員に関する（不利な取扱い防止）規則案(Draft Fixed-Term Employees(Prevention of Less Favourable Treatment)Regulations 2002)

2002年7月10日に、2002年期限付雇用契約の下で雇用される従業員に関する（不利な取扱い防止）規則案が施行される。同規則は、期限付雇用契約の下で雇用される従業員が不利に扱われる慣行をやめさせ、期限付雇用の質を向上し、そして雇用者が連続的な期限付雇用契約あるいは雇用関係を濫用することを防止する枠組みを確立することを意図している。同規則はまた、期限付雇用契約の下で雇用される従業員に、より多くの情報と雇用機会を提供することを要求する条項を含む。これは、同規則の目的を達成することを意図するものである。

同規則は、期限付雇用契約の下で雇用される従業員は、同様の仕事を行う期限の定めのない雇用契約の下で雇用される従業員と比較して、不利な取り扱いを正当化する客観的な理由がない限り、雇用条件に関連して不利な取り扱いを受けてはならないと規定する。このことは、職務資格、職業訓練の機会および当該雇用者の下で期限の定めのない雇用を得る機会に関連して、不利な取り扱いを受けない権利を含む。同規則は、契約上の賃金、職業年金制度加入資格および医療保険に関する権利を含むすべての契約条項に適用される。

期限付雇用契約の下で雇用される従業員はまた、法定疾病手当および健康上の理由による停職期間中の保証を受け取る権利も有する。

同規則の下で、雇用者は平等の取り扱いに関する条項ごと（"term-by-term"）の取り組みを採用することができる。つまり、期限付雇用契約の下で雇用される従業員の賃金および福利厚生が、勤続年数や賃金あるいは福利

厚生が支払われる基準などの要素を考慮に入れて、同様の仕事を行う期限の定めのない雇用契約の下で働く従業員と同一あるいは状況に応じた比率で支払われることを確保するということである。もう1つの方法は、賃金と福利厚生が同一ではない場合、雇用者は、全体的に見て賃金や福利厚生を含む全体の取り扱いが同様の仕事を行う期限の定めのない雇用契約の下で働く従業員と少なくとも同様である場合、その取り扱いの相異を客観的に正当化することができる。

期限付雇用契約の下で働く従業員は、不利な取り扱いを申し立てた時点で、以下の条件を満足させることができる場合、自分自身を別の従業員と比較することができる。

- ・比較される従業員が、同一の雇用者により期限の定めのない契約の下に雇用されている。
- ・比較される従業員が、（たとえば、資格、技術および経験を考慮に入れて）期限付雇用契約の下に雇用される従業員と同一あるいはほぼ同様の仕事を行う。
- ・比較される従業員が、期限付雇用契約の下に雇用される従業員と同一の事業所に勤務する。同一の事業所にそのような比較される従業員が存在しない場合、別の事業所に勤務し、上記の要件を満足させる者と比較する。

仮定に基づく比較に関する条項は存在しない。従って、ある業界で従業員が期限付雇用契約によってのみ雇用される場合、比較される従業員は存在しないことになり、期限付雇用契約の下で雇用される従業員は、この規則案の恩恵を受けない。

期限付雇用契約の下で雇用される従業員は、以下の理由に基づき、雇用者の行為あるいは意図的な不履行により不利な取り扱いを受けない権利を有する。

- (1) 従業員が、期限付雇用契約の下で雇用される従業員に関する（不利な取扱い防止）

規則の下に訴えを提起した。

- (2) 従業員が、書面による宣言を要求した。
- (3) 従業員が、同規則の下における訴訟に関連して証言をした、あるいは情報を提供した。
- (4) 従業員が、当該雇用者あるいは他の者に関連して、同規則の下にある行為を行った。
- (5) 従業員が、雇用者が同規則に違反したと申し立てた。
- (6) 従業員が、同規則により与えられた権利を放棄することを拒否した（あるいは拒否すると申し出た）。
- (7) 雇用者が、従業員が上記のいずれかの行為を行った、あるいは行おうとしていると信じた、あるいは疑った。

従業員が、上記の理由のいずれかにより解雇される場合、そのような解雇は自動的に不当解雇となる。この目的のためには、従業員は1年間の継続した勤務期間を経ることを必要としない。

労働審判所において申し立てが立証された場合、労働審判所は、その申し立ての性質およびその違反により申立人が被った損害を考慮に入れ、正当かつ公正な賠償額を裁定する。これは、申し立てに関連して合理的に支出された費用、および同規則の違反がなければ申立人が受け取ることが合理的に予測された金額を含む。賠償額に上限は存在しないが、精神的な損害に対する賠償は与えられない。労働審判所はまた、雇用者が採用すべき特定の措置について勧告し、その勧告が遵守されない場合には賠償金額を増額することができる。

最初の期限付雇用契約の期間に上限は存在しないが、同規則は連続して期限付雇用契約を使用することを制限する。同規則は、従業員が期限付雇用契約（単一の期限付雇用契約あるいは連続的な契約）の下に4年以上雇用され、その後、過去の契約と新しい契約の継続性が途切れることなく再び期限付雇用契約

の下に雇用される場合、新しい契約は期限の定めのない契約の効果を持つと規定する。ただし、雇用者が、その従業員を期限付雇用契約の下で雇用する客観的な理由が存在したことを証明できる場合は、この限りではない。

2002年7月10日以前に発生する継続的な雇用期間は、この4年間の期間を計算する目的のためには含まれない。

同規則は、期限付雇用契約の濫用を防止する異なる方策を設置することに合意する団体協約により、雇用者と従業員がこの法定のメカニズムより逸脱することを許可する。そのような方策は以下の事項を含むことができる。

- ・従業員が単一の、あるいは連続的な期限付雇用契約により、継続的に雇用されることのできる合計期間の上限を設ける。
- ・従業員が雇用される連続的期限付雇用契約あるいは更新の回数に上限を設ける。
- ・期限付雇用契約の更新あるいは連続的な期限付雇用契約の下で従業員を雇用することを正当化するための客観的な理由について合意する。

同規則は、期限付雇用契約終了時に人員整理手当の請求権を放棄することを従業員に要求できると規定する法律を廃止する。従って、2年以上の期限付雇用契約の下で雇用される従業員は、契約終了時に人員整理手当を受け取る権利を有する。

2002年7月10日に同規則が施行される以前に合意される権利放棄に関する条項は引き続き有効であるが、2002年7月10日以降に合意される、更新される、あるいは延長される契約に挿入される権利放棄の条項は無効となる。

期限付雇用契約の下で雇用される従業員は、職場での欠員について知らされ、職業訓練の機会を与えられなくてはならない。この条項は、雇用者が期限付雇用契約の下で雇用されている従業員を引き続き期限の定めのない雇用契約の下に雇用することを促進することを目的としている。この条項の遵守のため

.....

には、雇用者は、職場での欠員について、期限付雇用契約の下で雇用されている従業員が容易にアクセスすることのできる従業員掲示板あるいは社内報を通じて広告するだけでよい。期限付雇用契約の下で雇用される従業員を外部からの求職者より優遇する義務はなく、そのような従業員は、単に情報を受け取る権利を有する。

6 . 柔軟性のある労働環境

政府は、柔軟性のある労働環境を通して、働く両親が仕事と家庭の両立を実現させることを促進する提案を示した。これらの提案は2003年4月に実施される予定である。これらの提案は、出産休暇から職場に戻る従業員がパートタイムで働くことを要求する場合に、その要求を積極的に検討しなくてはならないという雇用者の現存の義務を拡大するものである。

数多くの要件を満足させることを条件に、従業員は、育児ができるように柔軟性のある労働環境を提供することを雇用者に要求する権利を有し、雇用者はそのような要求を検討する義務がある。資格要件は以下のようなものである。

- ・従業員は、当該雇用者の下で最低6カ月間継続的に雇用されている。
 - ・従業員の子供は6歳以下である。
 - ・障害児の両親の場合、その子供は18歳以下である。
 - ・要求は書面による。
 - ・柔軟性のある労働環境に関する同様の要求が、当該要求の1年以内に提出されていない。
- 以下のように、従業員および雇用者は、柔軟性のある労働環境の要求に関して、明確に規定された手続きに従わなくてはならない。
- ・従業員は、書面にて要求を提出し、その中に希望する労働形態およびそれが実際にどのように実現されることができるかの詳細を記さなくてはならない。例えば、従業員

は、パートタイム労働、フレックス・タイム労働、圧縮した労働時間、特定のシフト労働あるいは自宅勤務を要求することができる。

- ・書面による要求を受け取ってから4週間以内に、雇用者は従業員とその要求を協議するためのミーティングを招集しなくてはならない。従業員は、そのミーティングに同伴者を連れていく権利を有する。現段階では、その同伴の権利が同僚の従業員あるいは労働組合代表者により同伴される権利なのか、あるいは職場の部外者（たとえば、ソリシター）を同伴してよいのか明らかではない。
 - ・ミーティングにおいては、その要求により業務上問題となる点、および、その要求を実現可能なものにするために雇用者が要求する妥協あるいは変更について協議されなくてはならない。
 - ・ミーティング実施後2週間以内に、雇用者は書面による回答をしなくてはならない。回答は、(a) 要求が認められたことを確認し、合意の基礎となる条件を規定し、開始日を設定する、(b) 雇用者と従業員の間で合意された妥協点を書面で確認し、回答日を設定する、あるいは(c) 要求を却下し、その業務上の理由を説明し、同時に控訴手続きについて記載する、のいずれかとなる。
- 新しい規定は、書面による要求あるいはミーティングの後に、新しいアレンジメントが開始されるまでに最低2カ月間の猶予を雇用者に与えるであろうと予測されている。また、従業員は、1年間に1回以上書面による要求を行う権利を有しない。
- 以下の場合に、従業員は雇用者の定める懲戒手続きを通して苦情を申し立てることができる。
- ・雇用者が、柔軟性のある労働環境に関する従業員の書面による要求に回答しなかった。
 - ・雇用者が、書面による要求を検討するミー

ティングを招集しなかった。

- ・雇用者が、柔軟性のある労働環境を協議するミーティングに、従業員が同伴者を連れてくることを許可しなかった。
- ・雇用者が、従業員による柔軟性のある労働環境の要求を拒否した。

従業員は、柔軟性のある労働環境の要求を拒否する雇用者の書面による決定に対して、2週間以内に書面にて控訴することができる。従業員は、控訴の理由を明らかにしなくてはならない。

雇用者は、明確な業務上の理由が存在する場合、柔軟性のある労働環境の要求を拒否する権利を有する。現段階では、そのような拒否を正当化する業務上の理由は以下のようなものが提案されている。

- ・業務への負担となる追加費用
- ・顧客の要求に答えることができない
- ・限られた従業員の間で仕事を調整することができない
- ・品質への悪影響
- ・業績への悪影響
- ・追加人員を見つけることができない
- ・雇用者が特定しなくてはならないその他の理由

要求が拒否され、雇用者が書面による説明を提供しなかった場合、労働審判所は、雇用者に正式な説明を提供させる権限を有する。

上記の業務上の理由は、現段階では曖昧な解釈ができるので、今後これらの理由がどの程度改善および/あるいは拡大されるかについては、定かではない。たとえば、「業績への悪影響」("detrimental impact on performance")という理由は、当該従業員の業績についてなのか、従業員全体の業績についてなのか明らかではない。また、業務上の理由の合法性を判断する際に、会社の規模は考慮されるのか？例えば、ある従業員の柔軟性のある労働環境を実現するために、小規模の雇用者と大規模な多国籍企業にとって年間

6,000ポンドの追加的費用が必要となる場合、費用が負担となることを理由として両方の会社が要求を拒否することは合理的であろうか？一般的に言って、大規模な多国籍企業は、要求に対してより適応できるはずだと考えられるべきではないだろうか？

要求が拒否され、要求を拒否する決定が控訴時にも指示された場合、従業員は、この問題を代替的紛争解決機関(alternative dispute resolution services)および労働審判所を通して解決することができる。柔軟性のある労働環境の要求を検討する義務の下に申し立てを判断できるよう、政府が和解仲裁勧告サービス(the Advisory Conciliation and Arbitration Services; ACAS)の仲裁スキームを拡大することが予測されている。さらに、その他の代替的紛争解決機関が、同規則の実施以前に指定されるであろう。

紛争が社内で解決されない、あるいは拘束力を持つ調停や仲裁によっても解決されない場合、労働審判所に訴えを提起することができる。

労働審判所が、手続き上の、あるいは事実上の欠陥があったと判断した場合、その申し立ては、(そうすることが適切である場合)何を改めなくてはいけないのかを指示する命令とともに雇用者に差し戻される。さらに、労働審判所は、申し立てを行う従業員に賠償額を支払うよう裁定することができる。そのような賠償が保証的な性質のものか、あるいは懲罰的な性質のものか、また、賠償額に上限が設定されるかどうかについては未だ明らかではない。

政府は、新法を2003年4月に施行することを提案する。それまでの間、雇用者は、出産休暇から職場に戻る従業員のパートタイム労働への移行の要求を十分に検討し、そのような要求に関連して男性従業員と女性従業員が同等に取り扱われることを確保し、現存の慣習を今まで通り継続するべきである。

.....

雇用者は、遅かれ早かれ、政府により提案された4段階の手続きを含む適切な手続きを導入しなくてはならない。雇用者は、これらの変更について就業規則、雇用契約あるいはその他の実際的な手段により従業員に知らせなくてはならない。

7. 2001年雇用法案(Employment Bill 2001) : 出産休暇、父親の育児休暇、両親の育児休暇および養子休暇に関する改正案

多数の協議書が発行された後、政府は、雇用者にとって(すべてが雇用者に不利益になるわけではないが)重大な影響を及ぼす可能性のある統合された雇用法案を発行した。同法案により取り扱われる主要な分野は、出産休暇、父親の育児休暇および養子休暇の新しい権利の導入である。

現時点では、これらの変更が導入される時期については提案されておらず、これらの提案にさらに変更が加えられる可能性もある。しかしながら、この新しい「家族に優しい政策」は、政府が以前に約束した2003年4月という期限に間に合うよう実施されるであろうと予測される。また、同法案は詳細についてはあまりふれず、その代わり、結果的には不足している詳細を償うことになる広範囲にわたる規則制定の権限を含むものであるということは注目に値する。いくつかの主要な提案は以下のようなものである。

- ・勤務期間に関わらず、すべての従業員の通常の出産休暇(Ordinary Maternity Leave) は、18週間から26週間に引き上げられる。
- ・要件を満足させる従業員は、26週間の追加的な出産休暇の権利を有する。これにより合計1年間の出産休暇を有することになる。
- ・一律の法定出産手当(Statutory Maternity Pay) は、現在週62.20ポンドであるが、2002年4月より週75ポンドに、そして2003年4月より100ポンドあるいは従業員の平均週給

の90%に引き上げられる。

- ・出産休暇をとる者が法定出産手当を受け取る権利を有する期間は、2003年4月より18週間から26週間に引き上げられる。
- ・従業員は、2003年より2週間の有給の父親の育児休暇をとる権利を有する。その金額は、法定出産手当と同額である。
- ・2003年より、従業員は、子供が初めて養子に迎えられた場合、有給養子休暇をとる資格を有する。つまり、養親の一方が出産休暇と同等の期間の養子休暇をとり、法定出産手当と同額の手当を受け取ることができる。

8. 新しい養子休暇(Adoption Leave) の提案

家族に優しい政策の見直しの一部として、政府は養子を迎える両親の権利が見落とされていたと考え、以下の提案を同法案に含めた。

- ・一律の法定出産手当が支払われる26週間の通常養子休暇
- ・26週間の追加的無給養子休暇(合計して1年間)
- ・カップルは、どちらが有給養子休暇をとるか選択できる。
- ・もう一方の養親は、養子を迎えた後3週間以内に、2週間の有給の父親の育児休暇をとる権利を有する。
- ・養子休暇の権利は、18歳までの子供を養子に迎える従業員に適用される。
- ・養子休暇をとる資格を得るためには、従業員は、養子縁組が成立する週以前に26週間当該雇用者により雇用されていないとしない。(養子縁組は、承認された斡旋所が養親に養子をわりあてた時点で成立するものとする。)
- ・法定出産手当規則が、養子手当に適用される。
- ・養親は、養子休暇をとることにより不利な扱いを受けてはならない。

・養親は、通常の養子休暇をとった後、同じ仕事に戻る権利を有する。追加的養子休暇の後には、従業員は養子休暇の前に雇用されていた仕事に戻る権利、あるいはそれが不可能な場合、その状況の中でその従業員に適当かつ適切な仕事に戻る権利を有することになると予測される。この原則は、出産休暇から仕事に戻る者に関して規定する規則を反映するものである。

養親のどちらかが養子休暇をとることができるが、両方の養親が完全なる養子休暇をとることはできない。ただし、養子休暇をとらないことを選択するもう一方の養親は、養子を迎えた時点で2週間の両親の育児休暇をとる権利がある。その資格を得るためには、養親は、養子縁組成立以前に26週間当該雇用者に雇用されていなくてはならない。養子休暇は、継子を養子に迎える両親あるいは、里親がすでに確立された関係が存在する里子を養子に迎える場合には取得することはできない。

雇用者に欠勤者の代替を準備するための時間を与えるために、出産休暇の場合と同様の、通知に関する規則が適用されることが予測される。有給養子休暇を希望する従業員は、養子縁組が認められた日と養子縁組斡旋所により示された、養子が実際に迎えらるであろう日について雇用者に通知しなくてはならない。2週間の有給の「父親の育児休暇」をとることを希望するもう一方の養親もまた、養子休暇をとる意図とその開始予定日について自身の雇用者に通知しなくてはならない。

養子休暇と養子手当は、養子が養親の元に迎えられた日に開始すると提案されている。従業員は、養子を迎える日が明らかになった時点でただちに雇用者に通知しなくてはならず、養子休暇から復職する日についての従業員の通知は、出産休暇の規則に準じるものと予測される。つまり、早期復職の場合は、28日の通知期間をもって雇用者に通知しなくて

はならない。

9. 新しい父親の育児休暇に関する提案

新しい父親の育児休暇の権利の主な特徴は、以下のようなものである。

- ・従業員は、子供の誕生が予定されている週の15週間前（「通知週間」、「Notification Week」）までに、父親の育児休暇をとる意思があることを雇用者に通知しなければならない。
- ・通知週間までに当該雇用者の下で26週間勤務した従業員は、2週間の有給の父親の育児休暇をとる権利を有する。
- ・有給の父親の育児休暇は、（別段の合意がない限り）子供の誕生から8週間以内に、1週間あるいは2週間の単位で1回にとらなくてはならない。
- ・従業員は、父親の育児休暇をとり、手当を受け取る資格があることを自身で証明する証明書を提出することを要求される。
- ・2003年より、法定の父親の育児休暇手当は、週100ポンドあるいは、その従業員の平均週給の90%のどちらか低い方の額が支払われる。そしてその支払い手続きは、法定出産手当の支払い手続きと同様である。
- ・父親は、父親の育児休暇の権利を行使することに関連して、差別を受けない権利を有し、また、同じ仕事に戻る権利を有する。
- ・父親は、雇用者の数に関わらず、父親の育児休暇手当を1回のみ受け取る資格を有する。
- ・父親は、子供の誕生直後に、一回にまとめて2週間の有給の父親の育児休暇と、それに加えて4週間の無給の両親の育児休暇をとることができる。（つまり、父親は、雇用者に休暇を延期されることなく、権利として6週間欠勤することができる。）

また、以下の条項が規定されることが予測される。

- ・父親の育児休暇は、実際に出産が始まった時点以降にのみとることができ、子供の誕生から8週間以内にとらなくてはならない。
- ・出産の始まりが間違いであり実際に出産が始まらなかった場合、それは父親の育児休暇の開始を引き起こさない。(そのような場合、従業員は両親の育児休暇に基づき欠勤することができる。)
- ・父親の育児休暇は、週のうちのどの日にでも開始することもできる。

これらの提案には、さらに変更が加えられることが予測されるので、雇用者は今すぐに対策を講じる必要はない。しかしながら、いずれ雇用者は、2003年4月より従業員が享受する父親の育児休暇、出産休暇および養子休暇の新しい権利に関して、以下のような準備を行う必要がある。

- ・改訂された父親の育児休暇手当、出産手当および養子手当に対応するために、給料支払いシステムの見直しが必要となる場合もある。
- ・新しい権利と通知手続きを反映するよう、就業規則を改正しなくてはならない。
- ・欠勤者の仕事をカバーするための配置転換に必要な追加人員について準備する。

10. 2001年雇用法案：紛争、懲戒手続および訴訟費用

2001年雇用法案はまた、以下の事項を含む。

- ・職場における紛争解決および調停を通しての紛争解決に焦点をあてる。
- ・労働審判所において勝算の見込みのない案件を提訴あるいは弁護する場合、費用負担を大幅に増額させる。

ここでもまた、現時点では、これらの変更を導入する具体的な日程は提案されておらず、これらの提案にさらに変更が加えられることが予測される。

労働審判所に持ち込まれる申し立ての件数を減らすために、政府の改革は、雇用者およ

び従業員の双方が職場で問題を解決する目的で、非常に早い段階で双方の相違点に焦点をあてるよう強制することを意図している。新しい規定は、以下の主要な変更を含む。

- ・3段階の懲戒および苦情申し立て手続きが、すべての雇用契約に自動的に含まれる。雇用者は、それが追加的であり、法定の手続きと矛盾しない場合、独自の手続きを規定することもできる。
- ・同法案はまた、特定の状況において、簡略な懲戒/苦情申し立て手続きを許可する法律を導入する権限を含む。そのような手続きは、3段階の手続きを適用することが不適当な重大な不正行為の場合に許可されるであろう。
- ・懲戒/苦情申し立て手続きの要件が、労働者を含むよう拡大される可能性。
- ・労働審判所は、そうしないことが正当かつ公正である理由が存在する場合を除き、当該問題に関して基本的な3段階の法定の懲戒/苦情申し立て手続きが遵守されなかった場合、(ほとんどの場合において)賠償金額を10%から50%の間で増減する権限を持つ。
- ・労働審判所は、従業員が1996年雇用法(the Employment Rights Act 1996)第1項に定められた書面による雇用条件を受け取らなかった場合、従業員に対して、2週間分の賃金額と当該裁定額の25%の間の金額を追加的賠償として与える権限を持つ。これは、当該申し立てが、一般に第1項宣言(Section 1 Statement)と呼ばれるものが存在しなかったことに関して行われたかどうかには左右されない。
- ・すべての雇用者は、第1項宣言に社内の懲戒、苦情申し立ておよび解雇手続きの詳細を含めることを要求される。これは、現在その義務を負わない、20人以下の従業員を雇用する雇用者にも適用される。
- ・雇用者が、適切な懲戒/苦情申し立て/解

雇手続きを遵守しなかった場合、従業員は不当に解雇されたと自動的に見なされる。

- ・しかしながら、たとえ手続きが遵守されたとしても従業員は解雇されたということを雇用者が証明できる場合、解雇は、重要でない手続き上の規則違反があるからと言って必ずしも自動的に不当であるとは判断されない。これは、取るに足らない手続き上の違反が解雇を不当にし、雇用者に対して賠償金の支払いが命じられることがある現在の状況と著しく異なる点である。
- ・規定された懲戒 / 苦情申し立て手続きが遵守されなかったために不当に解雇された従業員には、最低 4 週間分の賃金が賠償金として支払われる。

懲戒および苦情申し立て手続きの契約上の性質により、数多くの影響が発生する。つまり、手続きを遵守しないことは、解雇を自動的に不当にするだけでなく、勤務期間に関わらず契約違反の訴えの根拠となるということである。現在、ロンドンのシティにおける多くの雇用者は、雇用契約を終了する際には迅速さが一番重要であるという見解をとる。そのために、雇用者は通常、従業員に（雇用契約の条項に従い）通知期間分の賃金を支払い、従業員を即時に解雇する。このことは不当解雇の問題を引き起こすかもしれないが、雇用者は契約上合法的に行動したので、雇用契約中の競合禁止条項を執行することができる。新しい提案においては、雇用契約に組み込まれた手続きを遵守しないということは、雇用者がその契約終了後の競合禁止条項による保護を失うことになるかもしれない。この問題の影響を最小限におさえる解決法の 1 つは、別個の守秘義務および競合禁止契約を締結することであろう。

雇用法案はまた、訴訟費用の問題にも焦点をあて、以下の提案を行う。

- ・訴訟費用：申し立てが、いやがらせ的、訴訟手続きの悪用、誤認あるいは現実的な勝

算のない場合にのみ訴訟費用の支払いが命じられる現在の規定とは異なり、労働審判所は、訴訟費用の支払いがなぜ命じられないのかについて理由を示さなければならず、訴訟費用支払い命令の推定の根拠が変更される。労働審判所は、訴訟費用の支払いを、訴訟のどの段階でも命じることができる。

- ・訴訟費用の支払い命令において、訴えあるいは抗弁が勝算の見込みがない、あるいは当事者の行動が合理的でなかった場合、一方の当事者がその案件に費やした時間（たとえば、無駄になった経営陣の時間あるいは賃金の損失）に対して損害賠償が支払われるよう命令されることがある。

これらの提案のすべては変更される可能性があり、明確な法案が存在しない現在、ただちに行動を起こす必要はない。しかしながら、雇用者は、いずれ以下の措置を採用する必要がある。

- ・（最低限）規定された 3 段階の手続きの要件を満足させるよう、また、必要があれば変更を行うよう、現存の懲戒および苦情申し立て手続きを見直す。
- ・すべての従業員が、懲戒、苦情申し立ておよび解雇手続きに言及する雇用条件に関する宣言を受け取っていることを確認する。受け取っていない場合は、そのような宣言を従業員に提供する。
- ・手続き上の変更を反映するよう就業規則を見直し、社内手続きの変更について従業員に通知する。

11. 性的嗜好、宗教および年令を理由とする差別

政府は、性的嗜好、宗教および年令を理由とする直接的および間接的差別を禁止する新法導入の提案について検討する協議書を発行した。1995年障害者差別禁止法（the Disability Discrimination Act 1995）および

.....

1976年人種関係法 (the Race Relations Act 1976) に対する追加的な改正も提案されている。

この新法導入のタイム・テーブルは、以下のように提案されている。

- ・人種、性的嗜好および宗教を理由とする差別：新法は、2003年後半に施行される。
- ・障害者差別：1995年障害者差別禁止法の下に現在存在する、小規模雇用者の適用除外は廃止される。同時に、障害の定義は、HIV保持者および重大な処置を必要とする診断されたガン患者を含むよう拡大される。
- ・年令差別：新法は2006年12月までに施行される。

これらの新しい理由を根拠として行われる、直接的および間接的差別およびハラスメ

ントは違法となる。間接的差別の訴えに関しては、限られた抗弁が認められる可能性がある。

このことは、年金保持者の死に際して性別の異なるパートナーにのみ給付金を支払うよう制限するという慣習が違法となるかもしれないということの意味する。さらに、勤続年数の長い従業員に支払われる功労金や年令あるいは勤務期間に応じて支払われる任意の人員整理手当など、通常行なわれているその他の雇用慣習も影響を受け、強制的な退職年令を設定することも、もはや認められなくなる可能性もある。

（ クリフォード・チャンス法律事務所
ロンドン・オフィス 雇用法グループ
マイク・クロッサン ）

テレコム分野で進む債務削減と 新規事業設立（欧州） ～ 電気通信事業会社の動向～

パリ・センター

経営規模拡大や第3世代携帯電話（UMTS規格）の免許取得などにより巨額の負債を抱えている欧州の電気通信事業（テレコム）会社は、債務削減に尽力し新規事業を立ち上げるなどの戦略をとっている。

1．はじめに

欧州の電気通信事業（テレコム）会社は、近年M&Aを通じ経営規模を拡大、加えて第3世代携帯電話（UMTS^(注1)規格）の免許取得など大型投資を矢継ぎ早に実施してきた。その結果、各社とも巨額の負債を抱えることになり、株価も低迷、UMTS事業についても不透明感がある。このような状況下、テレコム各社は債務削減に尽力し、新規事業を立ち上げるなどの戦略をとっている。

ここでは、英国、ドイツ、オランダ、フランス、スペインをとりあげ、最近の欧州のテレコム市場を概観する。

2．英国

- (1) 組織再編で効率化を図るブリティッシュ
テレコム
ブリティッシュテレコム（BT）の2001年

度（2002年3月締め）の業績は、売上高が184億4,700万ポンド（前年比7.6%増）、営業利益27億7,100万ポンド（同10%減）となった。

BTは2001年11月、固定電話事業の「BTグループ」と、携帯電話事業の「mmO2」に分割。「BTグループ」は旧BTの約78%、mmO2は同22%に相当する事業を受け継いだ。分割当初は経営規模が縮小された2つの会社の誕生に過ぎないとの見方から、両社とも買収ターゲットになるとの予測もあったが、債務削減が順調に進んだことから、「再編はBTの再活性化に貢献した」（ラ・トリビューヌ紙）との評価を受けている。

BTの負債は2001年末時点で136億ポンド（約223億ユーロ）。事業整理や不動産の売却を積極的に推進し、2001年第1・第2四半期（4～9月）に114億ポンド削減したのに続き、第3四半期（10～12月）にも29億ポンドの削減に成功。2001年3月末の負債額279億ポ

(注1) UMTS：欧州第3世代移動体通信システム

ドに比べると、ほぼ半減している。

(2) 積極的なブロードバンド戦略

フェルバーイェン新CEOは2002年2月1日の就任後、ブロードバンドを基幹業務に据える戦略を示し、「英国、ひいてはBTグループの将来はブロードバンドにある」と発言。4月1日から英国内のADSL（非対称デジタル加入者線）の料金（プロバイダーへの回線卸し料金）を40%引き下げた（25ポンド/月14.75ポンド/月）。また、ADSL接続サービス料金についても、引き下げ（29.99ポンド/月 27ポンド/月）を発表しており、低価格をテコに市場の活性化を図る戦略だ。

英国のADSL加入者数は35万世帯（2001年末）で、これは全世帯の1%に過ぎない。フランスの70万世帯、ドイツの200万世帯に比べ、大きく遅れをとっている状態だ。BTグループでは14万5,000件を獲得しているが、2005年までに500万件に伸ばし、英国のADSL市場の25%を掌握したいとしている。

(3) テレビ事業へも進出

また、BTグループは将来的にテレビ放送や双方向コンテンツ配信といった事業にシフトしていく戦略を構築、ブランド会長は「CATV業者のように他の事業者が制作したテレビ番組の配信や、BスカイBのように他社制作番組と同時に自社制作番組を配信するようなモデルを打ち立てる」としている。

なお、BTグループは、カールトン・テレビジョンとBBCで非常勤取締役を務めたジェイ元英上院総務、元女性問題担当相を非常勤取締役に任命している。

3. ドイツ

(1) 上場以来初めての純損失を計上したドイツ

ツテレコム

ドイツテレコム（DT）の2001年度（暦年）の業績は、売上高が483億ユーロ（前年比18.1%増）、連結純益がマイナス35億ユーロ（前年59億ユーロ）となり、上場以降初めて純損失を計上した。

赤字の主因は第3世代携帯電話（UMTS規格）への投資とボイスストリーム（米移動体通信）の買収とされている。

UMTS事業免許の取得で大型投資を行ったDTは、これ以上の負担を避けるためUMTSの設備共有交渉を積極的に推進。2001年9月にはBT（現BTグループ）との間で、ドイツと英国におけるUMTSインフラ設備共有を決定した。移動体通信部門では、DTが英国でOne 2 One（英4位）を、他方、BTがドイツでフィアック・インターコム（独4位）を傘下に収めている。

ドイツのUMTS免許料は1件80億ユーロと極めて高額だったため、通信事業者にとって設備の共有は大きなコストカット手段となっており、2001年6月には独郵便・電気通信庁（RegTP）もインフラ（基地局、鉄塔、アンテナ）の共有を認める方針を発表している。

(2) 遅れるUMTSサービスの開始

UMTSのサービス開始時期については、ゾマー会長が「開始は、ネットワーク、サービス、端末の質が確保できるまで待つ」と2002年2月に表明。2002年中にサービス開始を予定している競合各社とは異なり、2003年開始を目途にする意向だ。なお、DTは2004年にはユーザーの10%のみが次世代携帯電話に移行し、すべてのユーザーの移行は2010年になるとの見方を示している。

DTが慎重な構えを見せている背景には、GPRS^(注2)規格サービス（現行のGSM^(注3)規

(注2) GPRS：GSMをベースにしたパケット通信システム

(注3) GSM：欧州のデジタル携帯電話方式

格とUMTS規格の中間に位置する過渡的規格)の普及が遅れていることがある。例えばDTのGPRSサービスへの加入者数は、ネットワークが全国をカバーしているにもかかわらず約10万人に留まっている。

(3) 念願の米国進出を果たす

DTは2001年5月、ボイスストリーム(米移動体通信事業者)を買収、念願の米国進出を果たしている。ボイスストリームは米国でGSM規格を使用する唯一の大手移動体通信事業者で、ゾンマーDT会長は「将来、DTは米国でも欧州と同じくらいのプレゼンスを誇ることになる」とコメント、同買収がDT戦略に欠かせないものであることを強調している。

4. オランダ

(1) 合併を模索する蘭KPN

オランダのコモンキャリアKPNの2001年度(暦年)業績は、売上高が128億5,900万ユーロ(前年比4.8%減)、営業利益がマイナス144億3,600万ユーロ(2000年27億1,700万ユーロ)となった。

2001年1月にテレフォニカ(スペイン)との合併話が破綻、続く6月にベルガコム(ベルギー)との合併交渉が公表されたものの、KPNの巨額負債と株価暴落から、8月末に破綻となった。その後、セジェテル(仏ビベンディ・ユニバーサル傘下、新電電)と合併するとの報道もあったが、合併には至っていない。KPNは、「価値創出に繋がる合併を模索中」としているが、巨額の負債を抱えた同社との合併には二の足を踏んでいるのが実状と言える。

KPNは2001年10月に総従業員数の12.8%に相当する4,800人の削減計画を発表。次いで11月に1,300人を追加、削減総数を6,100人へと拡大した。これで同社は2003年末までに年間8億ユーロを節減できるとしている。

また、アイルランドの移動体通信事業者エアセル社株式(2001年6月、5億7,200万ユーロ)、アイルランドの通信事業者エアコム社株式(11月、6億3,200万ユーロ)、インドネシアの移動体通信事業者テルコムセル社株(12月、6億6,800万ユーロ)など、約20億ユーロの資産を次々に売却。今後もKPNクウェスト社株(約1億ユーロ)やハンガリーの移動体通信事業者パノン社(Pannon)株式(約6億ユーロ)に加え、チェコの通信事業者チェスキー・テレコム株の売却も計画している。KPNは最終的に事業範囲をベネルクス三国とドイツに絞る方針である。

(2) 独Eプルの資本100%を獲得

KPNは2002年3月に独Eプル(移動体通信で独3位)資本の100%を獲得した。KPNは99年末にフランステレコムとの競争の後、92億ユーロでEプル資本の77.49%を獲得、同時に米国での提携先ベル・サウス社がEプル資本の22.51%をKPNの株式と交換するオプションを得ていた。ベル・サウス社が欧州市場から撤退するため同オプションを行使、KPNによる100%子会社化が実現した。ドイツはKPNにとってベネルクス三国以外の唯一の戦略拠点で、iモード展開でも重要な足場となった。

(3) 注目されるiモード導入

NTTドコモは2002年2月、iモードサービスに関して独Eプルと提携、Eプルに2012年までiモード対応に必要な特許使用権と技術を供与することになった。また、ドコモは、2001年12月にKPNの移動体通信子会社KPNモバイル(ドコモは15%出資)と同様の契約を結んでいる。

Eプルは2002年3月16日にiモード対応サービスを開始し、ドイツは欧州で初めてiモードを利用できる国となった。また、KPNモバイルも4月から同サービスを開始してい

.....

る。iモードについては、日本に比べて通勤時間が短いなどの生活・文化的な違いがあり、欧州で発展するか疑問視する報道（トリビューヌ紙）もあるが、KPNはiモードを大きな戦略の柱にしている。

英国でUMTS免許を取得したハチソン3G（ハチソン、KPN、ドコモが出資）も将来的にiモードを導入する見通しで、フランスでは4月に国内第3位の携帯電話通信会社であるブイグ・テレコムがNTTドコモとiモードサービスの技術供与で合意に達している。

5. フランス

(1) 好調な業績を記録したフランステレコム
フランステレコム（FT）の2001年度（暦年）の業績は、売上高が430億4,700万ユーロ（対前年比27.8%増）、営業利益が52億ユーロ（同7.1%増）となった。

バンシゲラ財務担当副社長は2001年度業績について「固定電話という強固な基盤の上に、フランス内外の移動体通信、インターネット、データ通信という成長分野を重ね合わせるグループ戦略」がうまく機能したと評価している。

大幅な増収は国際部門の好調によるもので、同部門の売上高は前年比77.3%増、総売上高の36%（2000年は13%）を占めている。また、FTは2001年を「ADSL（非対称型デジタル加入者通信線）離陸の年」だったとしており、今後は、ブロードバンドの普及が戦略の鍵としている。

(2) ドイツに注力するオレンジ

FTの移動体通信部門オレンジの業績を見ても、2001年度の売上高は150億8,700万ユーロ（前年比25.1%増）、営業利益は14億4,000万ユーロ（同3.75倍）を記録している。

これまでオレンジは、国外進出に際して、

「株式交換」による企業買収を行ってきたが、株価の大幅な下落により「株式交換」方式を取ることができなくなった。このため、FTはオレンジによるライセンスを供与する方法で国際事業を進める方針だ。

オレンジは、欧州ではスペイン電気通信規制機関の許可を取得、スペインの事業者と契約する権利を得ている。

また、オレンジは米国への進出も模索している。米国での提携先については、シンギュラー・ワイヤレス社とスプリント社が有力提携先である。（スプリント社は、英ヴァージン・モバイル社と同様の契約を締結済）

また、米国で唯一「iDEN」^(注4)規格を採用したネクステル社との提携も可能性が高いと見る向きもある。

ただし、オレンジ社幹部は「欧州、特にドイツでのポジション強化が優先課題」とし、「米国でもオレンジ・ブランドは通用するだろうが、米国市場の安定化を待ち、同時に内部組織の問題も解決しなければならない」と米国進出には慎重な見方も示している。

(3) オランダで足場を固めるワナドゥー

FTのインターネット部門ワナドゥーの業績をみると、2001年度の売上高は15億6,300万ユーロ（前年比29.2%増）となっている。ワナドゥーは、オランダ子会社のユーロネット・インターネット社を通じ、蘭マイウェブ社（インターネットプロバイダー）買収を推進しており、2002年4月に買収に関する趣意書に調印している。

マイウェブの買収により、ワナドゥーはマイウェブの加入者34万人を獲得、オランダのプロバイダーで大手3社の一角に入ることになる。

その他、ワナドゥーは米ストラテジー・ファースト社とテレビゲームを共同製作し、

(注4) iDEN：米国モトローラ社が開発した双方向データ通信とワイヤレス電話を可能にする技術

Report 3

2002年末に北米で発売するほか、ワナドゥー本体と同社傘下の英フリーサーブの加入者に対し、有料音楽配信サービス（英国では今夏、フランスでは年末から）を予定している。

6. スペイン

(1) アルゼンチン危機の影響大きいテレフォニカ

スペインのコモンキャリアであるテレフォニカ社（以下テ社）の2001年度（暦年）業績は、売上高が310億5,260万ユーロ（前年比9%増）、営業利益は54億3,030万ユーロ（同9.5%増）であった。

テ社は南米でのプレゼンスが大きいため、アルゼンチンペソの切り下げに伴い、約3億6,900万ユーロの損失を被った。テ社は利益（利払い・税引き・償却前）のほぼ半分を南米で上げているが、同社が株式の98%を保有するテレフォニカ・デ・アルゼンチーナ社（TASA、固定電話）が計上した利益は全体の12%にとどまった。

テ社は90年以来、アルゼンチンに90億ユーロ以上を投資、電話事業（固定電話加入者455万人、携帯電話200万人）に加え、インターネット事業また、メディアにも進出している。

スペイン国内での通信事業自体は好調で、撤退が囁かれていたイタリアにおけるUMTS事業についても再投資による継続の意向を明

らかにしている。また、インターネット子会社のテラ・ライコスも事業の拡大を図ろうとしている。

(2) 移動体通信市場の再編は不可避

テ社の移動体通信子会社であるテレフォニカ・モビレスのラダ社長は2002年4月に同社の国際戦略および今後の見通しについて以下のようにコメントしている。

- ・欧州全体で移動体通信事業者は乱立状態で、再編は不可避。

- ・フランス市場については、第3世代携帯電話（UMTS規格）の免許審査には参加しないが、既にフランス市場に進出した他企業と提携を行う。

- ・ドイツの移動体通信市場では再編は不可避であるため、子会社の独クバムの事業は慎重に進めることとし、2002～2003年の投資総額を8億～9億ユーロに留める。

- ・イタリアでは2002年の投資額を1億ユーロに抑え、スイスとオーストリアについては市場の見通しが明確になるまでUMTS戦略を打ち出さない。

- ・他方、テ社の携帯電話加入者数は現在の3,000万人から2005年には6,000万人に倍増する見込み（うちスペイン約2,000万人、南米約3,500万人、モロッコ約500万人）。

（田熊 清明）

.....

欧州の携帯電話普及率

国名	1999年12月	2000年6月	2000年12月	2001年6月	2001年9月
英国	45.7%	52.1%	67.0%	75.0%	74.4%
ドイツ	28.6%	41.2%	58.6%	66.6%	67.4%
フランス	36.4%	41.1%	49.4%	54.7%	56.9%
イタリア	52.8%	61.8%	73.7%	80.9%	84.5%
スペイン	31.2%	50.5%	60.9%	66.8%	70.6%
オランダ	43.6%	54.7%	67.1%	74.0%	77.0%
ベルギー	31.5%	39.1%	54.9%	66.6%	70.3%
ルクセンブルク	48.7%	n. a.	87.2%	81.5%	86.5%
スイス	41.1%	56.5%	64.5%	68.4%	72.1%
デンマーク	49.5%	62.9%	66.5%	71.4%	72.5%
フィンランド	65.1%	75.5%	72.6%	76.9%	78.3%
スウェーデン	58.3%	64.0%	71.4%	75.3%	78.3%
ノルウェー	61.8%	65.0%	70.3%	73.8%	74.0%
アイルランド	44.7%	56.9%	66.8%	69.1%	72.2%
オーストリア	51.4%	60.6%	78.6%	81.2%	83.1%
ポルトガル	46.8%	52.3%	66.5%	71.9%	73.7%
ギリシャ	31.1%	45.8%	55.9%	65.3%	70.3%
ポーランド	10.2%	n. a.	17.4%	n. a.	n. a.
チェコ	19.0%	n. a.	42.4%	n. a.	n. a.
ロシア	0.9%	n. a.	2.0%	n. a.	n. a.

出典：ITU（国際電気通信連合）、CMT（スペイン電気通信市場委員会）、ICP（ポルトガルコミュニケーション研究所）

旺盛な米国企業進出の背景 (アイルランド)

ダブリン事務所

アイルランドは外国からの投資を誘致してきたが、2001年は外国投資に占める米国からの投資の割合が7割に達し、雇用創出にも貢献している。米国企業にとっての同国の利点を分析する。

1. 主な外国投資分野

アイルランドは人口380万人の小国であり、大きな独自の産業を持たないことから、その経済成長を外国からの投資と輸出に頼ってきた。同国における全雇用の8%以上が、外国投資家によって創出されており、最近のForfas（産業振興と技術開発支援を行う国の機関）調査によると、2000年現在、外国からの投資はアイルランド経済に対する140億ユーロ（GDPの35%）の直接支出額と、470億ユーロの輸出額を計上している。2002年現在では、外国投資家による雇用者数は約14万人を数え、この投資の80%以上が米国、ドイツ、英国企業によって占められている。

同国における外国投資誘致政策は、50年代後期と60年代初期に、当時総理大臣であったショーン・レマス（Sean Lemass）氏が、経済拡張に向けての最初のプログラムを打ち出したことに由来する。産業発展における自立政策の失敗を受けて、この政策では積極的に外国直接投資（FDI; Foreign Direct

Investment） - 特に米国系企業からの投資 - を誘致していく方針が打ち出された。当初、この政策は、コークにあるフォード自動車工場の例にならって、大規模な組み立ておよび製造プロジェクトに焦点が当てられたが、69年に、産業開発庁（IDA; Industrial Development Agency）が設立されると、より大規模な外国投資の誘致に向けて本腰を入れることになった。米国支店が設置され、欧州への進展をめざす米国系多国籍企業の積極的な誘致に、本格的に取り組みはじめた。アイルランドは、伝統的な大規模製造業を、医薬品やマイクロエレクトロニクスといった分野における付加価値の高いプロジェクトに置き換えるよう努めてきた。

現在、同国における外国投資の主要セクターは以下のとおり。

- (1) 情報通信技術（ICT; Information and Communications Technologies）産業
- 主な業種および企業：
- ・ワイヤレス / 光学技術およびe-ビジネス

.....

ス・インフラでのハイテク製造業やソフトウェア開発を中心とする電気通信およびデータ通信。EMC、AOL / Netscape、Worldcom、Alta Vistaなど。

- ・コンピュータおよびシステム。IBM、Dell、Compaq、Apple、Sun Microsystemsなど。
- ・半導体。Intel、Analog Devices、Xilinx、Cypress、Motorola、3Com、NECなど。
- ・電子製造サービス（EMS; Electronic Manufacturing Services）、Flextronics、Sanmina-SCI、Celestica、MSLなどの世界大手企業による大規模な展開。

世界におけるICT企業上位30社のうち、21社はアイルランドに重要拠点を置いている。当該セクターでの外資系企業による雇用数は4万人に上り、欧州で販売されたPCの3台に1台は、アイルランドで製造され、2000年におけるアイルランドの輸出額では250億ユーロになった。

(2) 医薬品および医療品製造業

バイオテクノロジー事業を含む、医薬/医療品製造業が該当する。このセクターでは、高度な設備が必要とされることから高額の資金投資が行なわれており、雇用数は2万人を超える。世界における医薬品企業上位10社のうちの9社、および医療品企業上位15社のうちの10社までが、アイルランドで重要な事業を展開しており、大手米国企業としては、American Home Products、Abbott Laboratories、Schering-Plough、Bausch & Lomb、Bristol Myers-Squibb、Pfizer、Boston Scientific、Johnson & Johnson、Merck、CR Bardがある。

こうした企業は、高度で高いレベルの投資をアイルランドにもたらしたが、活動の中味のほとんどは製造レベルに留まっている。

アイルランドの医薬品分野の輸出は200億米ドルに達するが、アイルランドに進出した多くの米国企業は、薬剤開発のプログラムを行っているものの、オリジナルな研究を行っ

ているところはほとんどない。

(3) 金融サービス産業

財務サービス、保険サービスを始めとする国際貿易金融サービスが該当する。ダブリンにある国際金融サービス・センター（IFSC; International Financial Services Centre）は、1,000社以上の企業が認可を受ける広範な国際貿易サービスの重要拠点として、世界的な地位を築いた。まだ国際金融サービス業がなかった87年に開設された当センターは、現在12,000人を雇用するに至っている。

(4) 国際サービス産業

ソフトウェア、シェアード・サービスおよびバックオフィス・サービス、顧客サービスとテクニカル・サポートのためのコール・センターなど、国際貿易に関わるあらゆるサービスが含まれる。

Compaq、IBM、Sun Microsystems、Ericssons、Xilinxなどの大手ICT関連企業は、いずれもアイルランドに主要ソフトウェア事業を置いている。「OECD Information Technology Outlook 2000」の年報によると、アイルランドは世界最大のソフトウェア製品輸出国であり、世界における独立ソフトウェア企業上位10社のうち9社が、同国で重要事業を展開している。また、欧州で販売されるソフトウェア搭載PCのうちの60%が、同国で製造されている。

シェアード・サービス・センター、顧客サポート、ICT開発などのサービス業務分野においては、Accenture、Oracle、American Airlines、Hertz、Fidelity、Prudential Insurance Company of Americaなどの大企業を誘致することにより、同国は指導的地位を築いてきた。

金融サービスと国際サービスの両産業を合わせると、その雇用数は45,000人に及んでいる。

表1 IDA支援企業におけるセクター別雇用概数（2001年度）

セクター	2001年現在の雇用数
医薬 / 医療品産業	20,000人
ICT産業	60,000人
国際サービス / 金融サービス産業	45,000人
その他	12,000人

出所：IDA

2. 米国企業による投資の歴史

アイルランドでは、60年代からいくつかの米国企業（DEC、General Electric、Pfizerなど）の投資が見られたにも関わらず、米国企業から一般的な投資先として認識されるようになったのは、コンピュータ製造業のAMDAHL、Apple、Wang、Measurex、Analog Devices（1976年）などが投資家として加わった70年代後半のことである。当時の投資家の多くは、欧州での拠点を求める米国の新興企業であった。これらの投資は比較的低コストの低い製造業に対するものであったが、アイルランドは当時、この種のビジネスにとって、低コストでの拠点を提供した。

その後、世界的な電子業界の景気低迷により、米国企業の投資も減少した。しかし、85年にMicrosoftによる投資計画が打ち出されると、特にソフトウェア産業において、投資への新たな活力が見い出されるようになった。これは、89年、Intelによって初めて同国へ投資が行なわれたことでさらに勢いを増

し、90年代初期の投資ブームへ続いた。

92年、“統一欧州”の概念が現実のものとなり始めると、米国企業にとって、欧州市場へ進出するために、欧州での足がかりを築くことが極めて重要になった。ただし、アイルランドにおける米国企業の投資の種類は、時代を経て変化している。他のアジアや欧州の立地条件と比べると、アイルランドにおけるコストは、手頃ではあるが、もはや低コストではない。現在、アイルランドでは、技能労働者を必要とする、より付加価値の高い製造業の誘致に努めている。

従来の米国系投資家の多くは今もアイルランドに留まり、設備・開発を行うことで、その利益の変遷に対応してきた。例えば、76年に従業員数300人の組み立て工場として設立されたAnalog Devicesは、今では従業員1,300人のうち、450人までを設計センターへ配置するようになっている。

3. 高い米国企業による投資割合

アイルランドでは、外国投資の70%と、外国投資によって創出された雇用の66%が米国企業によるものである。現在、アイルランドで事業を行なっている米国企業は518社あり、その雇用数は88,000人に上る。最大の投資企業は、89年にアイルランドに設立された米国系半導体製造企業、Intelであり、投資額は35億米ドル、リークスリップ（Leixlip）工場における雇用数は約3,500人とされている。

表2 外資投資および米国企業による投資の概要（2001年度）

	外国投資	米国からの投資	外国投資に占める米国からの投資の割合
企業数	1,200社	518社	43%
直接雇用数	134,000人	88,000人	66%
製造企業による輸出額	310億ユーロ	260億ユーロ	84%
製造業含む輸出額	410億ユーロ	310億ユーロ*	75%

（注）* 推定
出所：IDA

.....

4 . 米国企業の投資先としてのアイルランドの魅力

他の欧州諸国と比べ、アイルランドは米国企業にとってより一般的な投資先となってきたが、この理由は主に以下のとおりである。

(1) 低い税率

アイルランドは数十年間にわたり、外国投資家に対して10%の優遇法人税率を適用しており、法人税率が36%以上という他の欧州諸国と比べると極めて有利であった。米国企業は、91年から98年までに行なわれた投資に対し、税引後利益が平均26%という欧州圏内で最高水準の利益率を上げた。EUにより、10%の法人税率は2002年末までの期限が設定されたが、現在の投資家については、2010年までこの税率を延長することが認められている。また、2003年に施行される新しい一般法人税率は12.5%に設定される予定で、この税率は2025年まで承認されている。欧州全体で見ると依然低い税率で、外国投資家にとっては引き続き好条件となると見られており、投資誘致が期待されている。

アイルランドの税制については、オンショアでの情報開示による優遇税制がEUによって承認されているだけでなく、中央銀行や政府、産業分野独自の規制機関により、法律により規定されている。こうした優遇税制は、財政上の理由で投資先を決定することが多い米国の投資家に、特に歓迎された。

同国における米国企業による投資は、確かな出資に基づく堅実な事業展開を目的としており、輸出と雇用の創出に貢献した。アイルランド政府は、他の多くの先進国同様、米国とのあいだでも租税条約を取り交わしており、そのためアイルランドにおける米国の投資家は利益に対して二重課税を回避できた。

(2) 英語圏の高い教育水準を有する労働力

アイルランドは、人口の38%が25歳未満であり、欧州で国民の平均年齢が最も若い。このように、若く、優秀な、コンピュータ知識のある労働力は、柔軟性があり、低廉な賃金で豊富に獲得できたことから、外国投資家に歓迎された。また、欧州では英国を除くと、唯一の英語圏であったことも重要な利点であった。

政府は、過去20年間にわたってICT教育推進しており、すべての大学は近代的なICT部門を設置している。大学(サード・レベル)の学費は10年前に撤廃され、大学への門戸が広く開かれている。また、大学での高度な研究活動や産業界との密接なつながりも、優れた人材の育成に貢献している。

20年前に設立された国立マイクロエレクトロニクス研究センター(NMRC; National MicroElectronics Research Centre)は、今では半導体の製造、デバイス・キャラクターゼーション、超微細加工技術の分野において、最先端設備を備えた欧州最大級のマイクロエレクトロニクス研究所となった。サード・レベル研究プログラム機関(PRTLII; Programme for Research in Third Level Institution)は、優秀な研究者を招いて多くの大学に研究センターを設立し、博士号や修士号を持つアイルランドの卒業生たちが幅広く活躍できるように支援を行なっている。またアイルランド科学財団(Science Foundation of Ireland)は、大学における科学およびバイオ科学の発展を奨励している。

(3) 比較的低廉な人件費

米国企業は、そのほとんどが労働組合を承認していないとはいえ、株式オプションやその他の恩恵を含む高水準の報酬パッケージを約束しており、またフレックスタイム制、自宅勤務制、手厚い複利厚生サービスといった制度の採用により優れた人材を確保してきた。

現在では、米国企業の報酬パッケージにも若干の変化があり、給与面でかつての最高水準を下回るようになってきたセクターも見られる。医薬セクターは、投資コストや事業コストに占める給与の割合が低く、給与への影響が比較的低いものの、いずれのセクターにおいてもコストの見直しが積極的に行われており、このことは今後の給与にも影響してくると思われる。ただし、米国企業は今後も適切な人材に高額給与を提供する用意があり、その点でアイルランドは依然大きな競争力を維持している。例えば、米国の場合、高度なスキルを持った新卒エンジニアの初任給が約3万5千米ドルであるのに対し、アイルランドでは2万5千ユーロ（約2万2千米ドル）であると言われている。

(4) インフラ整備に積極投資

アイルランドでは、電気通信、交通、サービスにおいて健全なインフラが整備されているが、政府は今後もこれらの改善および開発を続けていく意向である。500億ユーロの国家開発計画（NDP; National Development Plan）には、道路、鉄道、港湾、医療、教育、住宅における今後6年間の改善策が盛り込まれている。

50億米ドルを超える投資により、同国は今では欧州屈指の国内および国際電気通信インフラを保有し、高度な性能と競争力を誇るようになった。米国や欧州の主要都市に対してインターネットによるグローバル・ハイウェイを供給する同意をGlobal Crossing社と取りつけたことは、アイルランドの持つ競争力をいっそう強化することになるだろう。アイルランドの電気通信市場は完全に自由化されており、認可されているオペレーター企業は30社を上回っている。

交通インフラは、GDPの80%（平均の4倍にあたる）に上る輸出を支えている。例えば、DELLコンピュータは、アイルランド工場の

運営に当たって、製品を保管しないJIT方式（ジャスト・イン・タイム方式）を採用しているが、同国の交通インフラは、コンポーネントを入荷し、製品を保管することなく出荷するための効果的な支持基盤となっている。

(5) 欧州市場へ好立地

同国は、当初から、欧州での拠点にふさわしい立地条件であるとして、米国企業に対する誘致活動を行ってきた。また、ユーロ圏のEU加盟国として欧州への足がかりとなるだけでなく、同じタイムゾーンに属し、欧州市場へ進出するに当たって文化的な問題もない。国内市場は小さいが、欧州への進出拠点とするには距離的に十分近く、必要なインフラも整備されている。

米国企業の多くは、欧州市場のみに目を向けておらず、アイルランドを拠点に、中東やアフリカ市場を意識している。アイルランドが、北米とアジアのあいだに位置し、理想的なタイム・ゾーンにあるためだ。また、アイルランドから米国への逆輸入という点でも有利である。Pfizerは「バイアグラ」をアイルランドで生産し、米国へ逆輸入している。

もっとも、上記のような傾向は見られるものの、EU拡大により、今後20～30年間も大きく進展していくことが予想されている。そのため、非EU企業にとっては、欧州に拠点を築くことが一層重要となるだろう。

(6) 手厚い政府支援と助成金

外資投資はアイルランド経済にとって不可欠なものであることから、政府はこれらの投資を一貫して支援してきた。政府と産業開発庁（IDA; Industrial Development Agency）は、既存の外国投資家や潜在的な外国投資家と協調しながら、投資に前向きな環境の構築を目指して、必要なニーズに対処し、時宜にかなった支援を与え、可能な限りの障害を取り除くよう努力してきた。

.....

また、投資家のニーズに基づき、教育システムの強化やカリキュラムの調整を行い、有能な人材育成にも継続的に取り組んできた。企業が柔軟かつ迅速に事業を行えるように、規制環境も整えられた。例えば、アイルランドは、欧州で最もe-ビジネスに支援的な規制システムの1つを持っていると言われており、電子署名や電子契約を法的に有効と認める条約が制定されている。電気通信、道路、サービス・インフラは、世界の一流企業の厳しいニーズを満たすための開発が進んでいる。

政府は、自国を特にICTとバイオ技術のセクターにおける、研究開発の中心地として位置付けようと意欲的だ。世界クラスの研究者の育成に向けて、700億ユーロの助成金を拠出して設立されたアイルランド科学財団の各チームは、5年間にわたりアイルランドの大学で基礎研究を行うことが予定されている。また、企業内の研究開発センターに対しても、特定条件のもとで最高35%までの資本提供が行われている。XilinxやLucent Technologiesは、そうした恩恵を受けた企業の例である。政府は、従来から外国投資家に対し、助成金を交付してきた。このことが交渉の決め手となることはなかったが、各地方における質の高いサービスの行き届いた国際基準ビジネス・パークの開発と平行して、好要素となったことは事実である。助成金は特定の立地条件に投資を奨励するには効果的であり、現在では地域開発戦略の重要な要素となっている。

(7) 歴史的に強い米国との結びつき

米国における2世および3世アイルランド人の総数は、5,000万人を超えると見られているが、この数字はアイルランド国内人口380万人の約13倍に及ぶ。このことが2カ国のあいだに強い好意的なきずなを築き、同国への米国企業の多大な投資に貢献したものと考えられる。

(8) 労働文化が類似

アイルランドにおける労働文化は、米国と類似している。会計報告において、欧州では税申告に重点が置かれているが、米国とアイルランドでは投資家への報告が重視される。雇用法がビジネスに対応して柔軟に変化する点もまた類似しており、従業員の採用および解雇が難しい他の欧州諸国と比べると、アイルランドはより適応性のある方針を取っている。

5. 部門別にみたアイルランドの魅力

米国企業による投資で、同国で最も恩恵を得ているのは、医薬/医療、ICT、国際サービスの3部門である。

医薬/医療部門の場合、最も重要な要素は税構造であると考えられる。この部門は収益率が高く、利益が税率に大きく影響されるからである。

ICT部門の場合、優秀で柔軟な労働力の確保しやすさが最優先される。また、電気通信と交通の両方のインフラを重視する企業もある。例えば、HP、IBM、EMC、DELLの各社は、ダブリンにおいて、ブロードバンド通信による大規模なインターネット業務を行なっている。アイルランドで大規模な製造を行う多くのICT企業にとって、強力で信頼できる交通システムは欠かせないものとなっている。

国際サービスの場合、スキルと専門知識の確保が、最も重要な利点の1つとして挙げられる。例えば、アイルランドでローカライゼーションとソフトウェアの研究開発を行なうSun Microsystemsの場合、アイルランド国内での事業は利益を生まないコストセンターとして運営されており、優遇税制とは無関係だったため、低い法人税は誘致の原因となり得なかった。同社にとり好条件だったのは、ソフトウェアの開発とローカライゼーションにおいてアイルランドの評価が高いことと、この分野でのスキルを持つ大卒以上の人材

を、低コストで確保できることだった。アイルランドにおけるデベロッパーのコストは米国の3分の2であると考えられている。電気通信インフラもソフトウェア・セクターにとって重要であり、アイルランドの主要都市は、広帯域通信が可能な優れたインフラを配備している。

6 . 米国からの投資により発展

アイルランドにおける実質GDP成長率は、

94年から2000年までの7年間で平均9%を記録している。この10年間に、雇用数は110万人から170万人に増加し、失業率は15%から4%未満にまで低下した。こうした成長をもたらしたのが、外国投資、特に米国企業による投資である。米国からの投資は、過去10年間に於いて、雇用と税収増を創出し、当国の飛躍的な成長に大きく貢献した。また、最先端の技術やスキル、マネジメントなどを同国産業にもたらす役割も果たした。

新治療薬などの開発進む メディコンバレー (デンマーク)

コペンハーゲン事務所

ジェットロ・コペンハーゲンでは、バイオ・医薬・医療分野における大阪府地域とデンマーク・メディコンバレー地域との産業・研究開発交流を促進するため、2002年3月中旬に塩野義製薬医薬研究開発本部研究企画部門主管研究員の坂田恒昭博士に当地のサイエンスパーク、ベンチャー企業、大学、病院等を訪問していただき、交流可能性の調査をしていただいた。以下は、その調査結果の概要である。

1. メディコンバレーの概要

デンマークのコペンハーゲン地域とスウェーデン南端部のスコネ地域を併せたオーレスン地方（人口約320万人）は、バイオ（ライフサイエンス）、食品、IT関係のクラスター、また物流ハブとして発展し、メディコンバレーと呼ばれている。この地域には、欧州第6位の規模のコペンハーゲン空港があるほか、北欧最大のルンド大学など12の大学（学生数13万人、研究者数2万人）、26の病院、イデオン・サイエンスパーク（北欧初、エリクソン社の起業地として知られる）など5つのサイエンスパークがある。また、2000年7月のオーレスン橋・トンネルの開通により、更なる地域の発展が見込まれている。

メディコンバレーは、96年にコペンハーゲン・キャパシティ（コペンハーゲン地域の自治体の共同出資による投資誘致機関）とスコ

ーネ地方通商産業局によって命名され、バイオ・医療関連の産業・技術育成を担うものである。同地域には、アストラゼネカ社、ノボノルディスク社、ファーマシア社、ロンベック社、ファーリング社、レオファーマステイカル社など多数の大手製薬会社があること、ルンド大学、コペンハーゲン大学、デンマーク工科大学など多数の大学があること、シンピオンサイエンスパークなどのインキュベーション施設が充実していること、ベンチャーキャピタルが多数存在することなどから、製薬会社および大学からのスピンオフによりバイオベンチャーが多数起業されている。

この5～6年間のメディコンバレーの発展には目覚ましいものがある。現在、バイオ・医療関連企業が450社（バイオテク企業100社、製薬企業71社、メディコテク企業125社、臨床試験16社など）存在し、さらに毎年15社程度のベンチャー企業が設立されている。具体的に

は、コペンハーゲン地域では、NeuroSearch社（中枢神経系医薬品）、AlkAbello社（アレルギー治療ワクチン）、Pharmexa社（ポリクロナール技術を使用した喘息・癌治療ワクチン）、ZealandPharmaceuticals社（糖尿病・関節炎）、TopoTarger社（抗癌剤）などのベンチャー企業が、スコネ地域では、ActiveBiotech社（自己免疫・炎症・癌）、Amarin Development社（ナノキャリア等によるドラッグ・デリバリー）、Biora社（歯槽膿漏治療薬）、Clinical Data Care（CRO）社などのベンチャー企業が活躍している。

メディコンバレーでは、特に、中枢神経系医薬品、糖尿病・肥満治療薬、癌治療薬、骨粗鬆症治療薬の開発のほか、ドラッグ・デリバリーシステムの開発、幹細胞（stem cell）や頭痛の研究、歯科技術などが進んでいる。また、同地域では国民に臨床試験を受け入れる土壌があるほか、当局の新薬認可・臨床試験許可の審査が早いこと、国民総背番号制でフォローアップが容易であることなどから、欧州での販売を目的とする新薬の臨床試験が広く行われている。

2. 医薬関連企業、機関の概要

今回の調査で医薬関連企業、機関を訪問し、情報収集を行った結果は以下のとおり。

(1) 企業

7TM Pharma

コペンハーゲン大学からのスピノフとして、2000年にシンピオン・サイエンスパークの隣接地に設立。従業員数37人、資本金2,300万ドル。NeuroSearch社、Novo Nordisk社などのほか、Innovationsinvesting（デンマーク）、Baker/Tisch investment（米）、Alta

Partners（米）といったベンチャーキャピタルが主要株主となっている。現在、フアスホルムサイエンスパーク内に、4,100㎡の研究施設を建設中であり、2002年12月に移転予定。

化学分野に強く、7TM受容体をターゲットにした小分子薬（精神病、パーキンソン、アルツハイマー、鬱病、肥満など向け）の開発、新薬開発プラットフォームの開発、他社との戦略的提携を行っている。

Cureon A/S社

Exiqon A/S社からのスピノフで、シンピオンサイエンスパーク内にあり、従業員数39人。新しいDNAアナログ（LNA）を用いた癌、炎症向けの遺伝子治療薬の開発、ターゲットバリデーションサービスを行っている。

日本の製薬会社とも取引関係がある。

NatImmune ApS社

2000年4月、シンピオンサイエンスパーク内に設立、従業員数31人。

3つの蛋白質開発プロジェクトを進行中で、習慣性流産などの様々な病気の発現に関連するマンナ結合性レクチン（MBL）のプリカーサ抗体の開発、再灌流障害（reperfusion injury）の防止に関連するセリンプロテアーゼ（MASP）抑制剤の開発、悪性腫瘍の治療および診断のための自己免疫性抗体（COU-1）の開発を行っている。

特にMBL関連について多数の特許を有しており、来年には臨床Phase^{（注）}に入れる見込み。

Azign Biosciences A/S社

2001年にNeuroSearch A/S社の100%子会社として設立、従業員数17人。

（注）臨床試験の3段階の最初の段階。Phase^{（注）}では少数の健康人を対象とし主として安全性をチェック、Phase^{（注）}では少数の病人を対象とし有効性と用法・用量をチェック、Phase^{（注）}では多数の病人を対象とし多数の施設で効果・副作用をチェックする。これらのさらに前段階のものとして、理化学試験および動物試験による非臨床試験（毒性試験など）がある。

.....

中枢神経系医薬品、糖尿病、肥満についての遺伝子治療薬の開発および疾患関連遺伝子探索（ターゲットバリデーション）を行っている。遺伝子情報分析、マイクロアレー、多目的スクリーニングモデルに特色があり、5つのゲノム関連特許を有する。臨床試験で苦労している企業、ゲノミックスの弱い企業との提携を考えている。

中枢神経系医薬品について同社と同様の開発を行っている企業はないと考えており、日本企業との提携を希望している。また、マイクロアレーのハイブリッドゼーションに時間がかかりすぎることが問題ととらえ、実験をスピードアップする手法を開発したいと考えている。

Zealand Pharmaceuticals A/S社

NeuroSearch社、Lundbeck社などからのスピンオフにより98年10月設立、従業員数46人。3つの特許を有し、56の特許申請を行っている。Elan Corporation plcと提携を行っているほか（株主でもある）、米国・英国・ドイツ・イタリアなどの15以上の企業と研究提携を行っている。

糖尿病治療薬（臨床Phase Ⅱ、2006年市場化予定）、心臓麻痺治療薬（臨床前試験）、関節炎治療薬（臨床前試験、2007年市場化予定）、骨粗鬆症・脳膜炎・癌治療薬（発見段階）などを開発中。

現在日本には提携先がなく、ライセンス供与先等を探している。

NeuroSearch A/S社

大学および企業からのスピンオフにより87年設立で、従業員数130人（うちPhD資格保有者40～50人）。2000年に上場、2002年中には黒字見込み。中枢神経系医薬品に強く、イオンチャネルのモジュレーション分野の研究のリーダー的企業。

アルツハイマー、パーキンソン、鬱病、脳

卒中、赤血球異常など、研究開発のポートフォリオは多岐にわたっており、うち4つが臨床Phase Ⅰ、2つが臨床Phase Ⅱの段階にある。Azigen Biosciences A/S社、Poedon社（肺疾患、アレルギー、免疫不全）、NsGene社（アルツハイマー、パーキンソン）、Sophion社（スクリーニング装置等）の4つの子会社を有するほか、グラクソスミスクライン社、ファイザー社、アボットラボ、オルガノン社等と共同研究等の提携を行っている。

日本企業との接触はあるが、現在提携は行っていない。なお、メディコンバレー地域に中枢神経系医薬品の開発企業が多いのは、コペンハーゲン大学などがこの分野の研究に力を入れていることが大きな要因。

ALK Abello A/S社

90年に、Chr.Hansen社、Lundbeck社、機関投資家の出資により設立され、資本金1億2,000万ドル、従業員数1,000人で、アレルギー治療ワクチン分野の市場シェア40%。

枯草熱錠剤ワクチンは、臨床試験では80%超の有効性を示しており、2005年に欧州、2006年に日本での販売を目指す。また、家庭のダニおよび花粉症ワクチンは、2007年に欧州、2008年に日本での市場参入を目指しているが、日本での市場参入の時期は、日本でのパートナー次第である。

同社の治療ワクチンは、天然物質から抽出したものであり、この抽出物は、多くのアラゲン蛋白質を含んでいるが、そのうち90%は樺の単一の蛋白質であると解明されている。枯草熱を防止できれば、将来の喘息を予防できることから（臨床試験では3年間ワクチンを続ければ80%超は予防できるとの結果）、この治療ワクチンは非常に重要と考えられている。

また、錠剤は5秒間で口の中で溶け、1日に1回だけ服用すればよい。また、服用時に舌が若干痒くなるという副作用があるが、2

～3分でその症状はなくなる。
日本のパートナーを探している。

Amarin Development AB社

85年設立、鎮痛剤や中枢神経系医薬品についてのナノキャリア等によるドラッグ・デリバリーシステムの提供を行っており、従業員数は50人（2～3年以内に倍になる可能性有）、NASDAQに上場しており、2000年3月に黒字化。現在3つが臨床Phase 段階にある。

同社のライセンスにより、Pharmacia（スウェーデン）、Synthelabo（仏）、Sigma-Tau（伊）、田辺製薬、Watson（米）、Custom（英）などの企業が製造を行っているほか、Hormos Medical（フィンランド）、Microdrug（スイス）、NueroSearch（デンマーク）、久光製薬などの企業と技術提携している。また、日本企業のために臨床試験も行っている。

日本企業との取引関係は古く、これまで多くの企業と取引があったが、現在は2社と取引がある。また、日本に代理店があり、さらにこの4月からは日本のコンサルティング会社とも契約する予定であるが、将来は日本に支店をもちたいと考えている。このため、3～4カ月に1回は日本を訪問するつもりである。

Biora社

86年の設立で、歯周病治療薬の開発・販売を行っており、97年に上場、98年には日本市場での販売も開始。従業員数は83人。

同社の歯周病治療薬のエムドゲイン（その発展系のエムドゲイン・ジェル）は、豚の奥歯の組織から抽出したものであり、歯茎の肉を若返らせ丈夫にするほか、歯茎の再生を促進する効果もあることから、歯周病の治療だけでなく、口内の手術後にも使用される。歯茎の再生プロセスは、骨も再生させる必要があることから、18～24カ月はかかり、そのメカニズムについては十分に解明されてい

ない。

米国だけで年間約1,800万人が歯槽膿漏の治療を受け、年間約200万人が手術を受けており、その潜在的市場は非常に大きい。2001年の売上は、米国55%、独22%、その他23%となっているが、これは日本市場でのエムドゲインからエムドゲイン・ジェルへの切替えの時期に当たったためであり、2002年は日本市場の比率が高まるものとみている。日本市場については、日本の代理店の働きを評価している。

また、現在、口内が乾燥する病気の治療薬を研究開発中であり、これも潜在的市場が非常に大きい（40歳以上の15%、80歳以上の40%が罹患）とみている。

(2) 関連機関・大学等

シンピオン・サイエンスパーク

スタート段階の企業のためのインキュベータ施設で、86年に設立。100人の科学者が500デンマーク・クローネ（以下クローネ）ずつ拠出する基金が株式の30%を保有している。コペンハーゲン市の中心近くにあり、広さは20,000m²、テナントは78社（うちIT企業47%、バイオ・メディコ企業35%、コンサル14%、環境5%）650人が働いている。

入居企業に対して、オフィス・研究室の提供、財務・特許・営業・研究上のコンサルティング、会議場・会議室の貸与などを行っている。政府がシードマネーの補助を行っており、その次の段階として革新的で独創的なバイオ・IT企業に対してSymbion Capital A/Sが資金の供給を行っている。それで成功すれば、さらにその次の段階としてベンチャー・キャピタルが資金を供給していくこととなる。

Symbion Capital A/Sは、500以上のプロジェクトを審査した上で投資を行っており、バイオ・IT分野については専門性が高いことから、アドバイザリーボードが投資アドバイ

.....

スを行っている。

入居のリクルート活動は、大学、学生・スタッフ、製薬会社からのスピノフ、過去に起業に失敗した者、米国・英国・スウェーデンの起業家などに対して行っている。

新薬開発企業では、7TMPharma社（蛋白質受容体）、Astion社（炎症性疾患、癌）、HemeBiotech社（新陳代謝疾患）、TopoTarger（抗癌剤）などの有力ベンチャー企業が入居している。

メディコン・バレー・アカデミー

メディコン・バレーのバイオ企業は、中枢神経系医薬品（CNS）の開発、糖尿病薬・肥満治療薬の開発、癌治療薬の開発などが強い。また、臨床試験も広く行われている。

この4～5年間にメディコン・バレーにバイオ企業が多数出てきたのは、ゲノム解読等によりバイオ分野の全般的状況が進展したこと、ベンチャーキャピタルのための環境整備があったことなどが大きな要因と考えている。また、コペンハーゲン地域とスコネ地域（スウェーデン南部）は、競争相手であると同時に、良き協力・提携相手であり、両者のバランスが良き発展促進剤となった。

デンマークでは、大学と企業が共同して開発した場合の特許収入は、開発者に1/3、開発者が所属する研究機関に1/3、大学に1/3帰属することとされている（2年前までは、全てが開発者に帰属することとされていた）。

フアスホルム・サイエンスパーク

もともと国立研究所として設立され、現在は財団が所有する国立サイエンスパーク（法律に基づいて設立され、土地は財団が所有）で、北欧最大のサイエンスパークの一つ。建物の延べ面積は、現在13万㎡に及び、将来は25万㎡まで拡張できる。約70社が入居し、3,000人が働いている。

同サイエンスパークとデンマーク工科大学

等が出資するDTU Innovation A/S（資本金1,500万クローネ）が、シーズマネーの供給を行っている。具体的には、フィージビリティ段階で、特許弁護士、マーケットリサーチ等の費用のため5万クローネ、第二段階として、そのビジネスプランに見込みがある場合には82.5万クローネ（うち75万クローネを国が、残りをDTU Innovationが拠出）を投資する。さらに、成長が見込めそうな場合には、基金（growth fund）から200クローネの投資を行う。これらの制度は、スタート段階から投資を行うベンチャーキャピタルがほとんどないことを踏まえたものである。

70社のうち、上場企業は、Chr.Hansen（機能性食品製造、AlkAbelloを傘下にもつ）とPharmexa（ポリクロナル技術を使用した喘息、癌治療ワクチンの開発等）の2社。これは、デンマークにはNASDAQのような小企業のための上場市場がなく、ベンチャーキャピタルに頼っていることによる。

コペンハーゲン県病院管理局

偏頭痛などの頭痛の研究を25年間続けてきており、世界の5指に入る研究を行っている。偏頭痛は麻薬関連では重要な分野であり、慢性の頭痛も3%の人がそのような問題をかかえている。頭痛研究は、グラクソスミスクライン社、アストラゼネカ社、ファイザー社により最近広まってきており、日本では北里大学の坂井教授が第一人者である。

日本で問題になっている心因性の頭痛に関してアドバイスや、受託の調査・研究を行うこともできる。まだ開発の初期段階で利潤を上げる状況にはないが、2～3年以内に日本企業とも協力関係ができればと考えている。

ドラッグ・デリバリーの効果を計測するシステムを、ゲントフテ大学病院とLEO Pharmaceuticals社で開発した。サリチル酸の化合物を使って薬の浸透度を計測するもので、今後ドラッグ・デリバリー企業等との提

携を希望している。

マイクロシミュレーターを使った医師等専門家の訓練に力をいれており、大学修了者のための訓練センター（Postgraduate Center Training Institute for Health Care Professionals）をコペンハーゲンに作る予定。このマイクロシミュレーターは、94年に麻酔関係から始まり、99年には外傷関係も作成した。家庭でも訓練を行うことができ、事後評価も行うことができる。

96年に、心臓・肺疾患研究センター、アレルギー研究センター、薬学研究センター、糖尿病研究センターなどの臨床研究所が設立された。デンマークは、臨床試験での長い経験、CROネットワーク、NovoNordisk等の有力製薬企業などにより、臨床試験について優位性があり、また、国民に臨床試験を受け入れる土壌がある（健康者のボランティアの協力も得やすい）。国民総背番号制であり、臨床試験後のフォローアップが容易であることも、強みである。

臨床試験の費用は、質の割には安く、また、事故については保険で全てカバーされる。

Invest in Denmark

デンマークは、食品、移動体通信/IT、物流ハブ、バイオの4分野について、外国企業の誘致に力を入れている。

バイオについては、メディコンバレーのほか、オールボー地域（医療技術をワイヤレス通信/ITと結びつけた機器開発）、オーフス地域（大学・病院・研究所を中核）、オーデンセ（プロテオミクス研究で世界2位の評価）のクラスターがある。海外から問合せがあった場合には、いつもこの4つのクラスターに何ができるか聞いている。

また、コペンハーゲン大学の隣接地、オーフスおよびオーデンセに、新たなバイオサイエンスパークを建設中である。

スコーネ地方通商産業局

スウェーデン南端のスコーネ地方は人口120万人で、中心都市のマルメ市は人口26万5,000人（スウェーデン第3位）。同地域は、もともとは造船等の重工業を主たる産業とする地域であったが、現在はこれら産業は労働力の安価な国へ移転し、IT、バイオ、大学等の知識集約型産業を中心とする地域となっている。

スコーネ地方には、イデオン（83年ルンドに設立でスカンジナビア初）のほか、メデオン（マルメ）、バイオメディカルセンター（ルンド）、ニューロリサーチセンター（ルンド）など5つのサイエンスパークがある。これらサイエンスパーク内の従業員は5,000人に達する。

メディコンバレーには、バイオテック企業100社、製薬企業71社、メディコテック企業125社、臨床試験16社など、バイオ・医療関係企業が約450社存在し、スウェーデンおよびデンマークの同分野の企業のそれぞれ40%、60%が集中している。主な研究開発分野は、中枢神経系医療、癌、糖尿病、免疫学で、スコーネ地域では、アストラゼネカ社やファーマシア社からのスピノフと大学・病院との連携により、特にドラッグデリバリーと幹細胞（stem cell）の分野が強い。スコーネ地域の代表的なバイオテック企業としては、Active Biotech社（自己免疫・炎症・癌）、Amarin Development社（ナノキャリア等によるdrug delivery）、Biora社（歯槽膿漏治療薬）、Clinical Data Care社（CRO）などがあげられる。

ルンド大学バイオメディカルセンター（BMC）

ルンド大学は、北欧最大の大学で学生数は約3万7,000人（うち大学院生3,200人）。BMCは同大学医学部の約1/2を占めており、約600人が在籍。大学病院と隣接しており、大

.....

学・病院・企業の融合による技術共有、技術移転、技術開発の環境整備の促進を目指している。

臨床試験センターを有し、中枢神経系医療、糖尿病、生物情報学、結合組織、骨結合部位疾患などの研究を行っている。特に、stem cellと中枢神経系医療との結合プロジェクトに力を入れたいと考えている。

TLO的な機能を、大学の関連機関が行っている。

イデオン・サイエンスパーク

83年に北欧初のサイエンスパークとして設立され（当時は7社が入居）、現在は182社、2,000人が入居している。オフィス・研究室のスペースは8万5,000㎡であり、バイオ・医薬品関係が31%、IT関係が39%、コンサル・サービス関係が16%、その他のハイテク関係が14%となっている。

イデオン・サイエンスパークは、北欧初のサイエンスパークとしてのブランド、北欧最大のルンド大学の存在により、発展した。現在、400人程度のルンド大学の学生・研究者が同サイエンスパークのプロジェクトに関係している。エリクソン社も、ここで起業し発展した。92年にリセッションで14社が倒産し、96年にエリクソン社は本店をストックホルム近郊へ移転したが（但し同社のR&D施設は同サイエンスパークの隣接地に残る）その後には小企業も受け入れるよう方針転換を行った。

イデオン・サイエンスパークはイデオンセンター株式会社が運営しており、所有者は2社の不動産会社である。同社は、2つのレストラン、保育所、財務・コンサルタントセンター、電話・コンピューター通信施設、会議場・会議室施設、不動産サービスの提供を行っており、マーケティングやサイエンスパークへの入居申請の受付も行っている。

2000年3月には、インキュベーター施設としてグリーンハウス（VAXTHUSET）が設

立され、現在、Decuma社（ソフトウェア開発）、Erysave社（血液洗浄）など10社が入居している。同施設へ入居した場合、最初の半年間は、家賃・サービス料は無料である。また、その後も、無料でネットワークの利用、訓練コースの受講、コンサルティングの利用ができる。同施設への入居審査は運営委員会が行っているが、実際にはテクノポール（technology transfer system）がスクリーニングを行っている。

3. 現地投資誘致機関との意見交換

コペンハーゲンキャパシティと行ったミーティングの主な内容は以下のとおり。

・メディコンバレーの評価について：
米国に対抗するべく地元の製薬会社を中心に努力しているという点で、日本と状況が似ている。また、日本より少し進んでいるという点で、日本にとって学ぶことが多い。当地で強い中枢神経系医薬品は、フロンティア分野であり、日本でも有望な分野だ。また、糖尿病も日本に多い。臨床試験については、デンマークで医薬品登録すればEUのどこでも販売でき、同じデータで米国でも登録申請ができる。また、当局の審査も早い。さらに、国民総背番号制なので、患者を容易にフォローアップすることができるし、臨床試験に参加したいという患者も多い。北欧人は英国人と先祖が同じなので、当地での臨床データをそのまま英国・米国での医薬品認可申請時のデータとして利用できるメリットもある。

・日本企業とのビジネスが成立する見込みについて：
デンマーク企業に意欲があれば、具体的にビジネスが成立するのではないかと。一方、スウェーデン企業は、積極的に売込みを行っており、デンマーク企業と比べてより日

本企業向きのアプローチをしている。また、日本企業に対して能力があることをもっと強調すべきである。米国企業はそれが非常に上手い。日本市場へ進出するためには、まず日本の良いコンサルティング会社を探した方がよい。

4. 現地紙とのインタビュー

Berlingske Tidende紙が坂田博士に行ったインタビューの主な内容は以下のとおり。

- ・メディコンバレーの長所について：
シンビオンサイエンスパークは、最も優れたインキュベーションセンターの一つだと思う。また、メディコンバレーは中枢神経系医薬品の分野が非常に強く、NeuroSearch A/S社は非常に印象的であった。
- ・日本企業のメディコンバレーへの投資の可能性について：
医薬品は一つ成功すれば何百億円の利益があがるので、良い商品ができるのであれば多少のコスト差は問題にならない。また、デンマークは、米国の巨大製薬企業等に対抗していかなければならないという点で、日本と非常に状況が似ている。
- ・大学同士の連携としては、どのようなものが考えられるか：
研究は、世界のどこで行っても、良い研究は良い研究であり、研究の質が高ければ自然に人が集まってくると思う。また、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学などは、TLO (Transfer License Office) が熱心にプロモートを行っている。
- ・日本のバイオ産業の規模について：
日本の製薬産業は、主に国内販売向けとなっており、世界的に売られているのは6～7商品しかない。一方で、ロシュ社やアストラゼネカ社は、日本で大きな販売額をあげている。
- ・日本の研究者が研究成果を商品化する時に問題はないか。かつてデンマークには問題があったが、現在はベンチャーキャピタルが成長して問題がなくなった：
日本では、バイオ分野は専門的すぎてベンチャーキャピタルが独自に評価するのが難しく、また研究者がベンチャー企業を立ち上げようとしても、それを助けるビジネスの専門家を確保するのが難しいといった問題がある。
- ・10年後の日本のバイオ産業の見通しと、日本経済の不振がバイオベンチャー育成に与える影響について：
現在、多くのビジネスの種があるので、それを育てていきたい。製薬産業は、日本で最も元気な産業のひとつであり、現在の景気の影響はあまりないと思う。

中欧の自動車産業 (チェコ・ハンガリー)

中欧の自動車産業では、EU加盟を間近に控え外国企業はコスト面などのメリットを求め西欧から生産拠点を移すなど、外資による投資が積極的に行われてきた。また、同産業など輸出型産業の発展が経済成長の源泉となって、中欧経済は持続的な発展をとげている。

「中欧の自動車産業」と題して本レポートではチェコとハンガリー、次号9月号ではポーランドの同産業について報告する。

チェコの自動車産業の現状と外資系企業の動向 (チェコ)

プラハ事務所

1. 自動車産業の規模

チェコの自動車・オートバイ組立てメーカーは2001年現在、乗用車 (EU分類^(注) M1) 4社、小型実用車 (同N1) 3社、実用車 (同N2、N3) 4社、バス (同M2、M3) 4社、オートバイ6社である。(品目に対するメーカー数であるためオートバイを除き重複あり。)

2001年の生産台数は、乗用車456,927台、小型実用車4,070台、実用車2,719台、バス1,552台、オートバイ6,961台であった。同年の乗用車と小型実用車を合わせた生産台数は、96年と比較して1.7倍の規模まで拡大し

ている。

また、同年の国内新車販売台数は152,171台 (うち国内メーカーの製造が79,966台、輸入車が72,205台) で、中古車の販売台数は93,622台であった。

乗用車メーカーであるシュコダ・オート (Skoda Auto) は2001年、国内新車台数の52.6% (82,405台)、チェコの総輸出額の10%を占めている。

2. 自動車産業におけるEUとの貿易

(1) チェコにおける欧州協定締結の経緯

チェコは91年、分離前のチェコスロバキア

(注) M1 : 9人乗り以下の乗用車、M2 : 10人乗り以上で5t以下の乗用車、M3 : 10人乗り以上で5tより大きい乗用車、N1 : 3.5t以下貨物車、N2 : 3.5tより大きく12t以下の貨物車、N3 : 12tより大きい貨物車

としてEUと欧州協定を調印している。協定の発効にはチェコスロバキアとEU双方での批准が必要であったが、関税の早期段階的引き上げを図るため、チェコスロバキアとEUおよびECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）との貿易に関して双方の議会の批准を要しない暫定協定が締結されることとなった。この暫定協定は、91年12月16日に署名され、92年3月1日に発効した。

93年のチェコとスロバキアの分離によって、チェコはチェコスロバキアの後継国として暫定協定に基づく地位（義務）を継承したが、91年に調印された欧州協定は協定調印国が消滅したため結局批准されることがなかった。

暫定協定の適用期間中にチェコとEUとの間で新たな欧州協定の締結に向けた協議が開始され、93年に双方で批准がなされ、95年2月1日から発効した。

95年に発効した欧州協定では、チェコとEUとの間の貿易自由化が規定されている。これに基づき関税の段階的引き下げが実施されてきており、2001年1月1日からほとんど全ての工業製品（ごく一部の飲料製品を除く）について関税はゼロになっている。また、数量規制については2002年1月1日から廃止されている。

（2）貿易の状況

チェコにおける機械・自動車部門の対EUとの貿易額の推移を協定発効の94年と2000年で比較してみると、輸出・輸入ともに大きく拡大しており、総輸出額・総輸入額に占める機械・自動車の割合も増加している。

機械・自動車部門におけるチェコの対EU貿易額の割合は94年、総輸入額の43%、総輸出額の26%であったが、2000年には総輸入額の47%、総輸出額の48%とそれぞれ拡大している。また、94年と2000年の機械・自動車部門の貿易額を比較すると、2000年の輸入額は94年の3倍に、輸出額は5倍に拡大しており、

特に輸出の伸びが大きい。

3．代表的外資系企業の動向

91年、フォルクスワーゲンがシュコダ・オートに資本参加し、2000年には株式の100%を取得した。エンジンプラントなどの設備投資を行ってきており、91年から2003年までに約30億ユーロを投資する計画である。

92年から98年の間において自動車部品企業120社が、外国企業のグリーンフィールド投資またはチェコ企業とのジョイントベンチャーを行っている。98年のEIU（英国の経済研究所）の調査によれば、欧州の自動車部品メーカー上位100社のうちの約40%の企業がチェコで製造、または組み立てを行っている。

4．欧州協定の影響などに関するヒアリング結果

（1）チェコ自動車工業会

- ・2001年1月1日からEUおよびEFTAとの間での工業製品の関税は0%になっている。それ以前の輸入関税は、新車乗用車が3.42%、中古乗用車が6.84%、自動車部品については97年から0%である。欧州協定に基づく関税の引き下げは、自動車産業の貿易拡大に大いに寄与している。
- ・外国メーカーによるチェコでの事業展開は、自動車産業の活性化をもたらしている。
- ・チェコで生産するメリットである地理上の位置、熟練した人材、工業インフラに加えて、EU加盟後は通関手続きの簡素化によって納入先への出荷時間の短縮ができ、物流上のメリットが生まれる。
- ・外国メーカーはチェコでの生産に関して、新規投資のみならず、既存事業の追加投資を積極化している。

（2）シュコダ・オート（Skoda Auto）

- ・同社は生産の82%を70カ国へ輸出しており、そのうち50%はEU向け。EUとの関税

が0%になったことを歓迎している。同社のサプライヤーには通関書類作成負担が大きい。同社は現在、関税削減のために多数の国々に自動車を解体して輸出し、外国で組み立てることを行っている。関税などの貿易障壁がなくなれば生産構造も変わる。今はまだチェコのEU加盟が確定していないため、投資のリターンを正確に計算することはできない。

- ・過去、すでにユーロへの転換に対応しており、チェコのEU加盟に対応する準備は完了している。

(3) ボッシュ・ディーゼル (Bosch Diesel)

- ・ドイツのロバート・ボッシュ・ディーゼル (Robert Bosch Diesel) とチェコのモトルパル・イフラバ (Motorpal Jihlava) の合弁会社として93年に設立され、96年にモトルパル・イフラバが株式を売却し、ロバート・ボッシュ・ディーゼルの100%子会社となった。ディーゼル・エンジンの噴射ポンプを製造しており、99年からはコモンレ

ール (高圧化した燃料またはエンジンオイルを蓄え、各インジェクターへ均一に送るためのレール) の生産に集中している。生産の100%を親会社であるドイツのロバート・ボッシュ・ディーゼルに納入している。93年～2001年に3億ユーロを投資している。

- ・低コスト、高度の技術力、適応力、柔軟性、立地条件が投資の決定要因であった。関税の低減は投資決定の要因ではない。チェコでの事業のデメリットとしては、税制に係る法律解釈が不透明であること、裁判所の手続きに時間がかかりすぎることが挙げられる。
- ・チェコのEU加盟により統一通貨の使用や貿易障壁がなくなることはメリット。逆にネガティブな要素は労働賃金の上昇。
- ・生産の100%がドイツの親会社向けであるため規格は親会社のものを採用している。チェコのEU加盟との関係で準備をすすめているのは会社の管理運営面のみである。

(島山 悟)

ハンガリーの自動車・同部品産業の現状 (ハンガリー)

ブダベスト事務所

1. 自動車・同部品産業の現状と外資系企業の動き

(1) 産業規模および推移

中央統計局によると、99年のハンガリーにおける鉱工業生産高に占める機械産業の割合は40.3% (3兆5,750億フォリント：約1兆7,200億円) であり、機械産業の中で自動車産業が占める割合は47.2% (1兆6,980億フォリント：約8,200億円) であった。2000年の自動車産業の生産高は1兆9,700億フォリント (約7,500億円) に達している。自動車産業分野には、従業員が5,000人を超える大企

業から20人未満の中小企業まで、合わせて250～300社が存在しており、2000年における雇用者数は約7万2,000人に上っている。

ハンガリーにおける自動車生産台数の推移をみると、規模は小さいものの着実に増加を続けている (表1)

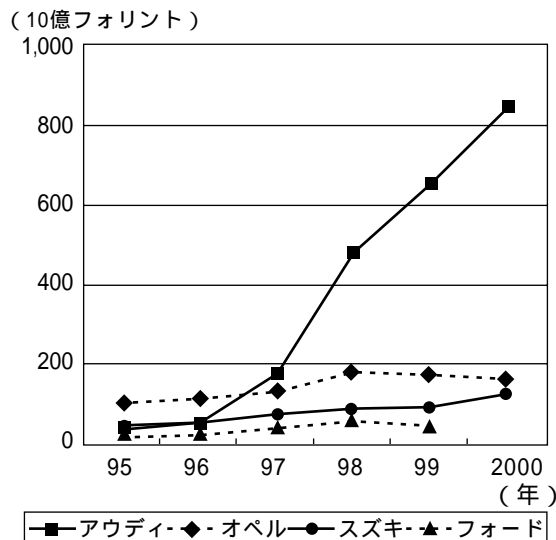
表1 中欧3カ国の自動車生産台数

(単位：1,000台)

	90年	95年	98年	99年	2000年
ポーランド	306	364	421	575	556
チェコ	238	228	378	376	455
ハンガリー	8	48	105	128	137
中欧3カ国	552	641	904	1,079	1,149

(出所：Ward's Automotive Year Book)

表2 主要自動車メーカーのハンガリーにおける売上高の推移



(資料：各社へのヒアリング調査より作成)

ハンガリーには、スズキ、アウディ、オペルといった外資系自動車メーカーが進出している(フォードは99年に完成車の組み立てを中止)。なかでもアウディは急速に生産を拡大させており、2000年の売上高は95年の30倍にも及んでいる。これは同社が、ドイツ国外

で唯一の欧州における生産拠点であるハンガリー工場で主にエンジンの生産能力を拡大させたことに加え、98年には年間5万台規模での現地組み立てを開始したためである(表2)。

(2) 自動車産業の貿易額の推移

表3のとおり、99年以降、自動車産業全体では輸出が輸入を上回っているが、そのほとんどを占めるのが乗用車である。旧体制下においてコメコン向けの主要生産拠点となっていたバス部門においても輸出超過が続いている。また、自動車部品の輸出も増加傾向にある。この背景には、オペル、スズキの2社が欧州市場への自動車輸出を積極化したことに伴い、大手サプライヤーがハンガリーに進出したことがある。サプライヤーは両社に納品すると同時に、EU市場への輸出も増加させた。

自動車産業の貿易動向を国別でみると(表4) いずれの分野においてもドイツが大きな割合を占めている。乗用車の主要輸入相手

表3 ハンガリーにおける自動車産業の貿易動向

(単位：100万フォリント)

		92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年
輸入	乗用車	24,132	35,597	53,958	52,165	50,604	79,781	134,889	179,577	210,135
	バス	959	1,058	1,493	1,167	1,119	1,334	1,763	3,486	3,114
	トラック	12,831	18,161	233,390	24,709	28,295	44,370	72,598	82,623	91,903
	自動車部品	6,992	14,939	21,853	18,937	49,556	53,670	103,859	178,062	225,301
輸出	乗用車	1,798	4,735	13,793	23,522	53,086	62,677	117,646	320,117	405,116
	バス	17,840	22,292	11,541	14,231	16,097	41,765	25,053	18,260	25,420
	トラック	539	662	945	1,696	1,660	1,900	1,715	3,233	2,404
	自動車部品	16,028	17,157	22,411	30,962	43,688	66,722	112,752	145,540	205,951
貿易収支	乗用車	22,334	30,862	40,165	28,643	2,482	17,104	17,243	140,540	194,981
	バス	16,881	21,234	10,048	13,064	14,978	40,431	23,290	14,774	22,306
	トラック	12,292	17,499	232,445	23,013	26,635	42,470	70,883	79,390	89,499
	自動車部品	9,036	2,218	558	12,025	5,868	13,052	8,893	32,522	19,350

出所：中央統計局

国は、ドイツ、フランス、スペインであるが、近年ポーランドからの輸入が増加している。これは、フィアットに続き、大宇、オペルがポーランドにおいて1,000cc以下の小型車の生産を増加させた影響とみられる。

また乗用車の輸出が99年に急増した背景には、アウディがスポーツモデル車（TT）の組み立て拠点としてジョール市の工場で年間5万台規模での現地組み立てを開始したことがある。また2001年4月からは小型車（A3）の組み立ても開始している。しかしアウディ関係者によると、同工場における組み立て部門に対する投資は全体の1割未満に過ぎない。

同社はハンガリーに比較的労働集約度が高いプロセスを移管することで、安価な生産コストや外国直接投資に対する優遇措置などのメリットを享受しようとしている。

自動車部品の輸出先としては、米国がドイツに続いている。米国資本系の企業（オペル<GM>、ピステオンなど）は、ハンガリーで生産したトランスミッションのようなキーコンポーネントから電装関連部品に至るまで、米国向けに輸出している。また、ハンガリーをアジアを除いた世界市場向けの生産拠点として位置付けている欧州系部品メーカーも多い。

表4 ハンガリーにおける自動車産業の主要国別輸出入動向

（単位：100万フォリント）

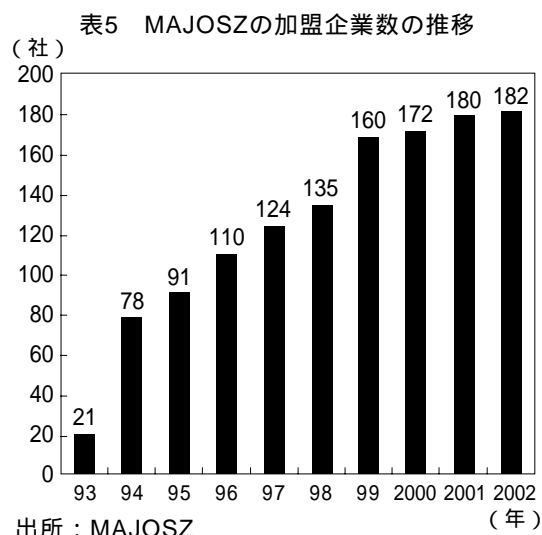
		97年		98年		99年		2000年	
輸入	乗用車	ドイツ	25,186	ドイツ	36,481	ドイツ	44,240	ドイツ	49,517
		フランス	9,113	スペイン	16,088	フランス	21,324	フランス	33,118
		スペイン	8,675	フランス	15,019	スペイン	17,249	スペイン	18,158
		日本	7,947	日本	12,924	日本	16,691	ポーランド	16,356
		韓国	6,694	ベルギー	12,008	ポーランド	14,593	日本	16,037
		計	79,781	計	134,889	計	179,577	計	210,135
	自動車部品	ドイツ	20,685	ドイツ	52,714	ドイツ	107,949	ドイツ	126,412
		日本	15,322	日本	14,471	日本	13,503	日本	21,009
		イタリア	2,741	オーストリア	6,028	オーストリア	12,035	オーストリア	12,815
		計	53,670	計	103,859	計	178,062	計	225,301

輸出	乗用車	ドイツ	20,291	ドイツ	65,680	ドイツ	237,994	ドイツ	310,013
		オランダ	8,605	イタリア	8,492	イタリア	25,803	イタリア	22,991
		英国	5,806	英国	7,551	中国	10,653	英国	13,880
		計	62,677	計	117,646	計	320,117	計	405,116
	自動車部品	ドイツ	28,269	ドイツ	58,552	ドイツ	78,525	ドイツ	96,895
		米国	14,491	米国	17,359	米国	18,195	米国	22,637
		韓国	3,050	ベルギー	5,539	オーストリア	9,060	オーストリア	12,484
		計	66,722	計	112,752	計	145,540	計	205,951

出所：中央統計局

(3) 進出企業数の変化と主要外資系企業

自動車部品生産者協会 (MAJOSZ) の加盟企業数の推移は表5のとおりである。なお、MAJOSZによると、同協会に加盟していない外資系自動車関連企業が30社程度ある。



以下にハンガリーにおける主要な外資系自動車及び同部品メーカーを挙げる。

アウディ (Audi Hungaria Motors Kft.)

設立：93年

稼動：94年

立地：ジョール市 (ブダペストより西に150km) のデューティー・フリー・ゾーン (DFZ)

従業員：5,100人 (2001年)

売上：9,000億フォリント (2000年)

生産品目：4気筒ガソリン・ディーゼル・エンジン、アウディTT、A3の完全現地組み立て

特色：アウディとしては、ドイツ国外で唯一欧州にある生産拠点である。設立当初より、同工場は主にエンジンの生産を行っている。アウディ全モデルに使用されるエンジンの95%以上を生産しているほか、同グループのフォルクスワーゲン、シュコダ、セ

アトなどに対しても供給している。

オペル (Opel Hungary Kft.)

設立：91年

稼動：93年

立地：セントゴッタード市 (ブダペストより西に200km、オーストリアの国境) のDFZ

従業員：900人 (2001年)

売上：1,777億フォリント (2000年)

生産品目：ガソリンエンジン (1.4、1.6、1.8リッター)、シリンダーヘッド、変速機

特色：当初、中欧市場向け製品の完全現地組み立て拠点として設立されたが、99年を最後に完成車の組み立ては中止し、エンジン、シリンダーヘッド、商用車用トランスミッションといったキーコンポーネントの生産拠点到衣替えしている。オペル工場としては、エンジン生産量は欧州最大である。また、生産性・品質面でもオペル工場のベンチマークになっている。

マジャール・スズキ (Magyar Suzuki Kft.)

設立：91年

稼動：92年

立地：エステルゴン市 (ブダペストより北に50km)

従業員：1,750人

売上：1,260億フォリント (2000年)

生産品目：Swift、Wagon R+

特色：完成車の組み立てを中心にしている唯一のメーカー。国内市場の競争激化に伴い、欧州を中心とする海外市場にも輸出をするため、現地調達化に積極的に取り組んでいる。GMとの共同プロジェクトとして開始したWagon R+の生産では、オペルのボ

.....

ーランド工場（グリヴィツェ市）との間で部品の内製やサプライヤーをシェアしている。

ビステオン（Visteon Hungary Kft.（旧 Ford Hungary）

設立：93年（Ford-Albaとして）

稼動：93年

立地：セーケシュフェヘルパール市（ブダペストより西に40km）

従業員：1,150人（2000年）

売上：585億フォリント（2000年）

生産品目：コイル、燃料モジュール、電子燃料ポンプ、PMスターター・モーター、チョーク/ウィンドウスクリーン・ワイパータンク・フィッティング

特色：部品生産拠点として設立。世界中へ供給を行っており、日本のマツダにも製品を輸出している。2000年6月、フォードからビステオンがスピンオフされた。

この他に、リア・オートモーティブ、デルファイ・パッカード、ルーク・シャバリア、ZF、コンティネンタル、オートリブ、バレオ、ファウレシアといった、Tier 1（一次下請け）サプライヤーが90年代後半より進出、生産を行っている。

2．最近の外資系企業の動向

（1）生産能力の拡大・再投資

デルファイ・カルソニック、リア・オートモーティブ、デンソー、バレオ、ファウレシアなどの90年代後半から末にかけて進出した大手部品メーカーは、生産品目の増加、生産能力の拡大に向け増資、工場の増設に動き始めている。

（2）内製化の進展

アウディは現在ドイツで行っているエンジンブロックの鋳造プロセスを移管し、ハンガリーでのエンジンの一貫生産を完成させようとしている。スズキも2003年に始まる新型車に搭載されるエンジンの一部の組み立てを行うための準備を進めている。

（3）研究開発拠点の設置

90年代前半に進出した自動車・同部品メーカーの多くは、ブダペスト工科大学などの主要工学系大学への委託研究を早い時期から行っており、その中で生まれた技術を商品化するため、ラボを大学や工場隣接地に設立する企業が見られる。代表例としては、アウディ、クノールプレムゼ、ZF、ティッセンがあげられる。アウディの場合、新型エンジンの開発を除いた分野で研究開発に取り組んでいる。

（4）新規投資企業の小型化

Tier1、Tier 2 クラスの投資が一巡し、新規に進出する企業の規模は、数百万ドル程度の比較的小型のものが中心になってきている。

（5）現地調達化の促進とローカル部品メーカーの育成に向けた協力

一般的に、生産拠点を西欧からハンガリーへ移した場合のコストダウン目標は、30%とされている。これを実現するためには、低廉なインフラコストや人件費、投資優遇措置のみでは不十分であり、ローカルサプライヤーとの協働が不可欠である。

3. 産業界および投資庁へのヒアリング結果

(1) ヒアリング結果の概要

社名(略称)または組織名	本社所在地	欧州協定の影響	企業戦略への影響	EU加盟準備の影響および今後の戦略
Delphi	米国 (地域本部:フランス)	自動車メーカーの中・東欧展開が加速、価格競争が激化	コストダウン圧力増大	<ul style="list-style-type: none"> DFZの廃止、優遇措置のキャンセルの可能性 競合相手以上に積極的に展開し、現地化を進め、メーカーから選ばれる存在になる。
Thyssen	ドイツ	ドイツ本社工場の生産縮小、ハンガリーへの移転加速	雇用問題(当社事業に未熟練工は不要。熟練工の採用難)	<ul style="list-style-type: none"> DFZステータスのキャンセル ドイツからの技術移転を進め、設計から生産までの一環体制を構築する
Audi	ドイツ	自動車産業の中欧進出を後押し(今後も投資は続く)	生産・技術移転に対するドイツの労働組合やサプライヤーの抵抗	<ul style="list-style-type: none"> 為替自由化によるフォリント高 最低賃金引き上げによる人件費上昇 規模拡大は休止、生産性の向上に努める
Knorr-Bremuse	ドイツ	ロシア・東欧への足掛かりとして利用しやすくなった。	世界的な景気後退による(当社製品の)市場の急速な縮小	<ul style="list-style-type: none"> 諸コストの上昇 単純なローコストオペレーションからの脱皮(R&D部隊の強化)とレイオフ
ZF	ドイツ	コストダウンのため、中欧の利用が容易になった。	人件費の上昇幅が予想以上だった。	<ul style="list-style-type: none"> 諸コストの上昇 サブアセンブリーや部品生産も手掛け、稼働率を上げる 不採算製品のルーマニア等への生産移管
Opel	ドイツ (GMグループ)	サプライヤーの進出	完成車輸入関税が引き下げられる過程で、国内市場において、予想以上に欧州輸入車との市場競争が早期に激化した(結果として完成車生産中止)	<ul style="list-style-type: none"> DFZの廃止予定 コスト面での優位性を活かし、中欧を含む欧州内・米国向けのキーコンポーネント生産拠点として維持する。
MAJOSZ (業界団体)	隣国と比しても、総じてコスト・パフォーマンスに優れているため、投資は今後も継続すると考える。一方、資本力のないローカル系部品メーカーと、資本力、技術力を有する外資系企業との間の格差の拡大という問題が生じている。政府、産業界内での協力を通じた解決が急がれる。			
ITDH (投資庁)	投資規模の小型化が進んでいるものの、今後も自動車産業への投資は継続すると見ている。しかしながら、中欧諸国間の投資誘致競争の中で、ハンガリーの独自性を打ち出すのに苦労している。また、中欧諸国全体の自動車産業がどのように拡大するか、国内の自動車部品産業の構造改革にどのように進むかに注意する必要がある。			

(2) ヒアリング結果の詳細

1. 企業名	Delphi-Calsonic Hungary Ltd	2. 所在地	Balassagyarmat
3. 設立年	2000年(2001/7より稼働)	4. 製造品目	カーエアコン用コンプレッサーの生産
5. 従業員数	130名(2003年までに420名)	6. 生産能力	120万個/年
7. 取得認証	QS9000、ISO9001&14000	8. 売上高	N.A.
9. 顧客	(欧州内の)Renault, Citroen, Peugeot, Saab, Opel	10. 投資形態	グリーンフィールド

< 進出理由 >

- ・欧州におけるカーエアコン市場の拡大に伴い、当社製品の需要も拡大すると考えられた。現在、当社同製品は、欧州内ではフランスで生産されているが、人件費・エネルギー・インフラ・ロジスティックコストを勘案しても、中欧では20～30%のコスト圧縮は可能であり、調査の結果、ポーランド・ハンガリーに絞り込み、比較検討した上で、ハンガリーへの進出を決定した。
- ・ハンガリー北部のBalassagyarmatは、西部地域と異なり失業率は18%と高く、より多くの優遇措置も得られた。さらに首都ブダペストからも近く、Secondary Schoolが周辺地域に6校もあり、雇用面での心配は少ない。なお、ハンガリー東部はインフラ面では未だ未整備であった。このため、現在の場所を選んだ。

< 雇 用 >

- ・現在、外国人管理職は2名。米国人マネージングディレクター(MD)とフランス人人事部長のみである。人事部長は2002年3月には帰国、MDも2003年までには帰国し、将来はローカル100%での管理体制に移行する予定。
- ・10%出資しているカルソニックからは何ら人的派遣はなされていない(当社製品は、カルソニックによる設計であり、相互に株式の持合を行っている)。
- ・Delphi-Calsonic(Delphiグループ企業の中で)に関する限り、全世界の社員の95%は現地人である。
- ・フランス工場以上に、当社工場の労働者の英語力は高い。

< 調 達 >

- ・既に現地調達化を開始しているが、国内サプライヤーとの間には品質問題が出てきている。サプライヤーはQS9000及びISOは必須である。一旦当社サプライヤーになれば、フランス工場を含む、グローバルソーシングの対象になる。
- ・当社の目標としては15～20%を国内調達に切り替えることを目標にしているが、現在は90%以上がEU域内からの調達となっている(米国からの調達は無い)。
- ・当社工場だけでも年間120万個の部品を生産する。これに応えるにはサプライヤー側も多額の設備投資が必要になるため、取引は必然的に外資系が中心になる。
- ・現在、ハンガリー国内のサプライヤーは8社。うち3社がローカル系。残りは日系の大豊工業を含む外資系である。

< 欧州協定の影響 >

- ・欧州市場が拡大する一方で、価格競争が激しさを増した。

< 協定発効以降、企業戦略に最も影響を与えた要因 >

- ・コストダウン圧力が強まっており、リーン・プロダクション・KAIZEN・中欧での生産などあらゆる生き残り戦略が必要になっている。

< EU加盟準備の影響と拠点再編を含めた今後の戦略 >

- ・投資優遇措置は、EU加盟後でも、既に取得した期間は無効と認識している。しかし、加盟交渉の過程でDFZを含めキャンセルの可能性が出てくることも否定できない。
- ・グローバルソーシングに対応できる世界的な展開力を持つサプライヤーが絞り込まれる中で、中欧諸国の進出は、新たな顧客を獲得する大きなチャンスとなる。既にDelphiとしては、加盟後も見据えて展開が行われており、今後再編する予定は今のところない。但し、今後の欧州市場次第では、拡張することもあれば、その逆もある。柔軟に対応していく(そこがGMとは異なる点である)。

1. 企業名	Thyssen Production System Ltd.	2. 所在地	Kecskemet
3. 設立年	94年(稼働開始：95年)	4. 製造品目	自動車生産（組み立て/溶接/鍛造/切削）ラインの部品
5. 従業員数	360名	6. 生産能力	N.A
7. 取得認証	SO9000/14000、VDA6	8. 売上高	N.A.
9. 顧客	親会社(最終的には、Audi、BMW等、欧州系メーカー)	10. 投資形態	グリーンフィールド

< 進出理由 >

- ・生産能力増強を企図し、調査の結果、コストを20～30%も圧縮できることが分かり中欧への展開を決断した。
- ・チェコ、ポーランドなどの隣国と比べ、インフラ、政治情勢、経済見通し、法制度の点でハンガリーを高く評価した。
- ・柔軟に生産を調整できる点を特に評価している（多い稼働日数、強硬でない労働組合、残業を容易に受け入れる労働者の意識）。

< 調 達 >

- ・製造コストの50～70%が材料費である。
- ・原材料の40%は30～40の国内企業から調達。さらに設計も行っておりEU原産の面での問題はないが、コストダウン、生産の柔軟性確保の面からローカルサプライヤーの発掘に注力。外注率は、現行の10%から30%まで引き上げる予定。
- ・ハンガリーでの調達が10%以上は安いこと判明しても、ドイツでのサプライヤーの継続性を考え、容易に現調化は進められない。

< 雇 用 >

- ・95年の25名から、現在は360名を雇用している（含むドイツ人技術者6名）。従業員の平均年齢は33歳。
- ・カスタムメイドという製品の性質上、従業員は熟練工（CNCオペレーション、機械加工等）、専門技術者のみで、未熟練工はいない。
- ・外資系が増加するにしがたい、新規採用で逼迫感が現出。ウクライナ、ルーマニアからの採用を始めている企業中にもある。
- ・就業前に、3カ月間のトレーニングプログラムを義務付けている。特に設計担当者に対しては、ドイツ本社でのトレーニングも頻繁に行っている。
- ・ドイツの工場と比べ、付加価値/給与は6倍、付加価値/単位時間人件費は7倍であり、本社は満足している。

< R&D >

- ・99年からブダペスト工科大学と共同で、研究開発を始めている。
- ・ラボの中では12名の研究者が働いており、本社が直接管轄している。（大学の施設・知識を活用しながら、社員として雇用するよりも安く上がることから、大学との契約が多く行われている）。

< 生産体制 >

- ・当社が組立てたユニット・部品は、ドイツの本社工場に出荷され、その後完成品として、自動車メーカー各社の工場に搬入される。
- ・当工場で生産されている製品の8割は、グループ内で他工場では生産されていないものである。
- ・本社から送られてくる技術仕様書に基づき、15名の人員で部品・ユニットの設計を開始している（将来的には20名まで増やす予定）。
- ・徐々に本社の生産を移管し、3年を目処に、完成品までを生産できる体制を構築する予定。
- ・溶接、組立て技術の移転を完了し、最終のエレクトロニクス技術を要する生産プロセスを開始するには未だ時間を要する。

< 欧州協定の影響 >

- ・コストダウン圧力が高まり、長期的にドイツの生産拠点を縮小し、中欧での生産を拡大する契機になった。

< 協定発効以降、企業戦略に最も影響を与えた要因 >

- ・外資系企業の進出が増加する中で、特に、技術・知識・経験を有する人材の雇用が年々難しくなっている。

< EU加盟準備の影響と拠点再編を含めた今後の戦略 >

- ・DFZや投資優遇措置の廃止によるコスト上昇のデメリットを懸念。軽減策として、現調化や外注化の促進、設計・経営面を含めた幅広い意味での現地化を進め、コスト競争力を維持する。

1. 企業名	Audi Hungary Motor Ltd.	2. 所在地	Gyor
3. 設立年	93年(稼働開始は94年7月)	4. 製造品目	エンジン/ 組み立て (TT,A3)
5. 従業員数	5,100名	6. 生産能力	エンジン：120万台/年 組み立て：260台/日
7. 取得認証	ISO9000/14000, VDA6	8. 売上高	68億DM(2000年)
9. 顧客	Engine：Audi, VW, Seat, Skoda等 世界中のVWグループ工場へ輸出車も 組立て後、全量、一旦ドイツ輸出	10. 投資形態	グリーンフィールド 8億4,000万マルク(2000年完了分まで)

< 進出理由 >

- ・エンジン生産能力拡大を企図し、180カ所の比較検討後、部品搬入・製品搬出上の地理的利便性、有能な人材の雇用容易性、低コストから、当地への進出を決定（なお、賃金上昇率は進出時の想定より低く、結果として予想以上の収益につながっている）。

< 調 達 >

- ・設備投資余力がないローカルサプライヤーは、取引の対象になり難い。当社の急速な生産規模拡大により、外資系サプライヤーが当地に進出し、生産基盤を固める余裕が無く、現在の現調化率は、10%である。完成車に限っては、今後20%まで引き上げる以降。
- ・当社隣接地にサプライヤーパークを設置する話は進展しておらず、現在は、本社（Ingolstadt）での検討課題となっている。

< 雇用 >

- ・熟練工のみが雇用されている。採用後平均2カ月間のトレーニングプログラムを受ける（組立てライン担当者はさらに4カ月）。
- ・ドイツと異なり、生産の柔軟性が高い（労働組合が協調的、残業時間の規制も緩やか）。
- ・人件費はIngolstadtの6分の1から8分の1（職種・職階による）。工場周辺の企業よりは10%程度高い。
- ・欠勤率は2%、退職率は年5～6%（その多くは、新入社員）、訓練プログラム・労働環境が他社よりも良いため定着率が高い。

< R&D >

- ・エンジンR&Dセンターが、60人のエンジニアと共に、2001年に工場隣接地に設置された。エンジン生産の現地化対応、品質向上のための設計変更への対応が主な役割である。チームの成果を見ながら、技術移管が進められる。Ingolstadtにはエンジンの基礎研究や新規開発が残される。

< 生産体制 >

- ・現在、生産規模を拡大する計画はない。生産性を上げることに今後は注力する（サプライヤー招致にかかっている）。
- ・ただし、エンジン生産をさらに10%拡大する可能性はある。完成車の組立ては長期的には閉じられるであろう。
- ・エンジン生産の中心であるIngolstadtから一層の生産移管を進める（エンジンブロックの生産も近々移管され内製化率は向上する）。
- ・生産コストはドイツに比べ、40%の水準にある（内訳：インフラ・建物投資：80% + ユティリティコスト：70% + 人件費：14%）。

< 欧州協定の影響 >

- ・中・東欧市場が開かれたと同時に、コストダウンをはかるため企業が投資を中・東欧に振り向けたため、（ドイツ）国内の産業の空洞化、失業問題が懸念されるようになった。

< 協定発効以降、企業戦略に最も影響を与えた要因 >

- ・ドイツの労働組合、サプライヤーによる当国への生産移管・技術移転に対する抵抗（ここ数年は、景気がよく自動車生産台数も増加していたため、部品製造職人等の配置換えがスムーズに行えたが、それでも抵抗が強かった）。

< EU加盟準備の影響と拠点再編を含めた今後の戦略 >

- ・生産規模が安定してきたところで、生産性向上のために、現地調達化を進めていく方針（これには当然、フォロント高、賃金上昇、DFZ・投資優遇措置の廃止によるコストアップの軽減の狙いもある）。
- ・Audiはブランド維持のため、Audi工場でしか生産しないため、他のVWグループ企業の工場に生産を委託することは原則としてない。欧州ではIngolstadtとGyorの2カ所しか生産拠点がなく、ドイツでは資本・技術集約型プロセスを、Gyorでは主に人手のかかるプロセスを担い、両工場を鉄道で結び、有機的に結合させることで、うまく両社の長所を最大化させる方針。

Report 6

1. 企業名	Knorr-Bremse Fekerendszerek Kft.	2. 所在地	Kecskemet
3. 設立年	89年（95年に建直された）	4. 製造品目	マルチサーキットプロテクション(MPV) & レベリング・バルブ(LV)、アクティブエーターシリンダー(AC)
5. 従業員数	700名	6. 生産能力	MPV : 25万個/LV・AC : 18万個
7. 取得認証	ISO、QS、TS16949	8. 売上高	40百万ユーロ（2001年）
9. 顧客	欧州内主要バス・商用車メーカ	10. 投資形態	Take-over

< 進出理由 >

- ・体制転換後、旧コメコン体制への主要なバスサプライヤーであったイカルスに対して製品をより有利に供給することを狙い、89年にJVを組む形で進出。その後1993年には、経営難に陥ったイカルスから株式を買い取り、100%子会社とした（69年以来、両社は技術提携の関係にあった）。
- ・現在、国内調達率は40～50%（製品による）だが、数年以内には70%まで引き上げる予定。
- ・サプライヤーには、これまでのところ高度の加工は期待していない。また、生産余力を持っている企業が少ないのも若干問題である。

< 雇用 >

- ・ドイツからの出向者はいない。逆に、ドイツに人材を輸出している（主にR&D分野）。
- ・ドイツと比した場合、当社の賃金水準は、4分の1から5分の1（EU加盟後は、10年以内に50%程度に上昇するものと見ている）
- ・700名の内訳（現場労働者：436、間接部門：107、R&D：84、トレーニー：25、他）。生産は3シフト体制。未熟練工はいない。
- ・労働組合は協動的であり、労働法もドイツのものに近く、問題になることはない。欠勤率・退職率も経営問題にはなっていない。
- ・ケチケメートは、ブダペストと異なり、人の離職率は高くない。

< R&D >

- ・95年以来、ブダペスト（ブダペスト工科大学への委託）とケチケメート（当社所在地）にて研究開発を開始し、ドイツ開発製品の現地化対応や独自製品（プラスチックカバー付きバルブ）の開発を手掛けている。
- ・99年にはブダペストにR&Dセンターを設置し、戦略的研究を除く分野の研究活動を本格化させている。
- ・研究開発経費の25%は、政府より支援されている（セーチェニープランの一環）。

< 欧州協定の影響 >

- ・旧東側諸国への事業展開上、より事業環境の整備されたEU加盟候補先行国に拠点を設置する条件が整備された。

< 協定発効以降、企業戦略に最も影響を与えた要因 >

- ・コストダウン圧力の増大
- ・（協定には関係ないが、）景気悪化により、商用車の市場が急速に縮小しており、リストラ策を余儀なくされる可能性が高い。

< EU加盟準備の影響と拠点再編を含めた今後の戦略 >

- ・法人税の減免措置、研究開発・失業者対策向けの補助金、DFZは可能な限り活用する。
- ・人件費を含めた生産コスト全般の上昇が、競争力低下につながらないようにするためにも、製品開発（戦略的に重要性の高いものは、移管できないものの）から生産までの付加価値増大をはかる
- ・より一層のコスト競争に対応するため、ロシアからもサプライヤーを発掘するなどの対策をこころじる（賃金水準は、当社の60%程度だが、生産性は10分の1で、この5年ほど探しているが、いい取引先を発掘するのは簡単ではない）。
- ・製品セグメント、地域的展開の面で、大手競合と住み分けのための連携策を重視する（当社は、既にBosch、Honeywellと提携し、株式の持ち合いも進めている）。

1. 企業名	ZF Hungaria Kft.	2. 所在地	Eger
3. 設立年	96年に買収	4. 製造品目	バス・商用車向けトランスミッション
5. 従業員数	574名	6. 生産能力	N.A.
7. 取得認証	ISO9002、QS9000、ISOITS16949	8. 売上高	N.A.
9. 顧客	欧州の殆どのバス・商用車メーカー (中欧を含む欧州に輸出)	10. 投資形態	Take-over

< 進出理由 >

- ・中・東欧の商用車ビジネスへの参入およびコストダウンを狙い、ZFの商用車部門が74年以来、技術提携関係にあった当社（Csepel-autoのEger工場）を1996年に、ハンガリー政府から買収した。

< 調 達 >

- ・国内調達率は、購入価格ベースで40%、付加価値ベースでは70～80%に達している。
- ・精密鍛造・鋳造・スタンピング部品は、当地では調達できない。
- ・ショックアブソーバー用に、年間85トンの鉄を使用している。

< 雇 用 >

- ・ドイツからは3名の管理職が出向してきている。
- ・欧州トラック・商用車市場の急速な縮小および予想以上の人件費増大に伴い、リストラ策の必要に迫られている。

< 生産体制 >

- ・ZFは22カ国に、80の工場を有する。グループ内での当社の役割は、小ロット・比較的生産容易なカテゴリー群の生産である。
- ・当社の生産能力のうち、ZFのビジネスに直接関係のない生産（エンジン金型製造）も受託している（稼働率が低い可能性）。
- ・倉庫への投資、在庫管理等の物流面はTNT（ロジスティックカンパニー）と契約し、外注化している。

< ロシア東欧での事業展開 >

- ・市場が低価格志向で、競合ローカルメーカーが存在する。さらに、取引相手の支払能力に問題があるケースが多いことから、苦勞している。

< R&D >

- ・18名が、研究・開発に従事し、新製品・技術開発ではなく、主にドイツ本社開発製品の生産現地化対応に従事している。
- ・R&Dに関しては、政府より補助金を受けている。

< 欧州協定の影響 >

- ・ドイツ系等、欧州企業の中欧への関心が強まり、（当社のように）資本力の増強・経営面の近代化が図られることになった。

< 協定発効以降、企業戦略に最も影響を与えた要因 >

- ・賃金上昇とコストダウン圧力の増大、フォロント高。
- ・世界的景気後退による(商業車)市場の急速な縮小。

< EU加盟準備の影響と拠点再編を含めた今後の戦略 >

- ・賃金上昇によるコスト高のため、生産の一部をルーマニアの関係会社にシフトし始めた。
- ・(ZFグループとして、) Siemens Automotiveから、旧Manneman Zachs（クラッチ開発・生産に強み）を買収した。これにより、自動車メーカーからのモジュール・デリバリーの要請に向けた技術的・地域的対応力(当社の場合は、特に駆動系)をあげながら、市場での競争力を強化していく。

1. 企業名	Opel Hungary Ltd.	2. 所在地	Szentgotthard
3. 設立年	91年1月 (GM Hungary/ 94年3月現社名へ変更)	4. 製造品目	1.4/1.6/1.8lガソリンエンジン、シリンダーヘッド/無段変速機、Allison Transmission
5. 従業員数	850名 (+ 非コア部門労働者450名)	6. 生産能力	ガソリンエンジン:57万台/シリンダーヘッド:46万個/無段変速機:25万個/AT:1.9万個<年産>
7. 取得認証	SO9002/14000、QS9000、TS	8. 売上高	N.A.
9. 顧客	欧州内Opel(Eg)/GM-US (CVT) Volvo、Renault等 (Allison)	10. 投資形態	グリーンフィールド(10億マルク)

< 進出理由 >

- ・中・東欧地域への展開を企図して、90年にGMがRaba社 (元ハンガリー国営商用車メーカー) とJV-Agreementを締結。
- ・(域内の完成車輸入関税が早期に引き下げられ、他欧州車との市場競争が激化したことから、完成車組立てを99年で中止し、エンジン・トランスミッション等のキーコンポーネントの生産に重点を絞り、現在に至る。)

< 現地調達 >

- ・2001年末現在、ハンガリー国内に所在するサプライヤーの数は、36社 (2000年:29社、2003年までに40社を目標)。
- ・全社が外資系企業であり、QS9000を取得済み (Greenfield investmentの方が、JVよりも多い)。Delphi、Linamar、Valeo、Lear等のTier1 (一次下請け) が数多く含まれる。
- ・ハンガリーのローカル企業には、設備投資余力が無く、取引対象にはならない。
- ・GM-Fiat-Opel内で、Olympia Projectという中・東欧等 (トルコも含む) からの調達促進プログラムが開始されており、2002年度は計3億7,500万ユーロ (そのうちハンガリーからは1億ユーロ)、2003年度は4億4,100万ユーロ (同、2億ユーロ) を、当地域から調達する方針である。
- ・ローカルコンテンツは、エンジン (4~5%)、CVTトランスミッション (20%) である (CVTは全量米国向けに輸出している)。
- ・当社の購買は、ハンガリー、ルーマニア、スロベニアからの開発購買も担当している

< 雇 用 >

- ・工場内には、総勢1,300名が働いているが、自動車部品生産に直接関係しない、もしくは熟練を要しない清掃作業・施設管理・倉庫管理等の非コア作業は徹底的に外部業者にアウトソーシング (この部門での雇用者が450名) している。
- ・上級管理職は13名。6名の非ハンガリー人管理職がいる (アメリカ、カナダ、オーストリア人等)
- ・欠勤率目標は2.29%であるが、2001年11月までの期間平均は1.82%とかなり良い水準にある。
- ・1時間当りの人件費の平均は6米ドル。ドイツの5分の1程度である。人件費の上昇率は、当初予測していたよりも低く、未だ十分競争力があると考えている。
- ・労働組合は協動的であり、これまでストライキは一度も起きていない。

< 生産体制 >

- ・基本的には3シフト体制。
- ・当社の生産性は、グループ内でも最も高く、ベンチマークになっている。

< R&D >

- ・R&D部門の設置に関し、検討をし始めたところ。

< 欧州協定の影響 >

- ・マイナスの影響はないと見ている。より多くのサプライヤーが中欧地域に進出することで、当社のオペレーションにも好影響が期待できる。

< 協定発効以降、企業戦略に最も影響を与えた要因 >

- ・自動車の完成車輸入にかかる関税引下げが予想以上に早まり、国内市場における競争激化により、完成車生産から撤退を余儀なくされた。

< EU加盟準備の影響と拠点再編を含めた今後の戦略 >

- ・人件費の上昇は、中欧の隣国でも同じ状況が予測されるため、このことで当社の競争力が低迷することになるとは考えていない。世界水準の品質、より高い生産性を如何に実現するかが重要である。
- ・ハンガリーのEU加盟後は、欧州内調達率の足枷が外れるため、より調達に柔軟性を持つことが可能になると期待している。
- ・DFZは廃止されるであろうが、この地域の強みを生かし、欧州を中心に、全世界のGMグループ工場へのキーコンポーネント生産工場として整備していく。

.....

4 . ITDH (投資庁) のコメント

一部では、既に当国内の人手不足を問題視する動きもあり、日本および他の地域からの投資が徐々に減少することを危惧している。自動車産業への投資は、未だ続いており、部品産業の新規投資および自動車メーカーの拡張の動きもある。ただし、自動車部品メーカーの投資規模は、おおよそ500~1,000万ドル程度のもが多く、件数の割には大きな金額にはなっていない。今後を占う上で重要なポイントが2つある。第1に、自動車メーカーの中欧地域での生産拡大がどのように進められるかという点である。チェコへ進出するトヨタに、ハンガリーからサプライできないということはない。トヨタの進出予定地域周辺に、サプライヤーが集まれば、必ず人件費の高騰や人手不足を懸念し、よりよい環境を求めてこの地に進出する企業も出てくるはずであり、同様のことが中欧全体で生じる可能性

がある。当国は、より早く、より多くの投資を呼び込もうとしているが、隣国との差別化が難しく、苦慮している。投資優遇措置についても柔軟に対応し、通関制度についてもかなりの改善を図ってきているが、結果としてチェコの方が投資を誘致するには成功している。

第2に、自動車産業の構造自体をどのように変革していくかということである。政府が中心になって、現地調達化やコストダウンをはかる上で重要なローカルサプライヤーの育成・競争力強化について、アウディ、スズキ、オペルなどのメーカーに、主要外資系・ローカル系部品メーカーも交えて検討が始められている。しかし、ある程度の技術力を持っていても、外資系自動車メーカーの要求に応えるだけの資本金力、品質、管理能力を備えているところは少なく、この問題をどのように改善するか、そのためにどのように外資の協力を得るか、未だ絵が描けていない。

日本企業との取引に期待 ～ミッション派遣報告～ (チェコ、バルト三国)

プラハ事務所、ロンドン・センター、コペンハーゲン事務所、ストックホルム事務所、ヘルシンキ事務所

ジェトロは、4月22日～26日に「バルト三国視察ミッション」を、5月21日～22日に「チェコ・ビジネスミッション」を派遣した。以下にその概要を報告する。

「チェコ・ビジネスミッション」

1. 実施日

2002年5月21日・22日

2. 目的

日系自動車部品メーカーのチェコへの進出が著しく増加していることを踏まえ、新規進出企業におけるチェコ法制への円滑な対応を支援するとともに、同国の主要自動車メーカーへの製品納入の契機を提供する。

3. ミッションの概要

(1) 法務セミナー

〔参加者〕68人（日本および欧州8カ国（チェコ、ドイツ、オーストリア、英国、オランダ、ベルギー、ハンガリー、イタリア）からの参加）

〔概要〕クリフォード・チャンス・ピュンダー法律事務所（英国から日本人弁護士1人、チェコから各分野

の専門弁護士4人）の協力を得て、チェコの会社法、雇用法、外為規制、税制、競争法についてセミナーを開催。

同セミナーに先立ち、ジェトロ・プラハからチェコの経済・投資環境について概要を説明。

〔参考〕「チェコの雇用法について」

西欧諸国の雇用法と比較しチェコは、比較的長期の「試用期間」の設定が可能であることや「期限付き雇用契約」が合法であることなどが事業者にとって有利な点として注目された。

（同国では、雇用契約に明記することで最大3カ月までの試用期間を設けることができ、この期間内であれば理由の如何を問わず解雇できる。また、期限付きの雇用契約も有効であり、期限付きの雇用を繰り返すこともできる。）

.....

(2) 企業訪問

自動車部品メーカーでチェコへの進出や製品納入に関心のある企業を参加者として2社を訪問。

〔参加者〕42人（日本および欧州8カ国（チェコ、ドイツ、オーストリア、英国、オランダ、ベルギー、ハンガリー、イタリア）からの参加）

〔訪問先企業概要〕

シュコダ・オート（SKODA Auto, a.s）
製造品目：乗用車
売上高：約1,300億コルナ（約37億ドル）
従業員：2万5,000人
創立：1895年
形態：株式会社（現在はフォルクスワーゲンが株式100%所有）
所在地：Boleslav（プラハの北東50km）
HP：http://www.skoda-auto.cz

同国最大の自動車メーカー。1905年に最初の自動車を製造。生産の82%を70カ国に輸出。チェコの全輸出額の約10%を占める。2001年には45万台を製造し、そのうち37万台を輸出、8万台を国内市場で販売した（国内新車販売シェア53%）。輸出の70%は西欧向け。国内での調達率は約60%で、国内サプライヤーは約280社。新たに開発部（1,200人）を99年に設立し、2001年から新エンジンの工場が稼働。独フォルクスワーゲンは1991年から資本参加し、2000年から株式100%所有。フォルクスワーゲン・グループで唯一自動車レースに参加しており、毎年上位入賞。

訪問の概要：

同社の工場内（プレス、溶接、組立てなど各ライン）を視察するとともに、購買責任者から同社およびフォルクスワーゲン・グループの調達システムと基本方針について説明を受け、質疑応答を行う。

- ・フォルクスワーゲン・グループの調達システムについて
- 同グループはサプライヤー選定に関する統

一基準を持っており、これに基づいて各地のグループ企業がサプライヤーを選定するが、最終決定権はグループ中枢の6～7名の担当責任者が握っており、その承認が得られなければ契約に至らない。

- 同グループでは、2000年からインターネット経由でサプライヤーが調達に応募できるシステムの運用を開始した。すべての企業が同システムにアクセスできるが、VWの統一基準を満たす企業に対してのみ次のステージに進むためのパスワードが送付される。このパスワードでVW統一基準を入手することもできる。

・参加企業の感想

- 自動化が進んでいるが、日本の生産管理の水準からすると無駄が目立つ。

- 日本の自動車部品メーカーにとって欧州はアジアより厳しい市場だ。とにかく価格の引き下げ要求が厳しい。欧州のメーカーは日本企業からすると生産効率が劣るように見えるが、それでも価格競争力がある。また、アジアでは競争相手がいなかったが、欧州には自動車産業の基礎があり競争が激しい。

昭和アルミニウム・チェコs.r.o.

製造品目：乗用車用エアコンのコンデンサー

従業員：280人

設立：1997年

形態：有限会社

所在地：Kladno（プラハの西20km）

日本からの100%出資によるグリーンフィールド投資で、99年から操業。工場があるクラドノ市は人口7万人で、プラハ空港から車で約20分。チェコの外国投資インセンティブ適用第1号で、クラドノ市工業団地への進出第1号でもある。日本人駐在員は現在4人。事務管理部門は35人で、全員英語を話す。製品の75%はEUへ、5%はCEFTA諸国へ輸出

され、国内への出荷は20%。独フォルクスワーゲン、シュコダ・オートへも納入。部品調達はEUから57%、日本から36%、国内から5%。総投資額は約3,400万ドルで、工場の拡張工事を実施中。

訪問の概要：

日本からの先行進出企業の1社である同社を訪問し、工場内を視察するとともに、事業の経緯および同国のビジネス環境について説明を受け、質疑応答を行う。

- ・同社における今後の課題として、次の3点が挙げられた。
- 賃金の上昇に備えた生産性向上への取組み
近い将来に見込まれるEU加盟によって、賃金が急速に上昇するのではないかと危惧している。すぐにEU各国との格差がなくなるとは思わないが、長期的に見れば賃金の優位性が減少していくことは間違いない。現時点では人手をかけた方が安く上がる面もあるため評価が難しいが、今から生産効率を引き上げていく必要がある。
- 現地調達率の引き上げ
欧州での調達率は60%を超えており、EUR 1を取得しているが、競争力を上げるためにはチェコに限らず欧州での調達を増やす必要がある。
- チェコ人のトップ・マネジメントへの登用
現在、現地採用の従業員で最も上のクラスの者はマネージャー（課長クラス）だが、モチベーションを維持・向上させるためには、工場長を含むマネジメントへの登用を進める必要がある。

（畠山 悟）

。「バルト三国視察ミッション」

1．実施日

2002年4月22日～26日

2．開催地

エストニア、ラトビア、リトアニア

3．目的

- ・工場視察、セミナー、懇親会などを通じて、バルト三国の産業、投資、輸出などの最新の動向を実地に把握する。
- ・個別ミーティングなどを通じて、バルト三国の企業と日系企業とのビジネスシーズを発掘する。
- ・バルト三国の政府機関・企業と、日系企業、ジェットロとのネットワーク形成を図る。

4．参加者

日系企業など35人（日本および欧州10カ国（ドイツ、スウェーデン、ベルギー、英国、デンマーク、オランダ、ポーランド、オーストリア、フィンランド、フランス））

5．個別ビジネスミーティング

- ・エストニア2件、ラトビア3件、リトアニア21件の現地企業との個別ビジネスミーティングを実施した。

6．セミナー及び企業視察結果報告

「エストニア・セミナー」

- (1) エストニアの経済環境について（エストニア投資庁Mr. Viirg）
 - ・エストニアは人口140万人、面積45,000km²の小国。1人当りGDPは4,350ユーロ。
 - ・エストニアのビジネス環境で最も大きな利点は、法人税がゼロ（ラトビア22%）であること。その他、賃金（時間当り1.7ドル）などのビジネスコストが低いことも魅力。

- ・貿易が盛んで、欧州各国と自由貿易協定（ブルガリア、ルーマニアは交渉中）を締結。貿易額の対GDP比が全世界で4位（159%、1位はシンガポールの254%）。
- ・交通網、通信など整ったインフラ、そして安定した政治経済を紹介、その結果が中・東欧でも有数の外国直接投資につながった（1人当たり外国直接投資額ストックはチェコの2,054ドルに次ぐ2,039ドル）。

(2) エストニアのエンジニアリング産業について（機械産業連盟）

- ・エストニアは91年の独立後、リストラ、市場経済化を進め、雇用が減少したが、生産性を向上させて、着実に発展。
- ・同業界の輸出の40%は対フィンランド。（スウェーデン20%、ラトビア15%、ロシア18%）
- ・スウェーデンの自動車業界、フィンランドの電機電子業界の下請けとして、業界の裾野が拡大。巨大パラボラアンテナのメキシコへの納入実績事例を紹介。

(3) エルコテック社（Elcoteq Tallin、www.elcoteq.com）

〔企業概要説明〕

- ・フィンランド・エルコテック社の子会社。親会社は受託請負製造（EMS、Electronic Manufacturing Service）で欧州最大規模を誇り、84年設立、従業員数8,350人で11カ国に事業展開しており、東京にも13人規模の営業所を置いている。主要顧客はABB、フィリップス、ノキア、エリクソン、モトローラなど。
- ・エルコテック・タリンは92年設立。工場敷地面積3万㎡、従業員数2,000人（好況時の2年前は3,800人）で、エストニア最大の輸出企業。同国全輸出量の2割を同社が占める。

(4) マイクロリンク社（AS MicroLink、www.microlink.com）

〔企業概要説明〕

- ・91年にPC組立工場としてスタート、その後インターネット関連ビジネス（ソフトウェア開発、システム・インテグレーションなど）で急成長した会社で、M&Aを繰り返し、バルト三国にITグループを形成。
- ・ラトビアのSAF Technics（広帯域ブロードバンド伝送機器製造）もそのグループの1つ。またマイクロリンクはISP（Internet Service Provider）やポータルなどネットワークビジネスも網羅している。ラトビアのフォルテック社が最大顧客。バルト三国で従業員数640人（エストニア、ラトビア各45%、リトアニア10%）、平均年齢30歳、グループ連結売上高6,300万ユーロ。
- ・最近のプロジェクトとしては、ラトビア国有鉄道の経理情報システム構築、エストニア政府のE-Government構想（ペーパーレス）支援などがある。

〔質疑応答〕

- ・（教育市場について）Look at World Estonia 2005-2006を掲げ、IT先進国フィンランドに追いつこうとする動きがあり、基金を通じて学校や幼稚園のコンピュータ普及に貢献している。

(5) パイオニア社（Pioneer Ltd.、www.pioneer.ee）

〔企業概要説明〕

- ・1912年設立、金属加工業としてスタート。今でも街中に同社のマンホールの蓋がある。1940年国有化、94年民営化を経て、現在はプラスチック成型、アルミニウム金型、金型ダイスを製造。一部自動車部品（ギア、軸受筒など）用金型も手がけており、フォード、アルファロメオ、日系メーカーにも納入実績がある。
- ・従業員120人、2000年の売上高は2,400万工

エストニア・クローン（以下EEK。1EEK=約7.4円）でエストニアでは金型製造最大手。製品の8割はスウェーデン、フィンランド、ドイツ、米国などに輸出。100%地元資本だが、フィンランドの技術レベルに到達するには戦略的パートナーの資本参加が検討課題。

〔質疑応答〕

- ・（英語の普及状況について）エストニアは小国のため、国民にとって複数言語の習得が必須。第1外国語のトップは英語、次いでフィンランド語。今ではスカンディナビアや英語圏をターゲットにした外資系ホテルの進出もある。英語の話せる人が4割近くに達している。
- ・（労働流動性の増大のマイナス面、頭脳流出について）エストニアも頭脳流出の問題に直面している。ただ、ソフトウェア、コンピュータ関連で一度は国外に流出した人材も、エストニアの発展を目にして、戻ってきている。
- ・（EU加盟後の法人税ゼロというインセンティブについて）議論にのぼっていない。外資のみを優遇している国もあるが、エストニアは国内外企業ともに法人税ゼロである。

エストニア企業視察

(1) JOTオートメーション (OÜ JOT Eesti, www.jotautomation.com) 社

〔企業概要説明〕

- ・各種オートメーション生産設備(マテハン、組立工程、試験機器など)及びソリューションの提供、特に携帯電話などエレクトロニクス、IT関連のアッセンブル需要で急成長しているフィンランド系企業。フィンランド最大の家電メーカー・サロラグループ。
- ・95年にフィンランド企業2社が合併してJOTオートメーショングループとなり、98年ヘルシンキ上場、2000年の売上高は1億

4,000万ユーロ。従業員数は約600人(うちタリン工場は165人)。欧州と北米に生産拠点を有し、欧州13カ国、アジア、北米に輸出している。

- ・タリン、リガ、リトアニアに多数の下請企業を擁する。ISO9001、ISO14001を取得し、2002年品質競技会に参加予定。
- ・オートメーション機器製造部門と検査機器装置製造部門を見学。1シフト8時間操業。
- ・人事データ、マニュアルなどの情報をパソコンから取り出すことが出来る事業データファイリングシステムを紹介。

〔質疑応答〕

- ・（部品調達について）標準部品は日本のSMCなどから大量購入。一方の受注製品はエストニア製。
- ・（雇用調整について）労働組合が強くないので雇用調整は可能。残業時間に上限が定められており、調整に苦慮。年間休暇は4週間でほぼ100%取得。
- ・（労働賃金について）ライン労働者月給7,000EKK、エンジニア10,000EKK。
- ・（進出理由について）フィンランド企業の当社がエストニアを進出先に選んだのは、コスト、技能レベルにメリットがあった上、フィンランド語が通じるという言語的要因が大きい。
- ・（ロシアとの取引について）ロシア市場への納入は現在のところゼロ。プーチン大統領が進める開放政策が継続すれば、今後ロシア市場参入もありえるが、共産勢力とのパワーバランスを見守る必要がある。なお、エストニアは、ロシア語が通じ、ロシアと地縁・血縁を持つ国民も多いことから、ロシア市場の足がかりとしては有望。
- ・（物流について）多くは船を利用。ドイツに納入する場合にはポーランド経由。米国へは航空便。
- ・（競争市場について）独立後10年の成功体験で、エストニア人は競争に対する恐怖心

はない。

(2) マイクロリンク社

- ・マイクロリンク社グループであるSAFのワイヤレス通信技術を紹介。ケーブルの代替として電磁波（無線）でデータ、音声、画像を送信する。この市場におけるEU圏の成長が鈍化していくなか、ウクライナ、ロシア進出の手がかりを探っている。
- ・マイクロリンクのISPサービスセンターとサーバールームを見学。ISPの契約者数は15,000件。サーバールームには無停電システムとディーゼルエンジンを設置。

(3) パイオニア社

- ・設計室を見学。2次元CADでアルミダイカスト、金型の設計。作業員4人程度。
- ・金型生産工程を見学。旋盤、フライス盤により、面取り、切削。加工機械は、ドイツ、スイス、日本、ロシアから輸入。その他、電気ワイヤカッター、放電用炭素材電極溶解鋳型、アルミ押し出し成型によるリング生産工程を見学。
- ・完成鋳型によるプラスチック成型テスト工程を見学。自動車シート、ラジエータ部材、床面レベル調整プラスチックブリングなど。

〔質疑応答〕

- ・（言語、人種について）オーナーがロシア人であるため6割はロシア人で、工場内の社用語もロシア語。（工場外にはLADAなどロシア製自動車为抓手りと並ぶ。）
- ・（納期について）設計から完成品まで約12週間。特別注文があれば最短7週間で可能。
- ・（取引先について）8割は輸出。年間取引社数は約50社、常客は12社。

(4) ヴィースヌーク社 (Viisnurk Ltd., www.viisnurk.ee/)

〔企業概要説明〕

- ・ペルヌ市所在。スポーツ用品（スキー・ホッケー用品など木製品を得意とする）、家具、合板・リサイクルボード類の大手総合製造・販売。1945年設立。従業員1,015人。ISO9001認証。2001年の売上高は約2,000万ユーロで、輸出比率が85%を占める。
- ・エストニア総面積の45%は森林、年間伐採量は総資源の2%。国民1人当りの森林保有量は世界4位にランク。
- ・同社は1945年、元製材加工所跡地に工場設立。68年スキー部門設立、初の輸出実績。90年株式の27%を民営化。93年には西欧向け輸出量が75%を超える（旧ソ連への依存からの脱却）。95年完全民営化。97年株式上場。98年ホッケースティックの製造開始。
- ・同社の特長を列挙すると、クロスカントリースキーでロシニョール、アトミックの受託生産をはじめ、世界有数の実績を誇る。バルト圏で最大のソフトボードメーカーで、2001年には集成材板製造のための新工場を建設。ペルヌ市経済圏で最大の雇用数。製材から加工まで手がけ、森林で独自に白樺の伐採事業を行っている。長年培った家具製造ノウハウ（家具製品の50%は自社製品、50%は受託生産）。ロシアや欧州への容易なアクセスなどが挙げられる。
- ・スポーツ部門では、クロスカントリースキー（自社ブランドはVISU）、アイスホッケースティック（同MAXX）、スポーツ用品の輸入を手がけている。スキーは18カ国に輸出。

〔工場見学〕

- ・家具製造工程を見学。（木版カット工程、修正板、合板、ベルトヤスリ研磨工程、ニス塗装工程、溝切削工程、噴き付け塗装工程、家具販売展示場）

〔質疑応答〕

- ・（日本の代理店について）日本との実績は現在、小売店からの直接受注によるスキーの納入実績はあるが、家具は実績なし。代理店は無い。
- ・（木材購入先について）3割はラトビアやロシアから輸入だが、他はエストニア製。
- ・（伐採規制について）エストニアの森林伐採規定では、伐採可能量は上限森林保有量の2.7%。
- ・（ワーカについて）平均賃金約5,000EEK。平均年齢43歳。
- ・（輸出先）フィンランド、スウェーデン、ドイツ、ロシアなど。IKEAと提携して北米市場にも進出。

「ラトビアセミナー」

(1) ラトビア経済の現況（ラトビア経済大臣 Mr. Aigars Kalvitis）

- ・WTOなど主要国際機関に加盟、EUおよびNATO加盟を目指す。
- ・リガ市の経済圏はヘルシンキをしのぐ。GDP成長率7.6%、インフレ2.5%、財政赤字対GDP比1.8%とマクロ指標は堅調。
- ・貿易の52%が対EUで、対CISは15%など。ロシアからの輸出の23%はラトビアから出荷。木材を中心に日本を含む諸外国へ輸出。
- ・IT・バイオテクノロジー・新素材などの基礎研究開発にも注力。生徒数200人に及ぶ日本語学校もある。

〔質疑応答〕

- ・（バルト圏でのラトビアの長所について）バルト三国の中で地理的に真中に位置し、歴史的にも中継ぎ貿易で栄え、バルト圏のみならずスカンディナビア・北ドイツを含む経済圏の中心地である。経済的にも、ロシア危機を乗り切り、3カ国最大の発展を遂げている。
- ・（外国投資誘致策について）関税やVATを優遇している自由経済特別区の継続と、3年間での投資額の40%相当額をタックス

ホリデーとしているなど

- ・（ユーロ導入について）インフレや財政赤字のハードルをクリア。経済を輸出に依存している人口240万人の小国にとって、ユーロ導入による市場拡大が経済成長の鍵。

(2) ラトビアのビジネス環境(ラトビア開発庁) [ラトビア経済環境について]

- ・人口240万の小国ながら、人口3億人のEU市場への参入を目指している。
- ・農業分野を除き、EUやチェコ、スロバキア、ポーランド、トルコなどと自由貿易協定を締結。
- ・高い教育水準を誇り、2001年の大卒・専門学校卒は計1,066人。高い労働生産性。インターネット・携帯電話をはじめとする通信分野の発展。安定したマクロ経済。
- ・内外企業平等に適用される投資優遇策。2002年現在、22%の法人税を2004年に15%に減税。Riga, Ventspils, Lepaja, Rezeknaの自由貿易特別区で、VAT免除、関税手続きの簡素化、80%までの不動産税免除。
- ・幅広い裾野を有するエンジニアリング産業。新世代ロボット、医療光学機器、電極蒸着皮膜、医薬品（大鵬製薬と提携実績）、分子工学など、先進科学分野における積極的なR & D。期待される石油採掘潜在力。国土の45%を占める森林資源を活用した材木産業。豊富な観光資源。

〔質疑応答〕

- ・（ハイテク産業促進策について）2001年にプロジェクトが立ち上がったばかり。
- ・（石油採掘について）米国・ノルウェーとの共同プロジェクトが進行中。ラトビア沖の石油採掘権の入札を実施したが、石油価格低迷のため応札実績ゼロ。（リトアニアは年間生産量50万トン）

.....

(3) ラトビアでのビジネス経験 (Ziegler社)

[企業概要説明]

- ・91年旧ソ連時代に自動車生産検査機器を製造していた会社が倒産。ドイツ企業による買収で、97年に民営化・再建。現在は農業機械も手がけ、売上高2,300万ユーロ、従業員数1,100人の企業に。ドイツは50人の本社機能のみで、チェコに800人の自動車部門、ラトビアは残り335人。リトアニア、ベラルーシ国境近くのDougavpilsに立地。金属加工、レーザカット、機械搬送システムの製造、農業機械などの受託加工を行う。人口に対する学生の比率は37% (EU平均24%) という高い人材資源を活用、ラトビア工場の59%は大卒。)
- ・ラトビアのメリットは、政治的にも経済的にも安定していること。平均賃金時間当たり1.5ユーロというコストメリットも大きい。また、フェリー航路、道路網、航空路ともに充実している。

[質疑応答]

- ・(ロシア向け輸出について) 2001年にロシア向け輸出を開始した際に混乱があったが、今後のロシア市場については発展の余地があると楽観している。
- ・(生産コスト上昇について) 中欧先進国といわれるチェコでは、国内の高コスト構造が原因で、スロバキアの労働者を雇っている。エストニアも3~5年後に賃金上昇が起これば考えられる。

(4) ラトビアの金融事情 (ラトビア中央銀行)

[ラトビアの金融・マクロ経済情勢について]

堅調なマクロ経済指標。GDP成長率7.6%、インフレ2.5%。順調なEMUへの加盟準備。全銀行の67%は外国資本で、国有株式は3.7%。

[質疑応答]

- ・(欧州中銀との関係について) ロシア危機の際にも柔軟に対応してきた経験から、EU加盟後も通貨同盟に柔軟に対応してい

けるだろう。

(5) アルカス・エレクトロニクス社 (Arcus Electronics、www.arcel.lv)

[企業概要説明]

- ・リガ市所在。93年設立。通信検査機器、ソフトウェア、遠隔監視・操作ユニット、データ伝送、電力供給と障害の計測・記録装置の開発・製造を手掛けている。
- ・同社はエネルギー産業 (主要顧客は電力会社) のためのエレクトロニクス装備とソフトウェアの開発・製造に携わってきた会社で、中・東欧においてはリーダー的な役割を果たしている。ABB、シーメンス、AEG、Alstom、ELGAなどの大企業とジョイント・プロジェクトを行っている。
- ・輸出比率は30%。輸出先は主にバルト三国、ドイツ、スイス。創業以来、急速に成長してきており、99年の売上高は52万ラツ (約85万ドル、1ラツ=約200.2円)。2002年は65万ラツ (約106万ドル) の売上げを見込んでいる。

[質疑応答]

- ・(従業員賃金について) 月給200 - 400ラツ

(6) ダンビス社 (Dambis、www.dambis.as.lv)

[企業概要説明]

- ・リガ市所在。1974年設立。電気・電子・通信機器およびその部品、計測器の組立・製造。金属加工、プラスチック加工 (PCB: Print Circuit Board)。
- ・国営企業であったVEF社から軍事・通信装置の製造をする部門が独立しKOMUTATOR社が設立された。さらに92年にKOMUTATOR社が民営化され現在の会社になった。現在は100%民営化。
- ・2000年売上高は前年比158%と順調に業績を伸ばす。売上高構成は受託加工85%、金型加工9%。通信機器6%。97%は輸出で、フィンランド93%、ロシア向け6%。主要

市場はドイツ、スウェーデン、フィンランド、リトアニア、エストニア、CIS。従業員は275人。エンジニアの労賃は時間あたり4ユーロ。

- ・最新のCAD/CAMシステムを導入。日本のOKUMA製フライス盤も導入。
- ・リガにある同社の工場は、豊富な人材と輸送面のメリットを享受できる（投資して欲しい）。

(7) ラジオテクニカRRR社 (www.rrr.lv)

〔企業概要説明〕

- ・リガ市内から6 Km、リガ空港から6 Km、幹線道路・鉄道に近いところに立地。敷地面積16万㎡に工場、オフィス、倉庫などを有する。スピーカー、TVアクセサリ、PCBなどのデザイン・製造およびEMSをてがける。ラジオ受信機メーカーとして1927年設立。オーディオ機器では旧ソ連全市場の40%を占めていた。現在の株主の80%は民間、20%が国となっている。当時16,000人いた従業員数は、2001年末380人。売上は99年240万ドル、2000年270万ドル、2001年370万ドル。
- ・製品群は、スピーカー（70種に及ぶモデル。製造能力は月当り5,000台、音響システムは年間100万個。スピーカーキャビネットは自然材、チップボードなどを使用。ドイツVisonik社への納入実績を有するほか、デンマーク、フィンランド、フランス、スウェーデン、ロシアなどへ輸出しており輸出比率は88%にのぼる。） TV アクセサリ、EMS、PCBを手がける。
- ・中国にも製造拠点を有する。
- ・9万個の部材をポーランド経由でドイツに直送。
- ・89年に民営化してから実質的な設備投資がなされておらず、新技術導入、装置更新が必要になってきている。

ラトビア企業視察

(1) アルカス・エレクトロニクス社

- ・2001年10月オープンの新工場。
- ・特別仕様の受注品のみ同社で製造。他の大量生産品は設計のみで製造は外部委託。
- ・作業場（基板に半導体素子をはんだ付けしていく工程）設計室などを見学。

(2) ダンピス社

- ・70年代建築の工場。15時までの1シフト制。
- ・フライス盤による金型製造、最終消費者向け商品（いす、ゴミ箱、芝刈り機など）
- ・最終消費者向け商品の輸出は1割弱。芝刈り機の小売価格は35ラツツ。
- ・アルミ金属製品（金型）の製造工程（切削、穴あけ、日本メーカーOKUMAの工作機械も導入）、医療検査機器パーツ組立（JOTの下請け工程）
- ・現在新世代機器を導入し、事業再編を行なっているところ。土地・建物は自社所有で立地のメリット有り。外国企業からの投資を希望。

〔質疑応答〕

- ・（インフラについて）都市部にあり、エネルギー、水道などの問題は全くない。
- ・（長所・短所について）短所は、市場経済でのビジネス経験が浅いこと、資金難、改革が緩やかであること。長所は8割以上を西側市場に輸出していること、IT不況にもかかわらず生き残った競争力、蓄積してきた技術、低コストが挙げられる。
- ・（将来展望について）今後5年間でこの土地を工業団地のようなものにしていきたい。
- ・（ロシアとのビジネスについて）ロシアに進出した外国企業の多くは為替損失などで苦しんだ。同社は、西側とロシアの両方に市場を持つ利点がある。ラトビア人は30年にわたってロシア人と上手くやってきた。旧ソ連市場の電話交換機を一手に引き受けてきたが、市場を失ったいま、ロシア市場

の回復を期待している。

(3) ラジオテクニカRRR社訪問

- ・ラトビア産木材からチップボードの生産、イタリア製プレス機による合板作製、女子工員によるヤスリかけ、合板カット、ドイツ製工作機によるスピーカボックス成形機、スピーカ製造（枠のダイカスティングも自前）、ドイツ製機械による金属メッキ、回路基板の銅被膜、フォトマスキングによるボードスクラッチ、音響試験室、展示室を見学。
- ・梱包材はドイツ企業の要求で、発砲プラスチック類ではなく、木材チップを利用。
- ・展示室では、スピーカーキットや、ノキア・ドイツ輸出向けの家電製品用ハーネス、スターリンにプレゼントしたというラジオレコードスピーカ、東芝向け・サムソン向けテレビ台などを見学。リアスピーカ・アクティブウーハなど6セットスピーカで340ドル。

リガ港視察～Freeport Riga Authority

- ・13～14世紀より、シルクロードに繋がる港として繁栄した商用港で、ハンザ同盟都市だった。（これに対して、リトアニアのクライペダ港は、軍港として発展。）
- ・土地は国が所有しており、港湾施設は民間。Freeport Riga Authorityは、地主としての機能、船舶の航行の安全確保などを担当しており、浚渫（しゅんせつ）は100% Freeport Riga Authorityが、バース建設はFreeport Riga Authorityと民間が共同で、ターミナル建設は100%民間が行っている。
- ・港湾区域の広さは2,520ha、埠頭の長さ13.8km、水深12.5m（6.5万トンの船まで接岸可）。年間4,400隻、1,500万トンの取扱量（バルト海地域でのシェア16%）がある。このうち、約3分の1はロシアからのトラック貨物。取扱量のキャパは2,000万

トンなので、現在約70%強しか使用していない状況。

- ・現在、コンテナターミナルの建設計画があるほか、BMWがカーポートの建設を計画中である。河口部分は、水深が16mあるが、ここに民間バースをつくっていただくよう勧誘している。借料は、平方メートル当たり年間10ドルで、ロッテルダムなどと比べはるかに安く、他のどこの港もこれほど良い土地を同価格で提供してはいない。また、クライペダ港は海底が岩であるのに対して、リガ港は海底が砂質であり、航行も安全である。
- ・保税地域の税制上の優遇措置としては、間接税ゼロ、関税免除、VATゼロ、固定資産税80%～100%免除などがある。
- ・日本と西欧との貿易に際して、南回りだと32日もかかるが、シベリア鉄道を利用してリガ港を経由すると14日ですむ。近々、シベリア鉄道の電化が終了する見込みであり、さらなるスピードアップが可能。

〔質疑応答〕

- ・（シベリアルート of 沿海州側の状況について）かつては沿海州側で積み込む際に数週間待たされたということだが、現在は改善が進んでいる。ただ、税関の問題はある。また、リガルートはモスクワからサンクトペテルスブルグ港を経由するルートより早く運搬できるが、ロシアは自国の港を優先して使用する方針をとっている。現在、ペテルスブルグ港は満杯状態にあるため、タリン港ルートが良く利用されている（鉄道代がリガ港へのルートの3分の1と安いため）。

リトアニア企業視察

(1) アウリダ社 (Panevezio Aurida、www.aurida.lt)

〔企業概要説明〕

- ・バルチカ街道沿いであって、クライペダ港まで240km、リガ港まで150km、ヴィルニウス空港まで130kmで、ラトビアのリガ市とリトアニアのヴィルニウスの中間にあたる、バルト圏最大の工業地区Panevezys市 (リトアニア第5の都市) に所在。95年に新会社として元国営企業 (1959年コンプレッサー工場として設立) のトラック用エアコンプレッサー部門を引き継ぎ設立。現在完全民営化。従業員356人。売上高420万ドル (2001年)。工場敷地面積は9万㎡に及ぶ。
- ・グループは4社の企業から成り、それぞれの主力製品は、アルミ鋳物成形を中心としたトラック・バス・トラクター用のエアコンプレッサー、鍛造、工作機械の製造、製品診断・修繕。製品の85%を海外 (ロシア、ウクライナなど63%、西欧23%) へ輸出している。
- ・バルト三国、西ロシア地域で唯一のアルミニウム製ダイカストのメーカーで、旧ソ連時代には従業員数4,000~5,000人を擁し、旧ソ連内のダイカストやトラクター用のエアコンプレッサーの大半を製造していた。

〔質疑応答〕

- ・ (自動車用コンプレッサーについて) コンプレッサーは、ロシア・ウクライナ仕様のものであり、西側市場には輸出していない。
- ・ (英語を話せる割合) マーケティング部門は100%、エンジニアリング部門は30%、他はゼロ。
- ・ (床面積利用率) リストラを進め、現在工場床面積の30~40%の活用にとどまる。
- ・ (労働賃金について) ワーカの平均賃金は

月約250ドル

(2) エクラナス社 (Ekranas、www.ekranas.lt)

〔企業概要説明〕

- ・国内5番目の都市Panevezys市所在。1962年設立、94年に民営化、95年に外資を導入している。株主構成は経営者35%、外資 (トルコ系ファイナンシャルグループ) 57%。従業員3,750人で、同州最大の雇用 (パネヴェジース市の18%は同社に關係)。売上高4億3,500万リタス (2001年)。94年には6,400人の規模だった従業員数もリストラを進めて現在3,750人まで減少。2001年の投資額は、4,000万ドル。
- ・欧州の代表的な中小型ブラウン管製造メーカーで、ブラウン管製造数は年間290万個 (14~29インチ、2002年は320万個の予定) ^(注1)。製品の供給先は30社に及び、89%を輸出している。主な供給先はトルコ60%、リトアニア12.4%、フランス6.9%などで、CISには0.8%のみの供給になっている。中小型ブラウン管の欧州内でのシェアは12% (小型16%、中型10%) に及ぶ。最終顧客はシーメンス、オムロン、ヒューレット・パカード、オラクル、ABBなどで、2000年には東芝とフラットチューブのライセンス契約および技術提携契約を結んでいる (2002年より21インチのフラットスクリーンチューブの製造を開始)。91年にISO9001規格を取得しており、現在ISO14000の取得を進めている。
- ・小型ブラウン管パネル自動製造工程の生産効率率は、14秒に1台の割合で生産。8時間3シフトで24時間体制。

〔質疑応答〕

- ・ (トルコとの關係について) トルコのテレ

(注1) 年間200万個を超えれば同業界では大手

ビメーカーは西欧向けに年間700万台の中小型テレビを輸出しており、西欧市場800万台の最大の供給者となっている。^(注2)したがって、トルコ系企業が当社の株式を保有することは、トルコ向けに十分な販売を行うために必要である。

(3) ヴィエニーベ社 (Vienybe、www.vienybe.com)

〔企業概要説明〕

- ・リトアニア中心部のUkmerge市所在地、1919年設立。農業機械部品メーカーとしてスタートし、65年からコンプレッサー部品の生産を開始し、当時旧ソ連最大の生産規模を誇った。94年に民営化して会長51%、19%政府、その他個人投資家といった株主構成になっている。85年に2,000人いた従業員も現在は650人だが、売上高930万ユーロは今でも金属加工企業では国内最大規模。
- ・主力製品は、各種ピストンコンプレッサー用のバルブ・リング、家具用金属構造材・部材、ボイラー、回転式送風機などで、製品の91%を輸出(ドイツ58%、CIS 31%)。98年にISO9001・9002を、2002年にISO14000を取得。

〔質疑応答〕

- ・(バルブ・リングの輸出先について)バルブ・リングなどの自動車部品は、GAZPROMなどロシア向けに輸出。

〔工場見学〕

- ・旧ソ連製工作機械(フライス盤)による製造ライン。日本企業アマダ社の工作機械が置かれていた。

(4) ヴィルニウス・ヴィングス社 (Vilnius Vingis、www.vingis.lt)

〔企業概要説明〕

- ・ヴィルニウス市所在地、1959年設立。従業

員2,019人。売上高3,000万ドル(2000年)。2001年に1,390万ユーロの大規模投資(製造設備の購入など)を行ったが、それでも生産が受注に対応できない状況にある。

- ・1966年に輸出開始、89年に三洋電機から技術導入、94年には民営化、95年にサムソンと提携を結んでいる。
- ・主力製品は、カラーテレビ用の偏向ヨークおよびフライバックトランスフォーマーで、構成比はそれぞれ85%と15%。偏向ヨークは、小型29%、中型64%、大型7%の割合。製品の60%以上を海外(ドイツ、イギリス、トルコ)へ輸出しており、西欧向け63%、国内向け32%、CIS向け5%となっている(94年は、これが2%、45%、53%であった)。主な取引先として、フィリップス(UK、スペイン)、サムソン(ハンガリー)、エクラナス(国内)、トムソン(ポーランド)などがあげられる。ISO9001、ISO14001の他、BSI(UK)、VDE(ドイツ)、UL(米国)の認証基準を取得。
- ・ニットク、ニチメン、カマヤなどの日本企業と技術・設備の新鋭化について協力。また、フジ(日本企業)などから組立部品を購入している。
- ・現在、新たな製品分野を探しているところであり、日本企業の方から何か具体的な注文があれば喜んで対応したい。

〔質疑応答〕

- ・(作業効率の向上について)従業員給与の体系に、インセンティブとして一部出来高制を導入。
- ・(労働組合について)3つの労働組合があるが、対話による問題可決を目指している。8年前は大幅な解雇を行わなければならなかったのが大変だった。
- ・(年間休暇について)法律で29日とされて

(注2)トルコは世界で中国と並ぶテレビ組立工場の集積地

いる。

〔工場見学〕

- ・ 5年前に完成したサムソン向け偏向ヨークコイルの組立製造行程。(自動化部分と手作業部分混在)
- ・ ワーカ賃金は月約250ドル。平均年齢30歳。
- ・ 現在、偏向ヨークの年間生産数は850万個から1,000万個で、生産規模ではオランダフィリップスに次いで2番目。なお、フィリップス社はその生産をスロバキアのパンチ社に移管する予定。

「リトアニア・セミナー」

(1) リトアニア政府の使命と経済環境について(リトアニア経済副大臣Mr. Gediminas Rainys)

- ・ GDPに占める民間部門の比率は、92年の37%から2001年には72%に達した。銀行は全て民営化が完了し、現在エネルギー企業の民営化を実施中。
- ・ インフレは2.0%(2001年)で、マーストリヒト基準をクリアする水準。
- ・ GDP成長率は、ロシア危機の影響で99年マイナス3.9%に落ち込んだが、2001年には5.9%まで回復。
- ・ 運輸・建設、バイオ、機械・部品、食品、繊維、木材加工などの産業に力を入れている。
- ・ 輸出の50%はEU向け。CIS諸国向けは17%。繊維、木材に強い。

(2) リトアニアでのビジネス(Baltijos Automobiliu Technika社)

- ・ 93年設立。従業員数1,620人、うち男性15%、女性85%。平均年齢31歳。2001年は売上高5,400万ユーロであったが、今後年間400~500万ユーロの設備投資を行って、2004年には売上高1億1,000万ユーロ(従業員数もほぼ倍の2,900人)を目指す。
- ・ 株主はS.Y Wiring Tech(ドイツ)で、矢崎総業が75%を出資。

- ・ ルノーなど向けに、1日2,100台相当の自動車用ワイヤーハーネスを生産。
- ・ 3シフト制で、低い欠勤率(6.4%)を誇る。
- ・ 製品の7割をフランス、3割をスペインへ輸出しており、ポーランド・ドイツ・フランスを陸送。部品調達はドイツに部品集積センターを配置しており、そこから搬入。

(3) リトアニアの投資環境と輸出状況(リトアニア開発庁)

- ・ ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ドイツ北部、ポーランド北部、リトアニア、ラトビア、エストニア、フィンランドのバルト経済圏は1億1,000万人のマーケット。
- ・ リトアニアは人口370万人で、うち首都ヴィルニウスは58万人、カウナス41万人、クライペダ20万人、シャウレイ15万人、ペネヴェジース13万人。他のバルト諸国との違いは、人口、産業が国全体に分散していること。1人当たりGDPは3,300ドル。
- ・ 外国直接投資累計は約3億ユーロで、その構成は、デンマーク19%、スウェーデン17%、エストニア10%、ドイツ9%。日本企業では、矢崎総業、住友商事、三菱商事、東芝などが、投資や取引を行っている。
- ・ 法人税15%、VAT18%、自由経済区域では5年間のタックスホリデーと続く10年間の法人税50%を減免。
- ・ リトアニアの長所は、安定した政治・経済、EUへの加盟、技能労働者が挙げられ、外資系企業も、投資先として適している(ドイツ銀行) 従業員の転職率が1%未満と低い(シーメンス、イケア、ブラウン&シャープ)とコメント。また、地理的にスカンジナビアとロシアの掛け橋、バルト海地域の中心としても、魅力的。

(4) リトアニアの輸送事情(クライペダ港管理局)

- ・ クライペダの港湾は415haの敷地、19kmに

- 及び埠頭、水深14.5mのバース（6万トンまで接岸可）を持つ。土地は国が所有して民間に貸し付けている。デンマーク、スウェーデン、ドイツ向けのフェリーも出ている。
- ・東西間中継貿易は、93年には全取扱貨物の84%を占めていたが、ロシアが自国港からの貿易利用を進めているため、2001年は46%まで低下している。また、石油29%、金属24%、肥料16%を、それぞれ占める。
 - ・クライペダ港から香港まで、南回り海路で30日かかるところ、鉄道路で行くと12日で済む。現在ロシア、カザフスタン、中国などとプロジェクトを立ち上げようとしているところ。
 - ・クライペディアの自由経済区は、敷地面積205ha。

(5) 企業紹介

リトアニア企業8社から会社概要についてプレゼンテーション。

[UAB Stigma社]

- ・87年設立で、パネヴェジース市に主要工場。売上高290万ユーロ、利益20万ユーロ。従業員数78人。2001年にISO9002取得。
- ・自動車用プラスチック・ゴム成型、自動車・同パーツ販売・サービス。
- ・輸出の79%はロシア（GAZ Automotive）、残り21%はスウェーデン（SAAB）。

[AB Vilma社]

- ・60年設立。売上高2,250万リタス。2002年中にISO9000を取得する予定。
- ・金属・プラスチック成型、回路基板・テープレコーダー・精密軽量機器製造。
- ・輸出の43%はドイツ、続いてオランダ12%、デンマーク6.6%。

[UAB Elinta社]

- ・91年設立。製造工程自動化プログラム、水

処理装置の遠隔操作システム、検査機器の開発・販売。

- ・主要顧客はシーメンス、FESTO、フェニックス、松下など。偏向ヨークの検査機器をヴィルニユス・ヴィングス社に供給している。

[AB Alna社]

- ・89年設立。売上高2,300万ドル。従業員数200人、うちソフトウェア開発者65人。ISO9001取得。
- ・株主構成は、個人60%、EBRD10%、他。
- ・リトアニアのITソリューションのリーダー企業であり、バルト第一のソフトウェアアウトソーシング受注、開発者を目指す。主要顧客は通信・公益・金融会社など。

[AB Utenos elektrotechnika社]

- ・62年設立で、電気工業用キルン、研究用オープン、金属受託加工。94年にISO9001を取得しており、現在ISO14000の取得準備中。
- ・輸出の62%はCIS諸国、23%が西欧向け。
- ・クライペダ港から300kmのウテナ市所在。工場内の500㎡は使用していない。

[GINTARO KLEIAS社]

- ・リトアニアビジネス文化センター「AMBER BRIDGE」を運営。
- ・ドイツ市場へのリトアニア製品輸出促進、リトアニアビジネス情報の提供などを実施。
- ・また、Vilniaus Garsas社を取得。プラスチック・金属の加工・成形。

[KUB Aiva Sistema社]

- ・90年設立。92年にISP事業参入。従業員数25人（内博士号取得者4人）。
- ・コンピュータアッセンブラー（パーソナルコンピュータのTORNADOを製造）。周辺機器の販売。Eコマースのソフト開発。



西 欧

EU

EUROPEAN UNION

< 4 月 >

- 3日▶パッテン欧州委委員（対外関係担当）、中国の石広生（対外貿易経済協力相）と協議。エネルギー分野などでの対中支援（計3,030万ユーロ）を実施する旨決定。
- 10日▶欧州議会、イスラエル軍のヨルダン川西岸パレスチナ自治区への侵攻に抗議し、イスラエルに経済制裁を課すよう求める決議案を採択。
- 10日▶欧州議会、EU域内の家電メーカーに製品の回収・リサイクルを義務付ける法案を承認。同法案は、既に販売されている製品が廃棄される際に、メーカーに回収・リサイクル費用の負担を義務付けるもの。
- 11～12日▶EU、米政府が発動した鉄鋼セーフガードに関し、中国、日本、韓国、ノルウェー、スイスとWTO本部で協議。同協議で、米国以外の6カ国は米国の鉄鋼業の不振は競争力不足が原因と米側の不当性を主張。
- 12～13日▶EU、非公式財務相理事会開催。5月末で退任するECBのノワイエ副総裁の後任に、ギリシャ中銀のパパデモス総裁を就任させることで合意。
- 18日▶ECB、一般理事会でノワイエ副総裁の後任にパパデモス・ギリシャ中央銀行総裁を就任させることを承認。
- 22日▶EU・アルジェリア、スペインのバレンシアで連合協定を正式に調印。EU・アルジェリア間の関係強化に向けた枠組み構築へ。
- 24日▶欧州委の経済・金融総局、春季経済予測を発表。2002年のEUおよびユーロ圏の実質GDP成長率は、それぞれ1.5%、1.4%となり、2001年秋季経済予測から、ともに0.1ポイント上方修正。
- 25～27日▶プロディ欧州委委員長、日本を公式訪問。中東和平、地球環境などの分野で協力関係を強化することで合意。
- 26日▶EU・チリ、連合協定の締結で基本合意。今後、理事会、欧州議会の正式な合意を経て調印が行われ、発効される予定。
- 29日▶欧州委、2000年のEU15カ国の温暖化効果ガス排出総量が90年比で3.5%減少したと発表。
- 30日▶欧州委、2003年度（暦年）予算案発表。2003年度のEU予算総額は982億ユーロ（前年度比2.7%増）。

< 5 月 >

- 7日▶EU財務相理事会（ECOFIN）開催。電子媒体や、会員制または有料（pay per view）のテレビ・ラジオにより提供されるサービスに適用される付加価値税（VAT）制度の修正に関する指令ならびに規則を採択。
- 7日▶欧州委、米国のセーフガードに対抗し、繊維や果物など総額約3億6,000万ユーロ相当の米国製品に100%関税を上乗せすることで、加盟国が合意した旨発表。
- 8日▶EU食物連鎖・動物健康常設委員会（SCFCAH）、安全性の問題で2002年1月から輸入を禁止している中国産食品のうち、一部海産物の輸入を再開する欧州委の提案を承認。
- 13日▶第2回EU・メキシコ合同委員会がブリュッセルで開催。科学・技術、環境、人権など様々な分野での協力について協議。またFTA発効から1年半後の貿易・投資の拡大を評価。
- 14日▶欧州委、米国の鉄鋼セーフガードへの対抗措置として、報復関税の対象品目リストをWTOに通告。
- 14日▶欧州議会、消費者が保険や年金などの金融商品をインターネット上で購入、加入契約する際の消費者保護を狙いとした指令案を承認。
- 16日▶欧州委、米電力大手エンロンの経営破たんを教訓に監査法人の顧客からの独立性を強化する行動規範（監査法人は7年を超えて1つの企業の監査を担当できない、監査に関与した会計士はその後2年間は顧客に雇用されることを禁じるなど）の制定を提案。
- 16日▶EUROSTAT、4月の消費者物価上昇率（前年同月比）を前月から0.1ポイント低い2.2%と発表。ユーロ圏の物価上昇率は2.4%で、前月の2.5%から

同様に0.1ポイント低下。

- 16日▶欧州委、域内市場統合の進捗状況に関する報告を発表。商品の自由移動には技術的障壁が存在しており、食品、消費財分野で域内に大きな価格差があることが明らかに。
- 17～18日▶EU・中南米首脳会議開催。EU・チリ連合協定交渉の終了宣言。
- 20日▶EU議長国スペインのアスナール首相、6月のEU首脳会議で包括的な移民対策を提案すると表明。欧州で移民排斥を求める政治勢力が台頭していることに対応。不法移民の取り締まりが十分でない域外国への援助見直しも検討する予定。
- 22日▶欧州委、欧州委の権限強化やユーロ圏理事会の創設などを盛り込んだEU改革案を発表。EUの意思決定や政策遂行の改善がねらい。
- 22日▶プロディ欧州委委員長、欧州議会で演説し、EU予算の財源として加盟国共通の新税を導入する権限をEUに与えるよう提案。
- 28日▶欧州委、漁業資源保護のため漁船数を削減することを柱とした共通漁業政策の改正案を発表。
- 29日▶EU・ロシア首脳会議開催。EUはロシアを「市場経済国」として認定。欧米協調の政治・経済的基盤強化を確認。

英 国

UNITED KINGDOM

< 4 月 >

- 2日▶ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ、英国の独立系石油会社エンタープライズ・オイルを買収することで合意したと発表。
- 4日▶イングランド銀行（中銀）、金融政策委員会で、主要政策金利（短期買いオペ金利）を4.0%に据え置くことを決

Chronology

- 定。据え置きは5カ月連続。
- 5~7日▶ブレア首相、ブッシュ米大統領を訪問。パレスチナ情勢の沈静化や対テロ戦争の今後の取り組みについて協議。
- 8日▶カトリック系アイルランド共和軍(IRA)、2001年10月に続く第2次武装解除を行ったと発表。
- 8日▶ブリティッシュ・テレコム(BT)、年間5,000~6,000人の削減計画を継続するなどの合理化策を表明。
- 10日▶政府、都市部の郵便局のうち3,000カ所を閉鎖するリストラ案を発表。乱立化により不採算拠点を閉鎖するのが狙い。
- 12日▶三井物産、英資源開発会社アングロ・アメリカン社と豪州の石炭事業で提携、新たな鉱区権益取得で合意したと発表。
- 16日▶世界レコード産業連盟、2001年の世界の音楽市場売上高が前年比5.0%減の337億ドルにとどまったと発表。インターネットなどを通じた不正コピーの横行が打撃。
- 22日▶英電力大手ナショナル・グリッドと英ガスパイプライン事業のラティス、対等合併することで合意したと発表。
- 23日▶ホンダ、英国工場から北米向けに主力SUV(スポーツ用多目的車)「CR-V」の輸出を開始したと発表。
- 25日▶ブリティッシュ・エアウェイズ(BA)、12の英国内路線廃止と500人の追加人員削減を発表。
- 29日▶英国訪問中の川口外相、ロンドン市内でストロー外相と会談。日英両国関係やアフガニスタンの復興支援、中東情勢に関して意見交換。
- 6カ月連続の据え置き。
- 10日▶ストロー外相と川口順子外相、電話で会談。中東和平に向け日英両国が今後も協力していく方針を確認。
- 16日▶ブレア首相、BBC放送の番組収録の中で、「経済環境が整えば、欧州統一通貨ユーロの導入は英国の利益にかなう」と表明。ユーロ導入に強い意欲を示す。
- 16日▶欧州第2位の英格安航空会社イーージージェット、同3位のゴー・フライを現金買収することで合意したと発表。これにより、イーージージェットは欧州最大の格安航空会社となる。
- 16日▶英通信最大手ブリティッシュ・テレコム、2001年度(2001年4月~2002年3月)決算が増収・減益となったと発表。
- 20日▶航空大手ブリティッシュ・エアウェイズ、2002年度通年決算(2001年4月~2002年3月)は、税引き前損益が2億ポンドの赤字となったと発表。
- 21日▶中銀、新5ポンド紙幣を発行。
- 21日▶レコード大手EMIグループ、2001年度(2001年4月から2002年3月)の税引き前利益は1億5,330万ポンドで前年度比41%減。
- 23日▶世界最大の携帯電話会社英ボーダーフォン、日本テレコムの固定通信部門を売却すると発表。
- 27日▶中銀、新5ポンド紙幣の発行を一時中断することを決定。流通開始からわずか1週間で紙幣の欠陥が発覚。
- 28~29日▶ストロー外相、カシミール地方をめぐるパキスタンとインドの紛争を調停するため、両国を歴訪。
- 28日▶パイヤーズ運輸・地方政府・地域相、辞任。民営化した鉄道施設管理会社「レールトラック」の経営破綻など運輸行政に対する批判が主因。
- 29日▶英小売り大手グレート・ユニバーサ

<5月>

- 9日▶中銀、主要政策金利(短期買いオペ金利)を4.0%に据え置くことを決定。

ル・ストアーズ、傘下の高級ブランド部門バーバリーを7月にロンドン株式市場に上場する計画を表明。

29日▶郵便事業の監督機関ポストコム、2006年3月末に予定していた郵便事業の民間への全面開放を1年遅らせる方針を表明。

30日▶英ビール大手サウス・アフリカン・ブルワリーズ、米国のビール大手ミラー・ブルーイングを親会社フィリップ・モリスから買収することで合意したと発表。

フランス

FRENCH REPUBLIC

< 4 月 >

4日▶ファビウス経済・財政・産業相、景気は当初予想されたより力強く回復する可能性があるとの見方を示す。

5日▶憲法・国政選挙を管理する憲法会議、立候補を届け出た17人のうち16人の届け出を適格と判定、官報で公示。

10日▶プジョー・シトロエン・グループ（PSA）とトヨタ自動車、チェコのコリアンに小型自動車の合弁工場を建設。

10日▶欧州議会、イスラエルと締結している政治・通商分野などの包括的協力協定の停止を求める決議を採択。

17日▶ブイグ・テレコム、欧州でiモードサービスを展開するために必要な特許・ノウハウについて、NTTドコモから今後10年間有償で技術供与を受けることで合意。

21日▶大統領選挙第1回投票にて、シラク候補（現大統領）とルペン候補（国民戦線党首）が上位2候補として選出。翌月5日の決選投票へ。

26日▶フランス国立統計経済研究所（INSEE）、2001年の実質GDP成長率（確定値）を前年比1.8%と発表。

29日▶フィガロ紙、大手調査会社IPSOSによる世論調査結果を掲載。フランス大統領選挙第2回投票（決選投票）においてシラク大統領に投票すると答えた人が78%、ルペン国民戦線党首に投票すると答えた人は22%と発表。

< 5 月 >

5日▶大統領選決選投票、シラク現大統領が得票率82%でルペン国民戦線党首を破り再選。

6日▶シラク大統領、ラファラン上院議員（自由民主党）を首相に指名。

7日▶ラファラン新首相、共和国連合（RPR）12人、仏民主連合（UDF）6人、自由民主党（DL）4人、および政界外からの5人を含めた27人（閣内相21人、閣外相6人）の新内閣閣僚を任命。

10日▶シラク大統領、新内閣の初閣議を主宰。公約の所得税減税について、2001年度にさかのぼって一律5%減免するよう指示。治安問題については、10日以内に治安改善を狙いとした法律案の骨組み策定を要請。行政効率性から問題となっていた地方首長と閣僚の兼務は禁止する方針を表明。

11日▶ランベール予算担当相、EUの「安定協定」の財政均衡目標達成時期を2004年以降に先送りすることを目指す意向を表明。

13日▶ファビウス前経済・財政・産業相、地元ラジオとのインタビューで、EU加盟国との約束は守るべきと述べ、財政均衡計画見直しで再交渉を目指す新政権の方針を批判。

14日▶欧州委、欧州経済は回復途上でありフランスが計画しているような減税を批判。EU加盟国に求められている2004年までの財政均衡の達成を妨げる恐れがあると指摘。

Chronology

- 15日▶ドビルパン外相、就任後初めてドイツを訪問。フィッシャー独外相と会談し、両国が協力して欧州統合を推進する必要性を強調。
- 20日▶6月9日・16日に投票が行われる国民議会（下院、定員577）選挙の立候補届け出が20日午前零時に締め切られ、同日朝から選挙戦が公式に開始。
- 20日▶シトロエン・ジャポン（自動車）、2005年末までに日本国内での年間販売台数を2001年実績の1,063台から約8倍の8,000台に拡大する中期営業戦略を発表。
- 26日▶ブッシュ米大統領、初の訪仏。パリと北部ノルマンディー地方の中心都市カンで労働組合、左派政党、環境団体など約50団体の計6,000人以上が反米デモに参加。
- 27日▶イラン政府、79年のイラン革命以降初めての外債発行（ユーロ建て）に際し、BNPパリバ（金融）と独コメルツバンクを幹事行に指名。
- 28日▶EU、国際熱核融合実験炉（ITER）の建設計画について、フランス（カダラッシュ）とスペイン（バンデロス）の2地点に誘致提案できる準備が整ったと発表。
- 28日▶SOFRES（大手調査会社）、大統領選の決選投票にルペン党首が初めて進出した国民戦線（FN、極右）について、フランス人のFN支持率は前年より11ポイント増え28%に上ったと発表。
- 28日▶エールフランス（航空）、2001～2002年度（2001年4月～2002年3月）の純益が前年比64%減に。米国テロ事件の影響は避けられなかったが、赤字が相次ぐ欧州他社に比べ健闘。
- 29日▶欧州の主要漁業3カ国（仏・葡・西）、資源維持や乱獲防止などを狙いに欧州委が策定した共通漁業政策（CFP）改

定案に反対する姿勢を表明。

ドイツ

FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

< 4 月 >

- 4日▶連邦自然保護法、施行。同法、自然保護を「次世代への責任」とし、25年前の自然保護法の内容を改正。
- 8日▶連邦政府、EU域外からのIT技術者を受け入れる「グリーンカード」発給状況を発表。3月31日時点までに1万1,497人にカードを発給、うち2,528人がインドのIT技術者。
- 8日▶メディア大手キルヒ、破産申請。
- 9日▶シュレーダー首相とラウ大統領、ベルリンで江沢民・中国国家主席と会談。
- 9日▶首相をはじめとする主要閣僚、ワイマールでロシア主要閣僚と定期会談。旧ソ連と旧東ドイツ時代の債務問題について、ロシアがドイツに対し合計5億ユーロを支払うことで合意。
- 10日▶連邦政府、財政規律を求める財政規律法（2001年12月可決）に含まれる財政基本法の施行を前倒しし2002年7月に導入することを決定。財政基本法、連邦・州が確実に財政赤字を削減し均衡財政に向け努力することを謳う。
- 12日▶連邦政府の環境諮問委員会、環境政策に関する評価報告を発表。現政権の環境政策を基本的に評価。特に、原発廃止法、再生可能エネルギー法、連邦自然保護法、農業政策の転換を評価。飲料容器への保証金導入については否定的な見方。
- 12日▶連邦消費者保護農業省、こんにゃくの成分を使用したゼリー菓子の生産・販売を禁止。
- 17日▶連邦政府、「職業教育白書」を閣議決定。職業教育市場の需給バランスが改善し、職業教育を受けられない若者が

減少したと評価。

- 17日▶連邦政府、年金の引き上げを閣議決定。引き上げ率は西部ドイツが2.16%、東部ドイツが2.89%。7月1日から実施。
- 22日▶首相、仏大統領選で極右政党である国民戦線のルペン党首が決選投票に進出したことに対し、懸念を表明。
- 23日▶6大経済研究所、「春季経済予測」を発表。2002年の実質GDP成長率を0.9%、2003年を2.4%と予測。
- 24日▶連邦政府、ドイツの研究開発の概要を発表。2002年度（暦年）予算における研究費は約62億ユーロ。研究開発費の対GDP比率は2.44%で、日本（3.04%）、米国（2.64%）に続く第3位。
- 25日▶ザクセン・アンハルト州議会選挙、社会民主党（SPD）大敗、キリスト教民主同盟（CDU）・自由民主党（FDP）躍進。

< 5 月 >

- 8日▶政府、5月20日に独立する東チモールと国交樹立する方針を閣議決定。
- 9日▶シュレーダー首相、アフガニスタンを初訪問、カルザイ暫定政権議長と会談、カブールに展開する国際治安支援部隊の駐留期限を延長することが必要との意見で一致。
- 9日▶欧州統合への功労者を表彰する「カール大帝賞」、「ユーロ」を選定。
- 13日▶政府、6カ月物の財務省証券（2002年11月償還）入札を実施。応札倍率は2.3倍（前回は3.6倍）。
- 15日▶仏ドビルパン外相、就任後初めてドイツ訪問、フィッシャー外相と会談、両国が協力し欧州統合を推進する必要性を強調。
- 15日▶世界最大級の産業別労組ドイツ金属産業労組、経営側とバーデン・ビュルテンベルク州で6月分給与から4%の賃

上げを実施することで合意。

- 17日▶連邦議会（下院）、基本法に動物保護規定を盛り込む改憲案を賛成多数で可決。夏に施行の見通し。
- 23日▶シュレーダー首相、米ブッシュ大統領とベルリンで会談。ブッシュ訪問に合わせ、ベルリンで労働組合や平和運動団体による大規模な反米デモ。
- 27日▶政府、鶏など有機農産品の肥育農家向けに出荷された飼料用有機小麦に発ガン性物質が混入されていた疑いが強いことを明らかに。有機生産農家は卵や鶏肉の自主回収を開始、検察当局は詐欺容疑などで飼料業者への捜査開始。
- 27日▶フィッシャー外相、英ストロー外相と会談。
- 29日▶政府、マケドニア和平合意監視団を保護するNATO軍部隊の主力となっているドイツ連邦軍部隊の派遣期間をさらに4カ月延長し、2002年10月26日までとすることを閣議決定。近く連邦議会に承認求める。
- 29日▶国内大手スーパー・チェーン、使用禁止除草剤ニトロフェンで汚染された有機栽培小麦が鶏の肥育用飼料として使用されていた問題で、一斉に鶏卵を商品棚から撤去。
- 31日▶外務省、カシミール情勢の緊迫を受け、インド・パキスタン両国在住のドイツ市民に退去勧告。
- 31日▶連邦参議院（上院）、インサイダー取引やマネーロンダリングの対策強化などを盛り込んだ金融市場振興法改正案を承認。7月初めに施行。

イタリア

REPUBLIC OF ITALY

< 4 月 >

- 11日▶国際刑事裁判所（ICC）設立条約の批准記念式典、開催。チャンピ大統領が

Chronology

出席。

- 16日▶3大労組（イタリア労働総同盟CGIL、イタリア労働組合連盟CISL、イタリア労働連合UIL）、全日8時間のゼネストを実施。政府の労働市場に反対。

<5月>

- 9日▶ベルルスコーニ首相、ヨルダン川西岸ベツレヘムの生誕教会に立てこもっている武装パレスチナ人13人のイタリア追放問題について、受け入れ拒否の姿勢を表明。
- 15日▶ムーディーズ・インベスターズ・サービス（米格付け会社）、伊外貨建て・自国通貨建ての長期債格付けを1段階引き上げると発表。伊に抜かれた日本国債は主要国で最低へ。
- 15日▶フィアット・グループ、傘下のフィアット・アウト（乗用車部門）を中心に従業員3,000人近くを解雇するリストラ計画を発表。
- 15日▶下院、地球温暖化防止のための京都議定書を批准。今後、上院の承認を受ける。
- 17日▶グッチ（高級ファッション）、年内に2億ユーロを投資し世界各地で新たに70店舗を開設する計画を発表。うち35店舗はアジアに開設。
- 19日▶イタリア労働総同盟（CGIL）トリノ支部のアイラウド書記、フィアットの大規模なリストラ計画を受け、トリノ全産業システムが危機に直面していると発言。
- 20日▶フィッチ・レーティングス（英米系格付け会社）、伊国債の格付け見通しを「安定的」から上方修正含みの「ポジティブ」に変更する公算大と表明。日本国債と並ぶ。
- 27日▶フィアット、銀行団からの資本注入を受け入れる再建計画で合意。銀行団は

見返りとして同社が保有するフェラーリ（スポーツカー部門）の株式を取得する。

- 27日▶欧州・ロシア歴訪中のプッシュミ大統領、最後の訪問地ローマに到着し、ベルルスコーニ首相と会談。

オランダ

KINGDOM OF THE NETHERLANDS

<4月>

- 3日▶アサヒビール、世界の大手洋酒販売会社マキシアム・ワールドワイドと日本における販売提携について基本合意と発表。
- 4日▶NTTドコモ、資本提携先であるKPNモバイルが携帯電話による「iモード」サービスを開始すると発表。海外でのiモード展開は、ドイツに続いて2カ国目。
- 16日▶コック首相、連立内閣の総辞職を決定。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争中の95年に起きたスレブレニツァ虐殺事件に関する責任をとっての総辞職。

<5月>

- 6日▶移民排斥を掲げるフォルタイン党のピム・フォルタイン党首、暗殺される。
- 15日▶下院総選挙。野党で中道右派のキリスト教民主同盟（CDA）が第1党、右翼新党のフォルタイン党（LPF）が第2党に躍進。与党第1党の労働党（PVdA）は、45議席から23議席とほぼ半減。投票率は78.9%で前回は5.6ポイント上回った。
- 31日▶データ通信大手KPNクエスト、破産法適用を申請すると発表。

ベルギー

KINGDOM OF BELGIUM

<4月>

- 8日▶大手ビール会社インターブリュー社、

中国第3位のビールメーカー広州珠江ビール（広州市）と資本提携することで合意したと正式発表。6月までに珠江ビールが新設する持ち株会社にインターブリューが最大25%出資する見通し。

24日▶中央銀行、3月の企業景況感指数は前月比1.4ポイント上昇のマイナス7.4と発表。

< 5 月 >

16日▶下院、安楽死を合法化する法案を賛成86、反対51、棄権10で可決、成立。

デンマーク

KINGDOM OF DENMARK

< 4 月 >

5日▶石油会社APモエラー、同国の石油コンソーシアムDUCの3月の北海天然ガス生産が4億9,200万立方メートルとなり、前年同月から32%減少したと発表。同原油生産は131万6,000トンとなり、前年同月から3.1%増加。

10日▶財務省、初のユーロ建て国債発行の主幹事にドイツ銀行とモルガン・スタンレーを指名。起債は市場の状況を勘案し近く実施。国債の販売は従来の入札方式でなく、シンジケート方式で行う。

22日▶デロイト・トウシュ、米大手会計事務所アンダーセンのデンマーク部門と6月1日付で合併すると発表。

< 5 月 >

7日▶米マイクロソフト、ナビジョン社を買収することで同社と合意と発表。買収総額は約13億ドル。

15日▶政府、バルト海のポルンホルム島の牛の群れに対し実施した狂牛病の最終検査で1頭が陽性反応を示したと発表。同国で8件目の狂牛病の症例。

16日▶議会、地球温暖化防止のための京都議定書を批准。

28日▶英セージ社、マイクロソフトのナビジョン社買収は中小企業向け経営管理ソフトの欧州各国市場を独占するものとし、デンマーク公正取引委員会に懸念を表明。

31日▶議会、移民規制強化を内容とする政府提案の移民法改正案を可決。7月1日から発効。

アイルランド

IRELAND

< 4 月 >

2日▶政府、ニース条約批准の是非を問う2回目の国民投票を年内に実施する方針を明らかに。2001年6月の国民投票では批准反対多数で否決。

25日▶首相、議会（下院）解散。

< 5 月 >

17日▶総選挙実施。好調な経済を追い風にアハーン首相率いる与党中道右派の共和党が7議席増の81議席獲得。全166議席の単独過半数に届かないため、引き続き進歩民主党と連立、政権を担う。一方、野党第一党の統一アイルランド党は23議席減の31議席と惨敗。シン・フェイン党は1議席から5議席、緑の党も2議席から6議席と躍進。

スペイン

SPAIN

< 4 月 >

3日▶独シュレーダー首相とEU議長国のアスナール首相が電話で会談。イスラエル軍にパレスチナ自治区からの軍撤退を要請することなどで意見が一致。

8~12日▶国連主催の第2回高齢化に関する世界会議をマドリードで開催。老齡化

Chronology

への新戦略と各国政府、国際機関の課題を盛り込んだ「国際行動計画2002」を採択。

< 5 月 >

- 16日▶国立統計局（INE）2002年第1四半期の失業率が11.5%と、前期10.5%から上昇したと発表。
- 29日▶アリアス農水・食糧相、欧州委が策定した共通漁業政策改定案に反対する姿勢を表明。
- 31日▶来日中のラト第2副首相兼経済相、平沼経済産業相と会談。米国が発動した鉄鋼セーフガード（緊急輸入制限）は、不当な措置との認識で一致。連携して米国に撤回を求めていく方針を確認。

ポルトガル

PORTUGUESE REPUBLIC

< 4 月 >

- 2日▶3月の総選挙で勝利した社会民主党（PSD）、民衆党（CDS - PP）と連立政権を発足。
- 13日▶ポルトガル自動車産業連合（ARAN）によると、97年以降、商用車の輸入台数が輸出台数を上回る傾向が持続。ARANは生産コストが安価な国からの流入を指摘。

< 5 月 >

- 5日▶政府、2002年予算修正案を承認。財政赤字改善が目的で、30の公的機関を廃止するほか、40機関を統合。また、付加価値税（VAT）率を現行の17%から19%に。
- 10日▶ポルトガル自動車販売業者協会（ACAP）によると、4月の自動車販売台数は2万6,117台で前年同月比4.7%減。関係者によると、VATの税率が上がることで今後も減少傾向が続

く見通し。

- 16日▶政府、マデイラ自由貿易区の存続を閣議決定。ただし2003年1月から税制を変更。

ギリシャ

HELLENIC REPUBLIC

< 4 月 >

- 15日▶雇用者組合、今年の賃上げ率を5.4%とし、来年の賃上げ率を3.9%とすることで同意。
- 18日▶政府の社会保障改革案に反対して、全国で46の労働団体と24の連盟が深夜から24時間ストに突入。

< 5 月 >

- 8日▶外務省当局者、ヨルダン川西岸ベツレヘムの生誕教会に立てこもっている武装パレスチナ人13人の国外追放問題について、受け入れ拒否の姿勢を表明。
- 10日▶ブルガリア・ロシア・ギリシャの三国、ブルガリアとギリシャを結ぶ石油パイプラインの建設で合意。第2のルートとなる新パイプラインは、黒海に面したブルガリアのブルガス港と、エーゲ海に面したギリシャのアレクサンドロウポリス港を結ぶ。
- 20日▶ラティスグループ、露ルクオイル（石油最大手）と合同でヘレニック石油（ギリシャ国営の製油最大手）株式23.17%の取得交渉への参加を表明。

オーストリア

REPUBLIC OF AUSTRIA

< 4 月 >

- 24日▶自由党のハイダー・ケルンテン州知事、仏大統領選で、国民戦線（極右政党）のルペン党首が善戦したことを受けて、マスコミの取材に対し首相への意欲を表明。

< 5 月 >

27日▶副首相のリースパッサー氏（自由党党首）、2003年の総選挙で連立相手の国民党と議席がほぼ同じの場合、同党が首相ポストを要求する旨発言。最近の自由党内で、一昨年に党首を辞任したハイダー氏を次回総選挙の首相候補に推す声の高まりを受けて。

スウェーデン

KINGDOM OF SWEDEN

< 4 月 >

- 1日▶テリア、フィンランドの通信大手ソネラと合併を発表。
- 10日▶スウェーデン国際工業理事会、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の国際貿易促進委員会と経済・技術協力に関する合意文書に調印。
- 22日▶米大手会計事務所アンダーセンのスウェーデン部門、デロイト・トウシュのスウェーデン部門との合併を発表。
- 22日▶スウェーデン・クローナ、ユーロに対して急落、2カ月来の安値。通信機器大手エリクソンが予想より悪い赤字決算と人員削減を発表したことが同国の通貨にまで波及した形。
- 26日▶中央銀行、短期買いオペ金利を0.25%引き上げ、4.25%に。5月2日実施。利上げは3月に続く措置で、米国テロ事件以降、2回にわたって金融引き締めを決めたのは先進国でスウェーデンのみ。
- 30日▶通信機器メーカーエリクソンは、中国の携帯電話網運営大手、中国連合通信から、ワイヤレス・ネットワーク拡大事業で5,500万ドル規模の契約の受注を明らかに。

< 5 月 >

22日▶欧州委、通貨の変動が激しいこと、中

央銀行が政府の介入から十分に独立していないことを理由に同国はユーロに参加する準備が整っていない、との見解を示す。

フィンランド

REPUBLIC OF FINLAND

< 4 月 >

- 2日▶フィンランド森林産業連盟、米国の鉄鋼製品への緊急輸入制限措置に対抗し欧州委が検討している米国からの紙製品への輸入税を30%に引き上げる措置について、反対の意向を表明。
- 16日▶ハロネン大統領が米国を公式訪問、ブッシュ大統領、パウエル国務長官と面会。中東情勢など意見交換。
- 23日▶フィンラインズ社（船舶）、スウェーデンのノルドリンク社（スウェーデン - ドイツ間の船舶輸送）をMGAホールディング社から5,930万ドルで買収。
- 26日▶ノキア、中国の携帯電話会社、浙江MCC社からGSMネットワーク拡張に伴い8,500万ドルを上回るインフラ設備を受注。

< 5 月 >

- 1日▶フィンランドとドイツ、EU議長国の順番を交替することで合意。フィンランドの次期EU議長国は2006年7月から。
- 6日▶第5原発建設認可を巡る世論調査（4 - 5月）賛成48%、反対46%、前回1月の調査から変化なく、依然として世論割れる。
- 13日▶ヘルシンキ公共局（KTV）労組、都市部における生活コスト上昇のため、追加手当の支給を市に要求、ストライキも計画。教員組合も賃上げ計画を要求。
- 13日▶大手通信オペレータのエリサ、ドイツ市場からの撤退を表明。

Chronology

- 16日▶郵便サービス員の労組（PVL）、フィンランドポスト社（郵政公社、従業員22,800人）のリストラ計画（2001年利益が前年比60%減、職員を大幅に解雇し、順次パートタイムに切り換え）に対し、1日ストを敢行、全国約300ヶ所の郵便局が閉鎖。17日からは通常営業。
- 16日▶5月25日のハロネン大統領ロシア訪問に合わせ調印が予定されていたロシアとの二国間投資保護協定案、ロシア側がフィンランド側にとってメリットの大きい森林産業を含む天然資源を対象分野から外すことを通告。
- 16日▶貿易産業省、フォータム社（エネルギー）の持ち株を放出し、現在の71%から50.1%にまで減らす方針を明らかに。フォータム社の時価総額は11億ユーロで、政府売却益は1億7,000万ユーロとなる見込み。
- 22日▶エレベータ大手のコネ社、エンジニアリング大手のバルテック社を買収。バルテック社株30.2%を保有する政府も売却に合意、その他株主からの買い取り分と併せ90%株（7億4,700万ユーロ）となる予定。
- 24日▶議会、第5原子炉建設を賛成107、反対92で承認。
- 24日▶運転中の携帯電話による事故防止のため、2003年1月よりハンズフリー機器の車内搭載を義務づける法律が成立。ハンズフリー機器のない車内携帯電話の使用は禁止される。
- 25日▶ハロネン大統領ロシア訪問、プーチン大統領と会見。二国間投資保護協定締結は見送り。
- 26日▶緑の党、24日の原子炉建設承認決議を受け、連立与党を離脱。
- 27日▶原子炉建設承認決議を受け、ハッシ環境相（緑の党）辞任。
- 28日▶エネスタム国防相、ヘルシンキでエス

トニアのミクサー国防相と会談、エストニアのNATO加盟後も両国間の防衛協力を継続することを確認。

- 29日▶中央労働組合連合会（SAK）、エストニアのEU加盟後、エストニア人口の5%にあたる約55,000人がフィンランドに季節労働力として流入し、さらに2%（約22,000人）はフィンランドに定住するかもしれないとのエストニア人に対する意識調査の結果を発表。
- 31日▶ヨウニ・バックマン新環境相（社会民主党）が就任。農林相も交替し、ヤリ・コスキネン（国民連合党）新農林相が就任。リンデン文部相が会員資格を持つゴルフコース拡張に補助金（17万ユーロ）の便宜を図っていた疑惑（本人は否認）については調査不十分とし、一時凍結。

スイス

SWISS CONFEDERATION

< 4 月 >

- 7日▶チューリヒ市民投票を実施。新スイス航空への5,000万スイスフランの融資は否決。
- 11日▶EFTA（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）・シンガポール、ジュネーブで自由貿易協定の仮調印。正式の調印は6月に予定され、2003年中に発効予定。
- 16日▶大型スーパーマーケットのコープ社（国内で売上第2位）、百貨店のエパ社に40%の資本参加を行ったと発表。
- 17日▶欧州委、EU・スイスの包括条約は6月1日から公式に発効となるとスイス政府に通達。同条約は99年6月に調印され、スイスでは2000年10月に国民投票で承認されたが、EU各国の批准が遅れていた。

< 5 月 >

- 2日▶中銀、0.5%利下げ。
- 13日▶新川（製造措置メーカー）、スイスの半導体製造装置メーカーのイスメカ・ヨーロッパと販売代理契約を結び、それぞれの地域で互いの製造装置を販売すると発表。
- 22日▶連邦政府、スイス郵便が独占している2キロ以下の郵便物を2006年までに上限を100グラムまで引き下げることが決定。

ノルウェー

KINGDOM OF NORWAY

< 4 月 >

- 17日▶1万3,000人の組合員を擁するホテル・レストラン労働者組合（HRAF）、7%の賃上げと夜間および週末の勤務条件の改善を要求してストに突入。

中・東欧

ポーランド

REPUBLIC OF POLAND

< 4 月 >

- 4日▶ポーランド航空（LOT）、ルフトハンザドイツ航空との提携に合意。両社は2002年6月1日から共同運航を行う。さらに、LOTは2003年、ルフトハンザ、全日空、スカンジナビア航空などがメンバーであるスターアライアンスに新規加入の予定。
- 8日▶ポーランド東京三菱銀行、首都ワルシャワで営業開始。同行はオランダ東京三菱銀行の100%出資子会社で、企業に対する預金・融資業務のほか、為替取引やキャッシュ・マネジメント・サービスなどのサービスを提供。
- 25日▶金融政策評議会、4月26日から主要政策金利の0.5～1ポイント引き下げを発表。ロンバード（債券担保貸付）金利は年12.5%、再割引手形金利は年11%、短期市場金利（インターベシオン）は年9.5%となる。
- 28日▶欧州委員会、25カ国（EU加盟国とEU加盟候補国のうち10カ国）について2001年の国民所得統計を発表。ポーランドは第10位の2,020億ユーロ。
- 30日▶共和国新聞、同社が実施したEU加盟についての世論調査結果を発表。EU加盟「賛成」は60%、「反対」は22%、「分からない」は18%。

< 5 月 >

- 2日▶フォルクスワーゲン・ポーランド、2004年までに従業員を70%増員して6,000人にする計画を発表。2001年、同

社は新車の販売が不調だったもののエンジン部門が好調。

- 3日▶経営破たんした大宇自動車、現地法人である大宇FSOの債権者が同社を引き受ける新会社を設立することに合意。新会社は2004年まではこれまでどおり大宇車を生産する予定。
- 6日▶スウェーデンのIKEA（家具）、年内に1億ドルの追加投資実施を発表。IKEAはこれまでに3億ドルを投資し、国内に販売専門店を7店舗展開。
- 14日▶政府、為替市場でズロチ高が続いていることから、変動相場制から一定の幅を設けた固定相場制度への移行を検討していることを発表。
- 29日▶金融政策評議会（RPP）、30日から主要政策金利を引き下げることを発表。ロンバード（債券担保貸付）金利が年12%、再割引手形金利が年10.5%、短期市場金利が年9%。

チェコ

CZECH REPUBLIC

< 4 月 >

- 4日▶東海理化の現地法人TRCZ、北ボヘミアのロボシツェで自動車部品製造工場の建設を開始。2002年12月に工場完成、2004年1月に生産開始の予定。
- ▶経済省、これまでに110件の投資インセンティブが適用され、その投資総額は40億ドル、雇用創出数は3万3,400人と発表。
- 10日▶トヨタ自動車と仏プジョー・シトロエン・グループ（PSA）の合弁企業、中央ボヘミア・コリーン市で小型乗用車製造プラントの起工式を行い、ゼマン

- 首相、グレーグル経済相、ヤーン・チェコインベスト総裁等が出席。
- 11日▶経済省、日本の対チェコ投資累計額は、第3国経由の投資、契約額も含めて17億4,000万ドル、日系企業の現地従業員数は1万8,600人と発表。
- ▶グレーグル通産相、三菱電機と光洋精工が中央ボヘミアのスラニー市内に合弁でエレクトリック・パワーステアリング・コンポーネンツ・ヨーロッパ社を設立すると発表。
- 24日▶欧州委員会、EU加盟候補国の春季経済予測で、チェコ経済は好調を維持すると予測。(実質GDP成長率は2002年3.4%、2003年3.9%)
- 29日▶政府、チェコ・テレコムの子会社51%の売却延期を表明。

< 5 月 >

- 2日▶経済省、工業部門の企業(従業員100人以上)における2001年の税引前利益総額は前年比975億コルナ増と発表。最も高い前年比伸び率を示したのはコンピュータ製造で205%増、次いで化学工業71%増、食品・タバコ39%増。損失となったのは、ラジオ・テレビおよび同部品製造、繊維業、皮革加工業。
- 4日▶世論調査によると、次期首相候補として最も多かった回答はクラウスODS党首の19%で、以下グロス内相14%、シュピドラCSSD党首8.5%、ブスコバー下院副議長7.6%。
- 6日▶政府、地方電力供給会社8社の国有株を電力会社チェコ・エネルギー会社(CEZ)に売却することを決定。
- 7日▶IMF、チェコの2002年のGDP成長率を3.0~3.25%と予測。2003年にはこれを上回る経済成長が期待されると発表。

- 10日▶チェコの大学・研究所の調査分析報告、チェコの1人あたりGDPは、現在のEU諸国平均の60%程度から2008~2010年には70%に上昇すると予測。また平均賃金は現在のドイツの20%程度から、EU加盟後1年の時点では25%に、2008年には31~35%に増加すると予測。
- 23日▶支持政党に関する世論調査によると、1位ODS(支持率27.1%)、2位CSSD(同26.4%)、3位連合(同18%)、4位KSCM(同15%)。

スロバキア

SLOVAK REPUBLIC

< 4 月 >

- 4日▶自動車工業会によると、2001年度の自動車関連製造業の売上高は1,506億スロバキア・コルナ(SKK)(前年比204億SKK増、全製造業の18.3%)。94万人を雇用し、投資額は283億SKK。
- 10日▶政府、雇用行動計画を承認。2003年までの2年間で60億SKKを投じて、雇用活性化を図る。2003年の失業率を現在の20%から17.5%に下げる計画。
- 17日▶スロバキア統計局の世論調査によると、民主スロバキア運動(HZDS)の支持率は29.5%。今年9月の総選挙の150議席のうち、56議席を同党が獲得することになる。次いでSmer32・ハンガリー連立党(SMK)が19、民主キリスト教同盟(SDKU)が15議席。
- 17日▶中央銀行の暫定統計値によると、2001年度の外国直接投資は14億6,000万ドル(前年度20億ドル)。2002年度末の累計額は80億ドルの予測。
- 21日▶民主スロバキア運動(HZDS)、今年9月の次期総選挙の選挙リーダーにメチアル前首相を任命するとともに、他党との連立を行わず単独政権獲得を目指す

Chronology

と発表。

- 22日▶EU加盟交渉のうち、運輸政策の交渉を終了。航空市場開放は7年間、その他の項目は項目により2～4年の移行期間を獲得。
- 24日▶欧州委の経済予測によると、スロバキアの2002年GDP成長率は3.6%（前年3.3%）、インフレ率4.1%（同7.3%）、失業率19%、経常赤字対GDP比8.1%（同8.8%）を見込んでいる。
- 29日▶公正取引委員会、ロシア石油大手Yukosがスロバキア石油貯蔵会社Transpetrol株式49%を7,400万ドルで取得することを承認。

< 5 月 >

- 2日▶民営化庁、スロバキア国営配電会社3社の49%株式民営化入札の落札企業を発表。ドイツのE.ONエネルギー、RWE PlusとフランスEdFが落札。3社の総民営化収入は6億1,800万ユーロにのぼる見込み。
- 8日▶民営化庁、国有下水処理会社（VaK）5社の民営化計画を発表。8月までに民営化し、戦略投資家に売却する予定。
- 9日▶欧州委、従来事業費の50%までの国家補助を認めていた地域開発事業に関して、首都ブラチスラバに限っては20%までとすることを決定。同地域は購買力平価換算で1人当たりGDPがほぼEU平均であることが理由。
- 23日▶政府、EU諸機構に占める議席数などの派遣規模を確定。ニースサミットで提案された、欧州議会13議席、閣僚理事会7票、欧州委員会1名とする内容を確認したもの。
- 29日▶スロバキア電気電子工業会によると、2001年の業界売上高は前年比12.4%増の582億8,000万スロバキア・コルナ

（SKK）に達し、うち輸出高は同22.8%増の404億4,000万SKK。

- 29日▶国民議会、現行の社会保障システムを、退職年金保険、健康保険、傷害保険の3つの保険制度に移行する社会保険法を承認。2003年1月施行予定。
- ▶民営化庁、アルミニウム製造メーカZSNPの株式73.86%の民営化入札を発表。登録受け付けは6月12日まで。
- 31日▶NATO米国委員会のJackson委員長、スロバキアの次期総選挙でメチアル氏が政権に復帰すれば、11月のNATOブラハサミットでのNATO加盟と、それに続くEUコペンハーゲンサミットでのEU加盟招へいは否決されるだろうとコメント。

ハンガリー

REPUBLIC OF HUNGARY

< 4 月 >

- 8日▶総選挙第1回投票の得票率、青年民主同盟41.11%、社会党42.03%、自由民主同盟5.56%となり、与党の政権維持が難しい状況に。また、極右政党MIEP、4.36%の得票率で議席確保できず。
- ▶IT企業同盟、2001年におけるインターネットビジネスの総売上高は前年比40%増の21億フォリント、2002年は同60～80%増の見込みと発表。
- 12日▶政府、MOLのガス部門の買収を発表。
- 17日▶タカノ製作所、ブタペスト郊外にカーオーディオ用プラスチック製造の新工場を開設。投資額300万ドルで従業員は100人。
- 18日▶中国銀行、2002年末までにハンガリー国内で開業の予定。
- 19日▶中央銀行、2007年末までにユーロ導入を目指し準備を行うと表明。
- 22日▶総選挙の第2回投票の獲得議席数、小

選挙区、比例代表あわせて青年民主同盟188議席、社会党178議席、自由民主同盟20議席を確保。与野党の政権交代が確定。

- 29日▶TDK、北部ハンガリーRETSAGの工場に875人のレイオフを発表。今後、コンバーター工場をウクライナへ移す予定。
- 30日▶政府、外国人の土地所有に関し7～10年の猶予期間をEUに申請。

< 5 月 >

- 7日▶多国籍企業のロバートボッシュ、ハトバンの工場拡張のため2005年までに240億フォリント以上の投資を行う予定と発表。雇用者数も750人から2,300人に増える見込み。
- 9日▶化学会社TVK、日本の三井化学と1億2,900万ユーロで新しいポリエステル工場を設立すると発表。操業開始は2005年、年産41万トンを見込む。
- 22日▶中央銀行、公定歩合を0.5%引き上げ。賃金、原油価格の上昇やインフレ率が予想より高かったため。引き上げは2000年10月以来。
- 23日▶中央銀行、年間のインフレ率予測を前回の4.8%から5.3%に修正。2003年末には3.4%に低下すると予測。
- 24日▶ストラバークAGオーストリア社、ブダペストのアジアセンターの一部が2003年3月7日に完成すると発表。この施設は11ヘクタールの敷地内にあり、完成すると欧州で最大のアジア商業展示文化センターとなる。
- 27日▶社会党のメジュッシン・ペーター氏が首相に選出され、「最初の100日プログラム」が承認された。
- 28日▶新財務相のラースロー・チャバ氏、新しい税収制度の確立や、ベンチャー企業に対する税制などの政策を発表。

- 31日▶ドイツ系コンチネンタル・テプス(CT)、23億フォリントの投資でヴェスプレームの自動車部品工場の生産ラインの拡張を発表。CTは2001年9月に15億フォリントでR&Dセンターを立ち上げている。

ルーマニア

ROMANIA

< 4 月 >

- 1日▶政府、年内に国内初のソフトウェアパークをガラツィ、ブレイラ、スロボジヤ、ブラショフに設立。また、ブカレスト市のバネアサ・ピペラ地区にテクノロジーパークの設置も検討。
- 18日▶政府、大和証券SMBCヨーロッパ社を国内最大手ルーマニア商業銀行(BCR)の民営化コンサルタントに決定。
- 19日▶政府、「社会政策・雇用」、「機構」の分野に関するEU加盟交渉を終了。
▶スタンダード・アンド・プアーズ、ルーマニアの長期国債の格付けをBからBプラスに引き上げ。
- 22日▶上院、外国直接投資受け入れ促進のための専門機関であるルーマニア外国投資庁の設立を承認。
▶ブカレスト証券市場の平均株価、97年9月の開設以来の最高値を記録。良好なマクロ経済指標、国債の格付け引き上げなどを好感とした動き。
- 30日▶政府、7億ユーロのユーロ建て債(償還期間10年、金利8.5%)を発行。

< 5 月 >

- 9日▶下院、利益税法を採択。現行の輸出利益に対する優遇税制を段階的に廃止。6%(2002年) 12.5%(2003年) 25%(2004年)と引き上げ、通常の法人税率と同率に。
- 19日▶EBRD、ブカレストで年次総会を開催。

Chronology

- EBRDはルーマニアに対しペトロムへの1億5,000万ドルの融資を含む、1億7,650万ユーロの新規融資を承認。
- 23日▶下院、ルーマニア外国投資庁（ARIS）設立法を可決。外資誘致業務は開発・予測省からARISに移管し、一元化。
- 27日▶開発・予測省によると、新直接投資法による100万ドル以上の投資は106件で、投資総額は8億5,438万ドル。そのうち外国直接投資は3億5,491万ドル。
- 30日▶6月1日より新付加価値税（VAT）法を施行。税率19%は変わらないが、新たにガソリンとディーゼル油、リースサービスなどを対象に。
- ▶政府、IT産業支援のため、2003年より年販売額10億ドル以上のコンピューター製造会社と電子部品製造会社の法人税を免除する法案を閣議決定。
- 31日▶政府、首相直属の経済政策部を政府内に設立することを決定。経済政策全般を調整。

ブルガリア

REPUBLIC OF BULGARIA

< 4 月 >

- 3日▶経済省、トルコ、ルーマニアから輸入されている化学肥料カーバミドに対し、アンチダンピング課税を適用する方針を発表。
- 4日▶民営化庁、ブルガリアテレコム（ブルコム）の民営化手続きを開始。65%までの株式を競争入札で売却する（入札締め切り日は5月27日）ほか、20%までの株式を市場に放出する予定。
- 6日▶「シメオン2世国民運動」が一政党として再発足。設立総会でシメオン首相を満場一致で党首に選出。
- 15日▶民営化庁、国内最大の保険会社DZIの民営化に関し、第1次入札を締め切り。株式の80%を売却する予定。
- 18日▶ベルルスコーニ伊首相、ソフィアを公式訪問。ブルガリアのNATO加盟について全面支持を表明。
- 23日▶中央銀行によると、2001年における外国直接投資受け入れ額（暫定値）は前年比35%減の6億5,090万ドル。
- ▶民営化庁、ブルガルトタバック（タバコ製造）の民営化に関し、入札締め切り日を5月7日まで延長すると発表。

< 5 月 >

- 2日▶ソフィア市、公共輸送対策資金3,500万ユーロの融資契約に調印。内訳は、EBRDから2,000万ユーロ、ライフアイゼン・ツェントラル（奥）とデクシア（ベルギー）から1,500万ユーロ。
- 9日▶ソフィア空港近代化プロジェクト（新旅客ターミナルと新滑走路）の入札手続開始。候補企業は国内外合わせて13社・グループ。総工費は2億2,000万ユーロで、2005年の完成を予定。
- ▶政府と世銀、経済改革と民営化支援のための融資協定に合意。3年間で最大7億5,000万ドル。
- 16日▶EBRD、97年の民営化で同行が20%株主となっているソルベイ・ソディ（化学）の株式保有をさらに5年間延長する意向を表明。
- 17日▶中小企業庁、2003年に導入する新しい中小ビジネス支援スキームを発表。1,000万レバで基金を設立、20万レバを上限として基金が融資担保の50%を保証。

スロベニア

REPUBLIC OF SLOVENIA

< 4 月 >

- 3日▶世論調査によると、スロベニアのNATO加入について、反対（41%）が

賛成（38%）を上回った。反対が賛成を上回ったのは1991年の独立以来初めて。11月にブラハで開かれるNATO会合に影響を与えるものと思われる。

- 10日▶経済省、企業競争の促進のためのプログラムの一環として、2002年末までに1,740万ユーロの予算を割り当て。また、同年末までに特に未発達地域への外国直接投資と国内投資の促進を表明。
- 15日▶仏ルノー、新モデルのタリアをスロベニアで販売開始。国内販売はルノーと提携しているレヴォズが担当し、新機種でシェア拡大を企図。
- 19日▶政府、国内最大規模のノバリュブリャナ銀行の株式34%を、ベルギーの金融グループKBCに4億3,500万ユーロで売却することを承認。KBCはチェコ、ポーランドを中心に東欧でのビジネスを本格化しており、昨年の東欧地域での利益は全体の11.5%の割合。
- 25日▶政府、2002年のGDP成長率目標を3.6%から3.3%へと下方修正。国内消費の落ち込みや輸入・投資の減少が見込まれることが原因。2003年には、輸出入、投資とも2001年以前の水準に戻り、GDP成長率は4.3%と予測。
- 26日▶民間の世論調査によると、国民のEU加盟賛成は全体の54%。
- 30日▶政府、国内第1、第2の政府所有の銀行NKBMとNLBの民営化について、NLBについては過半数以上の株式を売却するものの、NKBMについては過半数以下の民営化にとどめることを決定。2大銀行が両方とも外資へ売却されてしまうことに反対する声に配慮。
- < 5 月 >
- 6日▶タイヤメーカー大手のグッドイヤー、スロベニアのタイヤメーカー・セバタイヤの株式20%を追加買収したと発表。グッドイヤーの株式保有率は80%となった。買収額は3,850万米ドル。
- 9日▶クロアチアとの間で農産物に関する自由貿易協定（FTA）の内容改正に調印。両国間のより自由な農産物貿易を可能にするもので、7月1日より発効。
- 11日▶ヤネシュポトクニック欧州担当相、「スロベニアは、国民投票で反対に合わない限り、2004年1月に確実にEUのメンバーになる」と発言。
- 13日▶政府、2002年末までにアルミニウム精製会社タルムの売却を完了する予定と発表。タルム社の株式の80%は政府所有電力会社のエレスが保有。
- 21日▶アントンラップ金融相、ブカレストでの欧州復興開発銀行（EBRD）の年次総会の席上、ノバリュブリャナ銀行（NLB）の株式5%をEBRDに約6,800万ユーロで売却予定と発表。
- 23日▶スポーツメーカーのエランと専門用品小売のメルクア、合同で小売スポーツチェーンのE-Mスポーツを設立したと発表。3分の2をエラン、残り3分の1をメルクアが出資。一号店を首都リュブリャナにオープン予定。
- 28日▶スロベニア商工会議所（GZS）、ボスニアの首都サラエボに国外で2番目の事務所を開設。ボスニアはスロベニアの最大の投資先国であるため、ボスニア進出の際のサポート、ビジネス関連情報の提供などを行う。
- 29日▶ルーマニアとの間で海上輸送に関する覚書を締結。双方の法的管理体制の調和、両国間の海上輸送に関する関係の

発展などが目的。

クロアチア

REPUBLIC OF CROATIA

<4 月>

- 3日▶中央銀行の発表によると、2001年の外国直接投資は99年の16億ドルに次ぐ14億ドル超。99年同様、クロアチアテレコムの株式売却が大きな要因。
- 4日▶ラトビアのベルツィン外相によると、クロアチアとラトビア、自由貿易協定締結へ向けて準備を開始。
- 12日▶政府の金融再生委員会、リエカ銀行の株式の85%を5,500万ユーロの最高値で落札したオーストリアのエルステ銀行へ売却することを決定。これにより、エルステ銀行はクロアチアで3つの銀行を所有し、3番目に大きい金融グループに。
- 15日▶オーストリアの保険会社ジェネラルホールディング、クロアチア市場への参入を発表。最初にザグレブに支店を設立し、総投資額は3,500万ユーロになる見通し。
- 17日▶欧州復興開発銀行（EBRD）、クロアチアへの投資が58案件、9億6,600万ユーロになると発表。最大の案件は今月合意された小売業のゲトロへの投資で、投資額は2,500万ユーロ。
- 18日▶ボコビッチ経済相、ロシアと自由貿易協定の合意に向けて交渉中と発表。両国間の2001年の貿易は7億7,000万ドルで、前年比5.9%増。
- 22日▶カザフスタンとの間で、投資保護、二重課税防止などを含む貿易と経済協力協定で合意。
- 26日▶クロアチア議会、石油ガスグループINAの政府所有株式25%を入札で売却する方向で合意。
- 30日▶パイプライン会社JANAF、ルズフバ

～アドリア間のパイプライン建設プロジェクトで2,000万ドルの投資を予定。

<5 月>

- 3日▶政府、フランスで豚コレラ感染拡大が確認されたことを受けて、一時的に同国からの豚肉と豚の輸入、移送の禁止を発表。
- 8日▶農林省、ポーランドで前週BSE（狂牛病）の症例が初めて見つかったことを受け、同国産の家畜と牛肉の輸入を全面的に禁止したとの声明を発表。
- 9日▶EU加盟に関する国民投票で、68.4%が賛成、13.6%が反対。EU加盟への反対票は98年の6%から年々増加。
- 10日▶農林省、ルーマニア、ブルガリア、ルクセンブルク、イタリアからの豚肉と豚の輸入、移送の禁止を発表。
 - ▶政府、サムライ債（円建て外債）の発行を計画。主幹事に大和証券SMBCと野村証券を指名。
- 15日▶オランダとの間でEU加盟に向けた援助に関する協力の覚書を交換。クロアチアの制度・管理のEU基準への調和をオランダが支援。
- 17日▶政府、国営石油ガス会社INAの株式25%を2002年末までに売却することを計画。5月末まで入札者を募集。
- 24日▶リトアニアとの間で、自由貿易協定（FTA）に関する協議で合意。2003年1月より工業製品の貿易を完全自由化。
 - ▶クロアチア復興再生銀行（HBOR）とボスニア投資保証庁（IGA）、相互協力に関する協定を締結。両国間の経済協力の促進、第三市場へのアクセスの改善を目的とし、輸出保証や再保険、両国企業の情報の交換などを行う。
- 28日▶政府、数カ月前から始まったクロアチア保険会社の民営化手続きの準備が整ったと発表。今年7月4日までに入札

の受け付けと企業査定を行い、入札を経て売却先を決定の予定。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1996年	2.6	3.0	7.0	1.1	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	1.1	4.0	11.6	2.4	3.6	22.2
97年	3.4	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	3.9	2.0	20.8
98年	3.0	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.0	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.7
99年	2.1	2.3	4.2	3.0	0.5	11.2	1.8	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.1	2.3	15.7
2000年	3.0	2.1	3.6	3.6	1.7	9.6	3.0	1.9	9.6	2.9	2.5	10.6	4.1	3.4	13.9
2001年	2.2	2.1	3.2	2.0	1.7	-	0.6	2.5	9.4	1.8	2.7	9.5	2.8	3.6	10.5
2000年10～12月	2.6	2.1	3.4	*0.9	-	-	2.5	-	-	2.4	2.6	10.0	3.5	4.0	13.4
2001年1～3月	2.9	1.9	3.3	*0.4	-	-	1.8	-	-	2.5	2.9	10.1	3.2	3.8	10.9
4～6月	2.4	2.3	3.2	*0.2	-	-	0.7	-	-	2.2	3.0	9.6	2.5	4.1	10.4
7～9月	2.0	2.4	3.1	*0.5	-	-	0.4	-	-	1.8	2.8	9.2	3.0	3.7	10.2
10～12月	1.6	2.0	3.2	*0.4	-	-	0.0	-	-	0.7	2.5	9.3	2.3	2.8	10.5
2002年1～3月	1.0	-	-	*0.4	-	-	-	-	-	0.1	2.5	9.2	2.0	3.1	11.5
2001年3月	-	1.9	3.3	-	1.3	8.7	-	2.5	9.8	-	2.8	-	-	3.9	-
4月	-	2.0	3.2	-	1.8	8.6	-	2.9	9.5	-	3.1	-	-	4.0	-
5月	-	2.4	3.2	-	2.3	8.6	-	3.5	9.0	-	3.0	-	-	4.2	-
6月	-	2.4	3.2	-	2.1	8.6	-	3.1	8.9	-	3.0	-	-	4.2	-
7月	-	2.2	3.2	-	2.1	8.8	-	2.6	9.2	-	2.9	-	-	3.9	-
8月	-	2.6	3.2	-	1.9	8.8	-	2.6	9.2	-	2.8	-	-	3.7	-
9月	-	2.3	3.2	-	1.5	8.9	-	2.1	9.0	-	2.6	-	-	3.4	-
10月	-	2.3	3.2	-	1.8	8.9	-	2.0	9.0	-	2.5	-	-	3.0	-
11月	-	1.8	3.2	-	1.2	9.0	-	1.7	9.2	-	2.4	-	-	2.7	-
12月	-	1.9	3.2	-	1.4	9.0	-	1.7	9.6	-	2.4	-	-	2.7	-
2002年1月	-	2.6	3.2	-	2.2	9.0	-	2.1	10.4	-	2.4	-	-	3.1	-
2月	-	2.2	3.1	-	2.0	9.0	-	1.7	10.4	-	2.5	-	-	3.1	-
3月	-	2.3	3.1	-	2.1	9.1	-	1.8	10.0	-	2.5	-	-	3.1	-
4月	-	2.3	3.2	-	2.1	9.1	-	1.6	9.7	-	2.4	-	-	3.6	-

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1996年	3.0	3.1	7.3	2.4	8.2	9.8	3.0	1.4	6.6	1.2	2.1	13.8	2.9	1.4	3.3
97年	3.6	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.6	1.6	13.3	7.3	1.4	3.7
98年	3.9	2.8	5.0	3.1	4.8	9.9	4.1	2.0	4.1	2.2	1.0	12.6	5.8	1.0	3.3
99年	3.0	2.5	4.4	3.4	2.6	11.9	3.7	2.2	3.1	3.0	1.1	11.7	6.0	1.0	2.9
2000年	3.3	2.9	4.0	4.1	3.9	11.1	3.5	2.6	2.6	4.0	2.6	10.9	7.5	3.2	2.6
2001年	1.8	4.4	4.1	4.1	3.4	10.5	1.1	4.5	2.0	1.0	2.5	10.8	3.5	2.7	-
2000年10～12月	3.0	3.9	3.8	-	-	10.7	2.2	-	2.6	2.9	-	10.8	-	-	-
2001年1～3月	1.9	4.8	4.2	6.1	-	10.9	1.4	-	2.4	1.9	-	10.5	-	-	-
4～6月	2.8	4.6	3.9	4.9	-	10.2	1.4	-	1.8	1.4	-	10.0	-	-	-
7～9月	1.3	4.1	4.0	4.4	-	10.0	0.8	-	2.0	0.7	-	11.5	-	-	-
10～12月	-	3.9	4.1	3.7	-	10.9	0.4	-	1.8	0.0	-	11.0	-	-	-
2002年1～3月	-	3.3	-	-	-	-	0.0	-	2.0	0.8	-	10.8	-	-	-
2001年3月	-	5.1	-	-	3.0	-	-	4.6	-	-	2.1	10.3	-	2.9	2.6
4月	-	4.5	-	-	3.5	-	-	4.9	-	-	2.8	10.2	-	2.8	2.5
5月	-	4.8	-	-	3.6	-	-	4.9	-	-	3.1	10.0	-	3.3	2.4
6月	-	4.5	-	-	3.9	-	-	4.5	-	-	2.9	9.9	-	2.9	2.4
7月	-	4.3	-	-	3.9	-	-	4.6	-	-	2.7	11.1	-	3.0	2.4
8月	-	4.0	-	-	3.8	-	-	4.7	-	-	2.7	11.6	-	2.8	2.4
9月	-	4.0	-	-	3.6	-	-	4.7	-	-	2.3	11.7	-	2.4	2.5
10月	-	4.1	-	-	2.8	-	-	4.3	-	-	2.4	11.5	-	2.3	2.7
11月	-	3.9	-	-	2.4	-	-	4.2	-	-	2.1	10.8	-	2.1	2.7
12月	-	3.7	-	-	3.0	-	-	4.4	-	-	2.2	10.8	-	1.7	2.7
2002年1月	-	3.5	-	-	4.4	-	-	4.0	-	-	2.9	10.9	-	2.3	3.0
2月	-	3.2	-	-	3.4	-	-	3.8	-	-	2.6	10.8	-	2.3	3.0
3月	-	3.2	-	-	4.0	-	-	3.6	-	-	2.7	10.8	-	2.1	2.8
4月	-	3.6	-	-	3.8	-	-	3.6	-	-	1.8	10.5	-	2.2	2.8

(注)1 実質GDP成長率は前年比および前年同期比*は前期比は推定値。
 2 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比。
 3 英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)失業率は失業保険申請ベース。
 4 ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、2000年まで半期(1月～6月、7月～12月)平均値、2001年より四半期ベース。
 5 ルクセンブルクの実質GDP成長は、2001年1月より96年まで遡り計算方法が変更。

デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			スイス		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.5	2.0	6.8	7.8	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0	1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.3	0.8	4.7
3.0	1.9	5.2	10.8	1.5	9.8	1.6	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.5	1.3	4.9	8.6	2.4	7.4	3.5	0.9	7.2	2.9	0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
2.3	2.1	4.8	10.8	1.6	5.5	2.8	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.6	0.8	2.7
3.0	2.7	4.4	11.5	5.6	4.1	3.0	2.3	5.8	4.6	1.0	4.7	5.7	3.4	9.8	3.0	1.6	2.0
0.9	2.3	4.3	5.9	4.9	3.8	1.0	2.7	6.1	1.2	2.5	4.0	-	2.6	-	-	-	-
2.7	2.6	4.5	12.1	-	-	2.0	2.8	5.8	2.3	1.1	3.9	5.5	3.9	8.6	2.5	2.6	1.8
1.9	-	4.4	12.3	-	-	2.7	2.8	7.2	2.2	1.6	4.2	3.5	3.1	9.8	2.3	1.0	1.9
0.7	-	4.4	9.0	-	-	1.1	3.1	5.3	1.0	2.7	3.8	0.4	3.1	10.3	2.0	1.5	1.7
0.9	-	4.3	2.8	-	-	0.4	2.6	5.0	2.8	2.8	4.2	0.3	2.4	8.0	0.8	1.1	1.7
0.4	-	4.2	0.0	-	-	0.0	2.2	6.8	0.7	2.5	3.8	0.9	1.7	8.4	0.4	0.4	2.1
1.1	-	4.2	-	-	-	-	-	-	-	2.7	4.1	-	2.0	9.6	-	-	-
-	2.2	4.4	-	5.4	3.6	-	2.7	6.4	-	1.8	3.9	-	2.9	9.6	-	1.0	1.8
-	2.6	4.4	-	5.6	3.7	-	3.0	5.8	-	2.7	3.7	-	3.0	10.3	-	1.2	1.7
-	2.8	4.4	-	5.4	3.7	-	3.4	5.3	-	2.8	3.5	-	3.4	11.3	-	1.8	1.7
-	2.2	4.3	-	5.3	3.7	-	2.8	4.9	-	2.7	4.2	-	3.0	9.3	-	1.6	1.6
-	2.3	4.3	-	4.8	3.7	-	2.8	4.8	-	2.7	4.2	-	2.5	7.6	-	1.4	1.7
-	2.5	4.3	-	4.6	3.7	-	2.5	5.0	-	2.8	4.3	-	2.4	7.8	-	1.1	1.7
-	2.1	4.3	-	4.6	3.7	-	2.6	5.2	-	3.0	4.0	-	2.2	8.7	-	0.7	1.7
-	2.0	4.2	-	4.3	3.9	-	2.5	5.8	-	2.5	4.0	-	1.9	8.3	-	0.6	1.9
-	1.7	4.2	-	3.8	4.0	-	2.1	6.7	-	2.5	3.7	-	1.6	8.8	-	0.3	2.1
-	2.1	4.2	-	4.2	4.0	-	1.9	8.0	-	2.7	3.6	-	1.6	8.1	-	0.3	2.4
-	2.5	4.2	-	4.9	4.1	-	2.1	8.9	-	2.7	4.4	-	2.3	9.9	-	0.5	2.6
-	2.4	4.2	-	4.7	4.2	-	1.9	8.5	-	2.6	4.0	-	1.8	9.4	-	0.7	2.6
-	2.5	4.1	-	4.8	4.3	-	1.9	7.4	-	2.7	3.8	-	1.8	9.5	-	0.5	2.6
-	2.3	-	-	4.8	4.2	-	1.8	6.9	-	-	-	-	1.8	10.4	-	-	-

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チェコ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
4.9	1.3	4.9	5.2	2.3	4.4	6.0	19.9	13.2	4.3	8.8	3.5	1.3	23.6	9.9	3.9	38.8	6.6
4.7	2.6	4.1	4.6	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	6.9	154.8	8.9
2.4	2.2	3.2	5.3	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	5.4	59.1	10.3
1.1	2.3	3.2	3.6	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.4	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	3.2	45.9	11.8
2.3	3.1	3.4	5.5	5.1	1.3	4.0	10.1	15.0	2.9	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
1.4	3.0	3.6	3.0	6.3	1.4	1.1	5.5	-	3.6	-	-	3.8	9.2	5.7	5.3	30.3	8.6
0.5	3.1	3.1	2.6	4.3	1.1	2.3	9.2	-	3.8	4.2	8.6	4.2	10.4	6.0	-	-	-
0.6	3.5	3.7	5.3	3.8	1.5	2.3	6.7	-	3.8	-	-	4.4	10.3	6.0	-	-	-
1.7	4.0	3.6	1.8	5.6	1.5	0.9	6.6	-	3.8	-	-	4.0	10.5	5.6	-	-	-
1.7	2.6	3.6	0.0	7.7	1.1	0.8	4.9	-	3.5	-	-	3.7	8.7	5.6	-	-	-
1.7	2.0	3.3	-	8.2	1.5	0.3	3.7	-	3.2	-	-	3.3	7.2	5.6	-	-	-
-	1.0	4.1	-	9.0	2.6	-	-	-	3.6	-	-	2.9	6.2	5.8	-	-	-
-	3.7	3.3	-	3.9	1.5	-	6.2	16.1	-	4.1	8.7	-	10.5	5.6	-	40.3	10.5
-	3.8	3.2	-	4.5	1.6	-	6.6	16.0	-	4.6	8.3	-	10.3	5.8	-	37.5	9.9
-	4.3	3.4	-	5.5	1.6	-	6.9	15.9	-	5.0	8.1	-	10.8	5.7	-	37.4	9.3
-	3.8	3.5	-	6.8	1.2	-	6.2	15.9	-	5.5	8.1	-	10.5	5.4	-	35.7	8.8
-	2.7	3.6	-	7.0	1.1	-	5.2	16.0	-	5.9	8.5	-	9.4	5.7	-	31.8	8.4
-	2.7	3.6	-	7.9	1.1	-	5.1	16.2	-	5.5	8.5	-	8.7	5.8	-	32.4	8.1
-	2.4	3.7	-	8.4	1.1	-	4.3	16.3	-	4.7	8.5	-	8.0	5.3	-	31.2	7.8
-	2.2	4.0	-	8.0	1.2	-	4.0	16.4	-	4.4	8.4	-	7.6	5.6	-	30.7	7.7
-	1.8	3.8	-	8.1	1.5	-	3.6	16.8	-	4.2	8.5	-	7.1	5.8	-	30.7	8.0
-	2.1	3.9	-	8.6	1.9	-	3.6	17.4	-	4.1	8.9	-	6.8	5.4	-	30.3	8.6
-	1.3	3.6	-	9.4	2.4	-	3.4	18.0	-	3.7	9.4	-	6.6	-	-	28.6	12.4
-	0.8	3.8	-	8.9	2.6	-	3.5	18.1	-	3.9	9.3	-	6.2	-	-	27.2	13.2
-	1.0	3.7	-	8.7	2.7	-	3.3	18.1	-	3.7	9.1	-	5.9	-	-	25.1	13.0
-	0.5	-	-	7.5	3.2	-	-	-	-	3.2	8.8	-	6.1	-	-	24.2	11.1

(注)6 デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。
7 アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀から中央統計局の統計値に変更。
資料：各国統計による。ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

中・東欧三二情報

《観光・文化・文芸》

ポーランド

古都クラクフなど観光スポットは豊富

首都ワルシャワは、大戦時にヒトラーによって全壊されたため、観光名所である「旧市街」は戦後復元したものである。

戦火を免れ中世のたたずまいがそのまま残っているのはポーランド南部の古都クラクフである。歴代の王族が住んだヴァヴェル（Wawel）城や旧市街は、ユネスコの世界遺産にも指定されている。また、クラクフには映画監督であるアンジェイ・ワイダ氏の出資で建てられた日本美術技術センターもあり、常時日本の伝統美術品などが展示されている。

クラクフからはアウシュビッツ（ポーランド

名オシフェンチム：Oswiecim）や、1000年以上の歴史を誇る大規模な地下岩塩採掘場ヴェリチカ（Wieliczka）なども近い。

他にもドイツ色の濃い町並みのヴロツワフ（Wroclaw）や港湾都市グダニスク（Gdansk）がある。

ワルシャワでオペラやバレエを楽しむならオペラ劇場（Opera Narodowa）が有名。インターネットでも演目が検索できる（www.teatr Wielki.pl）。

他の欧州諸国と同様、ポーランドでも7、8月には劇場は休みとなるが、夏場に訪れる場合は週末に各地で行われる音楽祭に参加できる。シヨパン像で有名なワルシャワのワジェンキ公園でも、夏の毎週末、野外ピアノコンサートが無料で行われている。

チェコ

文化遺産の宝庫・プラハ街

中世の概観をそのまま残した街プラハは、まさに文化遺産の宝庫である。歴代国王の居城で現在大統領府になっているプラハ城、14世紀に建設されたカレル橋、旧市街広場など名所旧跡を数えあげたらきりが無い。歴史地区では、10世紀のロマネスクからゴシック、ルネッサンス、バロック、アールヌーボーなどあらゆる建築様式の建物が並び、西洋建築の歴史を実地で体験することができる。

チェコは、ドボルザーク、スメタナなど世界的な作曲家を生み出した音楽の国でもある。チェコ・フィルなど一流オーケストラ、オペラが何度も日本公演を行っているのもその音楽レベ

ルの高さを体験済みの方も多いであろう。毎年5月12日から6月4日まで開催されている「プラハの春の音楽祭」は、国内外の一流音楽家が出演し、国際的にも非常にグレードが高い。チケットは数ヵ月前から予約を受け付けており、オープニングなど人気のあるものはすぐに売り切れてしまうので、旅行社などを通して早めに手配しておく必要がある。

造形美術においても、ピカソの作品が充実している国立美術館、世界的にはミューシャの名で知られるチェコ人画家ムハの美術館などがあり、見逃せない。この他、プラハ市内には庭園、公園などの憩いの場、動物園、遊園地もあり、最近ではマルチ映画館など娯楽施設も整ってきた。

ハンガリー

夜の楽しみはオペラで

ブタペストで夜の観光をするなら、オペラがおすすめである。国立歌劇場（オペラハウス）、エルケル劇場、オペレッタ劇場、国立劇場といったところで、9月から6月までの間、ほとんど毎日オペラが上演されている。

オペラのチケットは、町にあるチケットカウンターで購入出来る。ただし、オペラハウスのチケットだけは、直接劇場内の窓口で購入もしくは、ホームページ上で予約して購入するようになっている。だいたい1カ月前から前売りが始まる。人気のある演目や週末のチケットは売り切れることもあるので、早めの購入が望ましい。オペラハウスの演目、スケジュール、空席

情報は、ホームページ（www.opera.hu）でチェック出来る。

上演当日、会場に入ったらまずプログラム（200円程度）を買おう。だいたい英語で書かれているので、上演が始まるまでの間にストーリーをチェックしておくといい。

幕間の休憩は約20分間で2回くらいある。会場内には軽食のとれるスタンドがあり、飲み物も買える。オペラハウスにはベランダが外に突き出ているので、ワイングラスを片手にブタペストの夜景を堪能出来る。

上演が終わったら、必ずカーテンコールがあるので、素晴らしいと思った歌手には恥ずかしながら「ブラボー！」と叫ぼう。

ルーマニア

素朴な農村と自然が魅力

古代からルーマニアの鉱水は治療効能で有名であり、「ヘラクレスの温泉」はローマ時代から使われてきた。黒海海岸にはママイヤなど夏の海水浴場、避暑地が並んでおり、塩水や泥パックの治療が有名である。

ブコヴィナ州にある修道院は、外壁に描かれた聖書で世界的に知られ、ユネスコの世界遺産として登録されている。ルーマニアの城では、ドラキュラ伝説のブラン城が外国人観光客の人気を集めており、最近、ドラキュラパーク建設計画が持ち上がっている。また、カロル1世の夏の離宮だったペレシュ城など

も美しい城として知られている。

カルパチア山脈の風景は素晴らしく、一年を通じてハイキング、登山、ウィンタースポーツなどが楽しめる。シナイヤ、プレダル、ポイアナブラショフなどの都市が有名である。

農村では民俗的な伝統や民族衣装が昔からずっと保たれてきた。それらの習慣を実際に経験するため、農家で宿泊することもできる新しいタイプの観光も人気がある。山では鹿、イノシシ、熊などの狩猟ができ、ドナウ・デルタや湖では鱒や鯉などの釣りが可能である。

また、ツイカ、パリンカやワインといったアルコール類もルーマニアの魅力の一つに数えられる。

スロバキア

自然も文化も一級品のスロバキア

スロバキアの首都ブラチスラバは、ベートーベン、リスト、ブラームスといった著名な音楽家が活躍した場所でもあり、現在レベルの高い舞台を楽しむことができる。スロバキア国立劇場（www.snd.sk）では多彩な演目が毎晩催されており、15～25ユーロで本格オペラやクラシックバレエが、またスロバキアフィルハーモニー（www.filharmonia.sk）の演奏会では、一人12ユーロで一流のオーケストラを楽しむことができる。

ブラチスラバから郊外に出ても楽しみはある。例えば車で北東に1時間も走れば、今でも欧州各国に加えてイスラエルやアラブの富裕層の保養地として賑わうピエシュチャニ

（www.piestany.sk）という温泉がある。もともとは湯治場として利用されているものだが、日帰りも可能だ。日本人好みの40度近い硫黄臭漂う温泉が心地よい。

一方、国の東側も自然や歴史遺産が豊富で観光客を楽しませてくれる。中でも、スロバキア北部ポーランドとの国境近くにそびえる2500メートル級のタトラ山群は、20ハリエルコインにもデザインされて国民に親しまれており、休日にはハイキングやスキーを楽しむ家族で賑わう。さらに東には、ウクライナ系のルテアニア人が1500年頃に建立したという木造の教会を見ることが出来る。ちょっとした秘境だが、スロバキアがスラブ・ハンガリー・ゲルマン・ラテン諸民族の十字路であることを感じさせてくれる貴重な文化遺産として高く評価されている。

各国通貨交換レート

2002年6月4日現在

	国・地域名	通貨	略号 (ISO通貨 コード)	交換レート		
				1米ドル当たり 現地通貨	1ユーロ当たり 現地通貨	1現地通貨 当たり円
西 欧	ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	1.08	-	116.12
	英 国	英国ポンド	GBP	0.68	0.64	180.95
	ス イ ス	スイス・フラン	CHF	1.57	1.46	79.10
	デンマーク	デンマーク・クローネ	DKK	8.00	7.44	15.63
	スウェーデン	スウェーデン・クローナ	SEK	9.85	9.15	12.76
	ノルウェー	ノルウェー・クローネ	NOK	7.96	7.39	15.61
	アイスランド	アイスランド・クローナ	ISK	92.37	86.14	1.34
中 ・ 東 欧	ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	4.05	3.76	30.80
	チェコ	チェコ・コルナ	CZK	32.90	30.56	3.82
	スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	47.08	43.74	2.65
	ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	261.56	242.97	0.48
	ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	33,565.0	31,180.2	0.37 (100ROL当たり)
	ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGL	2.10	1.95	59.24

注：1) ユーロ圏12カ国は、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、オーストリア、フィンランド、ギリシャ

2) 小数点第2位以下で四捨五入（ルーマニアを除く）。

3) アイスランド、スロバキア、ルーマニア、ブルガリアの「1現地通貨当たり円」は下記サイトより計算
出所：フィナンシャル・タイムズ紙のウェブサイト“FT.com”による6月4日時点のレート。

<http://www.marketprices.ft.com/markets/currencies/ab#a>

<http://mwprices.ft.com/custom/ft-com/currency.asp>

JETRO ユーロトレンド

2002年7月号（NO.53） 2002年6月25日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。